

美濃加茂市文化財保存活用地域計画

目次

序章 本計画の位置づけと定義	1
1 計画作成の背景と目的	1
2 地域計画の位置づけ	2
3 計画期間.....	10
4 本計画における文化財の定義	11
5 計画作成の体制と経緯	16
 第1章 美濃加茂市の概要	18
1 自然的・地理的環境	18
2 社会的状況.....	23
3 歴史的背景.....	30
 第2章 「みのかも地域文化資源」の概要	35
1 文化財保護法に基づく「指定等文化財」の概要と特徴.....	35
2 「未指定文化財」の概要と特徴.....	42
3 関連する制度	48
4 地区ごとの「みのかも地域文化資源」の特徴.....	52
 第3章 美濃加茂市の歴史文化の特性	55
1 山間と平野が隣接する、里山の暮らし	56
2 木曽川・飛騨川の中流としての特徴	57
3 南北、東西をつなぐ、交通の要所	58
 第4章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する現状	61
1 「みのかも地域文化資源」の調査実績.....	61
2 「みのかも地域文化資源」の保存と活用に関する取組み.....	65
3 市民の「みのかも地域文化資源」に対する意識の現況	66
 第5章 「市民ミュージアム」を中心とした「みのかも地域文化資源」の保存・活用の取組み	68
1 市民ミュージアムとは	68
2 市民ミュージアムでの取組	68
3 市民ミュージアム来場者へのアンケート.....	71
 第6章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する将来像	74
1 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する将来像	74
2 将来像を達成するための方向性	75

第7章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する課題	77
1 「みのかも地域文化資源」を明らかにするための課題	77
2 「みのかも地域文化資源」を守るための課題	77
3 「みのかも地域文化資源」を共有するための課題	78
4 「みのかも地域文化資源」を活かすための課題	79
5 「みのかも地域文化資源」をみんなで支えるための課題	79
6 「みのかも地域文化資源」をつなぐための課題	80
第8章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する方針・措置	81
1 「みのかも地域文化資源」を明らかにするための方針・措置	81
2 「みのかも地域文化資源」を守るための方針・措置	84
3 「みのかも地域文化資源」を共有するための方針・措置	89
4 「みのかも地域文化資源」を活かすための方針・措置	91
5 「みのかも地域文化資源」をみんなで支えるための方針・措置	93
6 「みのかも地域文化資源」をつなぐための方針・措置	95
第9章 「みのかも地域文化資源」の一体的・総合的な保存・活用	96
1 関連文化財群の捉え方	96
2 関連文化財群	97
第10章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用の推進体制	109
1 保存・活用の推進体制	109
2 防災・防犯体制	113
3 計画の進捗管理と自己評価	114

コラム目次

1 美濃加茂市報連載記事 「バス停からの小さな旅」展（令和4（2022）年）	14
2 「MINOKAMO STORY わたしの好きなみのかも」展（令和5（2023）年）	14
3 美濃加茂市の先人	48
4 「ヨソモノ」から見た、みのかもの姿	59
5 五感で捉える、みのかもの姿	60
6 市民が捉える歴史文化に関するくらし、行事、食	67
7 外から見た市民ミュージアムの博物館活動	73
8 「逍遙こみち 遊歩道おさんぽマップ」	76
9 「坪内逍遙からの広がり（交流）」	76

序章 本計画の位置づけと定義

I 計画作成の背景と目的

美濃加茂市は、濃尾平野の最北端に位置し、山地に連なるところです。そして、木曽川・長良川という2つの大河川の水系にあたり、豊かな自然環境に恵まれています。そのため、先史時代から現在に至るまで人々が集い、暮らしが営まれました。また、南北・東西をつなぐ街道や水運が発達したことで、ヒトやモノが行き交う交通の要衝となりました。

そのような地理的・歴史的な環境に育まれた美濃加茂市の歴史文化は、現在でも、有形・無形のさまざまな文物や行事等を通して、市域の各所で出会うことができます。これらは、地域の歴史文化を把握・理解するために不可欠な要素であり、将来へ繋いでいくべき美濃加茂市の財産です。

一方、全国では、人口減少や少子高齢化の進行、価値観の多様化、地域の担い手不足の影響などにより、貴重な文化財や地域に根付いた文化的な資源の喪失、散逸など、文化財を取り巻く環境の悪化が大きな課題となっています。美濃加茂市も例外ではなく、以下のような市民の切実な声も、聞かれるようになってきました。

- ・市指定文化財でも現在の所有者による適切な維持管理が困難になってきている。
- ・後継者が減り、地域の伝統行事、習慣などの活動が休止となっている。
- ・家や蔵の改築、世代交代、文化や信仰による住民同士のつながりの途絶えなどによって、大切な歴史資料の滅失や破棄等が生じている。
- ・地域に住む人であっても身近にあるものが歴史的に貴重であることが知られていない。
- ・数多くの文化財があるものの、それらを伝える仕組みが不足している。
- ・美濃加茂市への移住者や増加する外国人住民等、多様な人々に分かりやすく歴史文化を伝えていくことが必要。
- ・文化財や文化的資源に関わる取組みを市民が自発的に行えるようにしていくことが必要。
- ・博物館（文化の森）を拠点として、各地域の取組の発信や意見交換を行う場が必要。

こうした中、平成30(2018)年、文化財保護法(昭和25(1950)年法律第214号)の改正により、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことを目的に、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定、市町村による「文化財保存活用地域計画」を作成すること等が、新たに示されました。

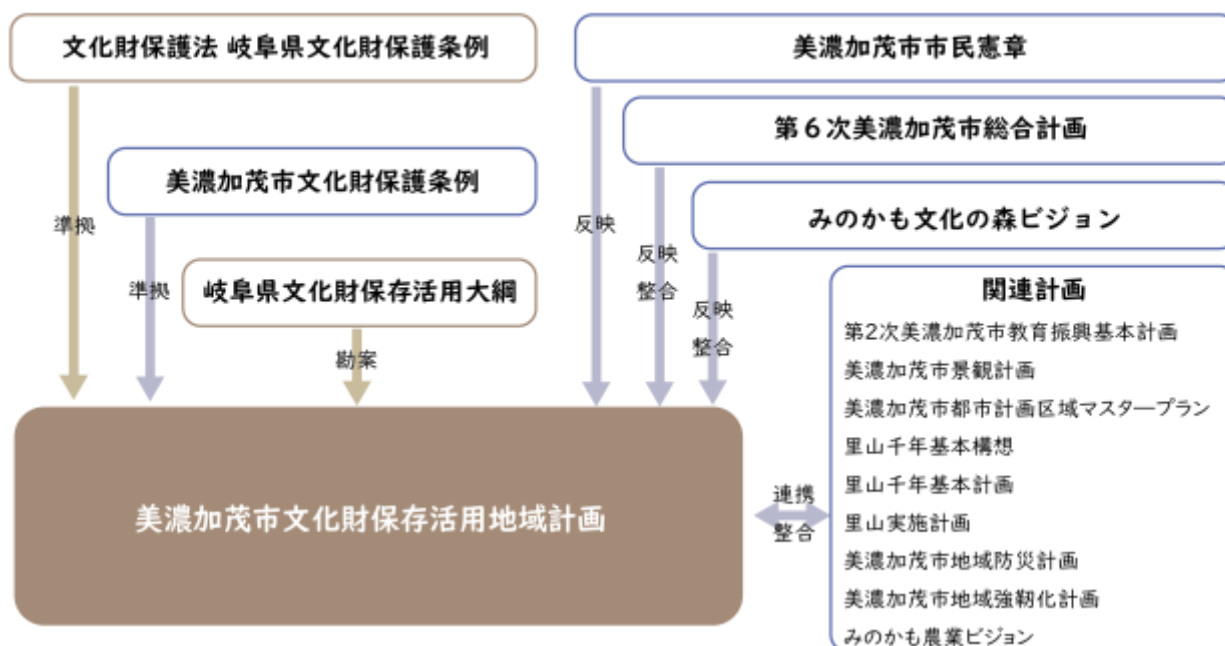
また、令和2年に作成した「みのかも文化の森ビジョン」においても、歴史や文化を物語る地域資源の重要性を明記し、「まちにとって「地域のよりどころ」となるように地域の魅力を高めること、及びそのために必要な活動方針が明記されています。

そこで、市内の指定や登録された文化財だけでなく、市内にある「地域の宝」と呼べるようなものを一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくことを目的に、文化財保護法第183条の3に基づき「美濃加茂市文化財保存活用地域計画」を作成しました。これにより、文化財の保存と活用の基本方針、具体的な取組み等を明確にするとともに、文化財に対する認識を市民と共有しながら、所在する周辺環境も含めた総合的な保存・活用を図ります。

2 地域計画の位置づけ

本計画は、下記の図に示す位置づけにあります。

[美濃加茂市文化財保存活用地域計画の位置づけ]



2-1 文化財保護法の改正との整合性

全国的に、過疎化・少子高齢化などによる文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが求められています。このような状況の下、地域における文化財の計画的・継続的な保存・活用の推進や、地方の文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、平成30(2018)年、文化財保護法が改正されました。

この改正に基づき、市町村による文化財保存活用地域計画の作成および文化庁長官による認定などが新たに制度化されました。文化財保存活用地域計画は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープランであり、アクションプランです。

文化財保護法第183条の3第2項には、計画に関する記載事項として、下記の事項を盛り込むことが定められています。

- ・当該市町村の区域における文化財の保存及び用に関する基本的な方針
- ・当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容
- ・当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ・計画期間
- ・その他文部科学省令で定める事項

2-2 岐阜県文化財保存活用大綱との整合性

岐阜県は、令和3(2021)年3月に、岐阜県文化財保存活用大綱を策定しました。

大綱では、「文化財は、魅力あふれる地域づくりを行う礎となり、コミュニティの活性化に寄与し、人づくり、地域づくりに欠かすことのできない社会資本」であること、「未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくり等に活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会が一体となり、その保存・活用に取り組むことのできる体制づくり」が必要であること、「従来から文化財行政を担ってきた国・県・市町村のみならず、企業・団体・NPO、ボランティア、民間事業者等との連携による取組みの推進」が急務であること、等が示され、その保存・活用の方針として「文化財を知り、守り、育て、地域の資源として「清流の国ぎふ」づくりに活かす」が掲げられました。

本計画は、この大綱を勘案し、岐阜県と協力しながら、市内に所在する文化財を適切に保存・活用するための計画として作成しました。

2-3 美濃加茂市文化財保護条例との整合性

この条例は、市内に所在する文化財で、文化財保護法又は岐阜県文化財保護条例(昭和29(1954)年岐阜県条例第37号)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的に昭和60(1985)年に施行したものです。

本計画は、この条例を勘案して作成しました。

2-4 市の上位・関連計画との整合性

本計画は、先に述べたように、文化財保護法に基づいて、文化財の計画的な保存・活用を目指すもので、美濃加茂市のまちづくりの指針であり上位計画である、下記の計画のほか、美濃加茂市のさまざまな行政分野における関連計画との整合性を図りながら、作成しました。

■上位計画

- ①美濃加茂市民憲章
- ②第6次美濃加茂市総合計画
- ③みのかも文化の森ビジョン

■関連計画

- ④第2次美濃加茂市教育振興基本計画
- ⑤美濃加茂市都市計画マスタープラン
- ⑥美濃加茂市景観計画
- ⑦里山千年基本構想(改訂版)
- ⑧里山千年基本計画(改訂版)
- ⑨里山実施計画
- ⑩美濃加茂市地域防災計画
- ⑪美濃加茂市地域強靱化計画
- ⑫みのかも農業ビジョン

① 美濃加茂市民憲章(昭和53(1978)年4月1日)

市民生活のよりどころとして、美濃加茂市の市民憲章が昭和53(1978)年3月13日に市議会において議決され、4月1日に制定しました。美濃加茂市は憲章を印刷して全世帯に配布し、市内各所には大きな看板として設置しました。市民は、この憲章を実践することによって、愛するまち美濃加茂市の伸展と、しあわせを築こうと誓いました。

私たちは、豊かな水と緑の恵みをうけ、木曾の流れのようにひらけゆく未来をもつ、美濃加茂の市民です。私たちはこのまちを愛し、たがいのしあわせを願い、ひとりひとりの誓いをこめて、この憲章を定めます。

- ー 健康で働き、心のかよう家庭をつくります。
- ー きまりを守り、いたわりあい、助けあって住みよいまちをつくります。
- ー 自然をいかし、環境をととのえ、くらしのゆたかなまちをつくります。
- ー 夢をもち、正しく強く生きる青少年の育つまちをつくります。
- ー 教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。

②第6次美濃加茂市総合計画(令和2(2020)年度～令和11(2029)年度)

市民の方々とのワークショップやアンケート結果をもとに、計画期間の10年間で、美濃加茂市としてどのようなまちを目指すのか、重点を置く6つの柱を立てて、まちづくりを推進していく計画です。

【将来像】すべての健康のための歩き続けるまち

【基本構想】

市民・団体・企業・市役所が一体となって「歩き続ける」ことを共通の目標として、「心の健康」「体の健康」「社会の健康」を整えていきます。美濃加茂市に住むこと、住み続けることで、健康で豊かな暮らしに繋がるよう、みんなで一歩を踏み出しましょう。

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

地域 再生

●地域の魅力をアップデート！

- ・みんなのまちを、みんなでつくる
→市民と一緒にまちなかの空間を整備することにより、心地よく歩きたくなるまちなかを目指す。
- ・みんなの活動を、みんなで支える
→地域に愛着がもてる市民を増やし、地域住民によるまちづくりを活性化させる。

産業 振興

●活力と“豊かさ”あふれるまち！

- ・変わる、はじまる、みのかもツーリズム
→地域資源を最大限に活かした観光産業を世界に向けて発信し、にぎわい溢れるまちを目指す。
- ・まもる農業、残す里山
→農業の後継者不足解消。里山を整備し、その里山資源を利活用した教育や遊び場づくり。美しい里山を後世に残す。

③みのかも文化の森ビジョン(令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)

みのかも文化の森／美濃加茂市民ミュージアム(以下、市民ミュージアムとする)の開館から20年が経過したことを機に、今までの取り組みを振り返るとともに、「この博物館がこのまちにあってよかった」「ちょっと誇りに感じる」と思ってもらえるような地域博物館になるにはどうしたらよいか、市民の方々と「協働」していかに活動をしていくか、森や施設を活用した事業をどのように展開していくかなど、博物館運営をしていく上での方向性を示したものです。

【市民ミュージアムの将来像と目指すイメージ】

将来像



目指すイメージ

『想いをめぐらし、はじまる森』

みのかも文化の森は、この地を作り上げている自然、歴史や文化、そしてアートなどいろいろなものを提供しています。

しかし、何も一つの答えを用意しているわけではありません。五感を駆使して好奇心をふくらませ、気分を楽にして自由に思いを巡らせる場です。「博物館」といった枠にとらわれず、日々の暮らしに潤いをもたらす、地域のよさを発見する、ひろがりや繋がりの出発点として、人々に身近な森であり続けることを目指します。

美濃加茂市という「まち」の今後に関する役割

そして、美濃加茂市という「まち」の今後に関する役割です。

合併後、美濃加茂市は「10年近くが経過し、より成熟したまちになっていくには、まち特有のオリジナルなものをどれだけ活用し、アイデンティティとして表現できるのか、そして一つ一つのことがらをどれだけ深まりをもったものにするのか」が問われています。

みのかも文化の森は、「より深まりのあるまち」になるための重要な役割があると考えます。そのために、未来を見据えてたえず検証を重ねながら地道に活動をすすめていきます。

【みのかも文化の森の活動方針】

①自然との共存

豊かな里山や森のたたずまいをたっぶり「体感」できる場でありたいと思います。身近な自然や生態系から学ぶことの大切さを知り、暮らしの豊かさを考える場とします。

②学校教育との連携

ミュージアムにある様々なモノやコトをいかした、感動と深まりのある学びができる場とします。さらに、子どもが将来にわたって幅広く知的好奇心を持ち続けられるよう支援します。

③市民のちから

市民の自由な発想と自発的な動きはミュージアムの活動をささえます。協働しておこなう新しい取り組みや企画は、新しい力や可能性となって次へつながっていきます。市民の力を大切にします。

④地域の交流拠点

「博物館」や「教育・文化」という枠にとらわれることなく、地域の資源を活かした人々の交流がさかんになり、地域のハブやよりどころとして必要とされる場としての活動を進めます。

【改正博物館法と市民ミュージアム】

市民ミュージアムは、美濃加茂市による直営の総合博物館です。美濃加茂市では文化財保護行政が、市民ミュージアムを拠点・活動の中心として行われていることから、博物館法の内容についても念頭に置き、作成にあたります。

市民ミュージアムは、博物館法第2条のとおり、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関として登録を受けた施設です。

その目的は、社会教育法（昭和24（1949）年法律第207号）を踏まえ、「社会教育法に基づき」定めるものと明記され、博物館の健全な発達を図ることで、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とされてきました。そして、令和4（2022）年の博物館法改正では、社会教育法とともに、平成29（2017）年に制定された文化芸術基本法の本質にも基づくと改められました。

文化芸術基本法第二条には、基本理念が示されています。特に、

「10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。」

については、市民ミュージアムの活動を進める上で、大きな方向性となっています。

④第2次美濃加茂市教育振興基本計画(学校教育課|令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

美濃加茂市総合計画がめざす「美濃加茂市の未来都市像」の実現に向けて、生きる力を育む場所の総称を「学校」とし、『学校が楽しい!』と言える子どもの育成をめざす計画です。

【FROM—0歳プラン2を支える3本の柱】

- ①学校の改革・改善
- ②ロングスパン教育
- ③面による指導

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

学校が楽しい!「FROM-0歳プラン2」の主な取組

文化振興課では、0歳から18歳までの全世代に対して、「学習活用、企画展、まゆの家まつり、各種体験学習、講座、ふらっとみゅーじあむ、博学連携フォーラム、夏休み子ども講座、フォレストくらぶ、職場体験学習、ふらっとみゅーじあむ中学生ボランティア、文化の森賞」を通して教育の取組を行うことが位置づけられています。

⑤美濃加茂市都市計画マスタープラン(都市計画課|令和2(2020)年度～令和22(2040)年度)

美濃加茂市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」として位置づけられ、市の将来像や整備方針を明確にして、行政と市民や団体がそれらを共有しながら実現していくことを定めた、市の都市計画に関する基本的な方針です。美濃加茂市の特徴ある地域資源として、中山道太田宿、木曽川の雄大な流れや伊深地区や三和地区の山並みなどが、歴史・文化、自然資源として位置付けられています。

【まちづくりの目標】

みんな笑顔で、安全・安心、健康に暮らすことができるまち
～みんなの夢がかなう、堂々、美濃加茂～

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

・まちづくりの柱「歴史・文化、自然と調和したまち」

本市が有する豊かな歴史・文化資源や自然環境を大切にしたまちを目指す

⑥美濃加茂市景観計画（都市計画課|平成22（2010）年度～）

景観法第8条の規定に基づき、市全域を景観計画区域に定め、良好な景観を守り育て、いつまでも美しい風景を残すことを目的に策定した計画です。

【景観形成の基本理念】

『自然・歴史文化・暮らし』美濃加茂らしい景観が創る まちの交流、人の和らぎ

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

山並み、川の流れ、河岸段丘といった地形の上での人々のくらしや営みにより、醸成された歴史文化が美濃加茂らしい景観を守り育て、つくっていくことが位置づけられています。

【景観計画重点区域の景観形成の目標】

- ・ 中山道太田宿地区：宿場町のまちなみを次世代につなぎます
- ・ 伊深地区：伊深の景観を巡る道づくり
- ・ 三和地区：山桜とホタルの里づくり

⑦里山千年構想（改訂版）（農林課|平成27（2015）年度～）

昔からの山の姿を取り戻し、本当の里山の魅力を再生することをめざし、千年経っても変わらない風景を残すために策定した構想です。

【里山再生基本政策】

- ①里山の整備
- ②里山の資源活用
- ③整備後の里山利活用

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

本市で失われてきた里山の風景や、埋もれた里山資源を取り戻し、未来永劫変わらない美しいふるさとの風景を残していくために、荒廃してきた里山を整備し維持管理を持続させる方法、及び整備により再生された里山を活用する方法を検証していくことを提唱しています。

⑧里山千年基本計画（改訂版）（農林課：平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）

「里山千年構想」を市内の里山の整備及び維持管理や利活用方法の基幹と位置づけ、地域ごとに特徴のある里山環境整備や事業展開していくために、具体的な考えや実施事業を定めた計画です。

⑨美濃加茂市地域防災計画（美濃加茂市防災会議|令和4（2022）年5月～）

美濃加茂市、防災関係機関及び市民並びに事業者が協働し、災害の予防、応急対策及び復旧計画に取り組むことにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とした計画です。

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

第2編災害予防対策 第5項災害の予防と被害軽減対策 第1節火災予防計画

3火災予防啓発（2）

カ 春秋2回の「火災予防運動」及び文化財防災デーを推進します。

5文化財施設の防災

（1）指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者、管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めます。また、建築物等には消火栓、消火器等を設置し防火に努めるとともに、指定文化財での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めます。

（2）市

ア 国、県指定の文化財の所有者毎に文化財防災台帳を作成し、文化財の保存状況の把握に努めます。

イ 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために、文化財の防災の手引きにより、その管理・保護対策について指導助言します。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進します。

エ 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施します。

第3編災害応急対策 第1章一般災害対策 第3項緊急活動 第1節情報の収集・伝達・広報

1被害状況の調査体制

被害等の区分	担当課	協力機関
文化財関係被害	文化振興課	各関係機関

⑩美濃加茂市地域強靱化計画（都市計画課|令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

国土強靱化基本法第13条に基づき、いかなる自然災害が発生しようとも被害を最小化し、かつ、受けた被害から迅速に回復ができる、強く、しなやかな美濃加茂市の実現に向けた計画です。

【将来像】

『自助・共助・公助による強靱な地域づくり』

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

第5章強靱化の推進方針

2施策分野ごとの強靱化の推進方針 2.2 地域保全(文化財の保護対策の推進)

地域の文化財を適切に保存するため、平時から文化財の種類や立地する環境を考慮した上で、防火対策や老朽化対策、耐震調査・耐震補強等への支援、また、未指定を含む文化財の把握を進める。また、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして継続的に収集保管し、アーカイブ化を進める。

⑪みのかも農業ビジョン（農林課|令和3（2021）年～令和12（2030）年）

農業から持続可能な社会を描いていく道標として、農業から美濃加茂市が目指すべき未来の社会構造を創造していくために、策定したビジョンです。

【みのかも農業ビジョンが目指す 2030 年の農業の姿】

- ・農業だからこそできる持続可能な社会へ
- ・農業をつむぐ人づくり

【計画内での歴史・文化と文化財の主な位置づけ】

重点政策 環境保全

美しい農地を未来へ紡ぐ

1 農地の風景・環境の保全 地域のすがたを未来につなぐ

美濃加茂市には先人から引き継がれてきた水田や畑、果樹園地といった様々な農地があり、まちなぎの景観の一翼を担っています。このような地域の景観を農業者や地域の方とともに未来へつないでいきます。

4 生物多様性の実現 農業から豊かな自然づくりを

農業分野においても、ホタルやメダカなどの生物を保護し、生物多様性の実現に向けて、低農薬化の実現、無農薬化を目指します。農地における生物多様性の環境を実現するとともに、里山×STEAM 教育のフィールドとします。また近年、市内の水田で、稲などに被害を及ぼしている外来種のスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)駆除に地域で取り組み、環境の保全を支援していきます。

2-5 持続可能な開発目標（SDGs）の取り組みとの関係

SDGs とは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標を指すものです。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を基本理念としています。

採択から8年が経過した現在、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指す SDGs が果たす役割はますます大きくなっており、美濃加茂市では令和2（2020）年に「みのかも SDGs 推進宣言」が示され、そこでは、市民が50年先、100年先の将来にわたって誇りと愛着を持って住み続けられる美濃加茂市の実現が目指されていることから、本計画の将来像に向けた6つの方向性と特に関連するものとして、以下のゴールを位置づけ、これらの達成も意識しながら取り組みを進めるものとします。

- 「4. 質の高い教育をみんなに」
- 「6. 安全な水とトイレを世界中に」
- 「8. 働きがいも経済成長も」
- 「11. 住み続けられるまちづくりを」
- 「15. 緑の豊かさを守ろう」
- 「17. パートナリシップで目標を達成しよう」

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度～令和15（2033）年度の10か年とします。上位計画である第7次総合計画の策定が予定される令和12（2030）年度に見直しを行うものとします。具体的な評価方法、見直しの時期については、第10章3に示します。

4 本計画における文化財の定義

4-1 文化財保護法に基づく「文化財」（指定等文化財）

文化財保護法では、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と定められており、その対象となる文化財として、文化財保護法第二条で規定される六類型や埋蔵文化財及び文化財の保存技術が定義されています。

これらの文化財は、文化財保護法、岐阜県文化財保護条例、美濃加茂市文化財保護条例に基づき、それぞれ国、県または市からの指定等により保護が図られてきました。

[文化財保護法第二条で規定される文化財の類型（六類型）及びその他]



4-2 本計画で対象とする文化財「みのかも地域文化資源」

本計画作成段階に実施した市民へのアンケート調査等からは、美濃加茂市の「歴史文化」を構成するものは、指定等文化財に加え、国や県、美濃加茂市による指定等は受けていないものの、これまでの暮らしの中で地域の人々が誇りにし、かけがえのない大切なものと捉えているもの（未指定文化財）があることが明らかになっていきます。それら未指定文化財には、文化財保護法に基づく六類型として捉えづらかった、伝承や方言、地名など身近な暮らしに基づく文化財があります。

そこで本計画では、学術的な調査研究の成果をもとに長年蓄積されてきたことで、それぞれの価値が磨き上げられてきた①指定等文化財に加え、美濃加茂市の暮らしの中で大切にされてきた、人々の営みを表す②未指定文化財を対象とし、①、②の総体を「みのかも地域文化資源」として、保存・活用を図ることとします。

また、文化庁『地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へ』には、「歴史文化」が示されています。本計画の対象である「みのかも地域文化資源」のどれもが、美濃加茂市の地域らしさや地域の特徴を表す「歴史文化」（第3章）を構成するものとして大切なものです。それらを将来へつなげることを目指します。

「歴史文化とは」

地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史文化にまつわるコンテクスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

文化庁『地域総がかりでつくる 文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へ』（5頁）

[本計画における文化財の定義]

みのかも地域文化資源

①文化財保護法に基づく指定等文化財 (序章4-1、第2章1)

【六類型の文化財】

- ・有形文化財
- ・民俗文化財
- ・文化的景観
- ・埋蔵文化財
- ・文化財の保存技術
- ・無形文化財
- ・記念物
- ・伝統的建造物群

②美濃加茂のくらしに基づく未指定文化財 (序章4-3、第2章2)

【六類型の文化財】

- ・有形文化財
- ・民俗文化財
- ・文化的景観
- ・埋蔵文化財
- ・文化財の保存技術
- ・無形文化財
- ・記念物
- ・伝統的建造物群

【文化財保護法として捉えづらかった 六類型以外の文化財】

伝承・方言・地名など

〔「みのかも地域文化資源」の保存・活用の可能性〕

「みのかも地域文化資源」の保存・活用の方法の可能性は、多岐にわたります。すでに、市民ミュージアムで保存し、展示等しているもの、地域の人々の活動の結びつきとなっているものがあります。その中には今後、地域ならではの暮らしぶりを示す「シンボル」や、他者との交流によって活発に触発され、展開されるものがあります。そのため、本計画では可能性を広げながらさまざまな保存・活用のありかたを検討し、措置として行います。



小学生への地域学習支援
【古文書・絵図】



視覚障害者への学習支援
【縄文土器】



高校生への調査研究支援
【祭礼道具類】



まちづくり協議会企画
【年中行事】



まち歩き・文化財探訪講座
【記念碑】



市民協働調査、成果発表
【生活や生業に関する資料】



健康・福祉（回想法：認知症予防）
【歴史資料】



地域に伝承された料理
【食文化】



外国人との交流
【年中行事】

コラム1 美濃加茂市報連載記事「バス停からの小さな旅」展(令和4(2022)年)

@市民ミュージアム

市内に運行されているコミュニティバス(愛称「あい愛バス」)に乗りながら、現地・文化財を散策するという企画(市の広報紙に3年間毎月連載)を展示化したものです。市民からの情報も貴重なものでした。



コラム2 「MINOKAMO STORY わたしの好きなみのかも」展(令和5(2023)年)

@市民ミュージアム×美濃加茂市経営企画部秘書広報課

展覧会では、市民や美濃加茂市にゆかりのあるさまざまな人たちが、自分が感じるまちの魅力を、オリジナルな視点で、それぞれの「ストーリー」とともに紹介しました。

メジャーな観光地紹介ではなく、昔からある大好きな場所や大切な人との思い出が詰まった場所、客観的に見て魅力的だと思う場所など、さまざまな人たちの視点を通して出会う、このまちの魅力を楽しんでいただく機会となりました。



4-3 本計画における未指定文化財の分類方法

本計画では、指定等文化財については文化財保護法に基づいた六類型に従い分類し、未指定文化財については下記のような独自の設定で分類します。

絵画や工芸品など、有形文化財のうち、不動産以外のものは文化的資料として分類しています。この中には、古文書や生活道具といった、市民ミュージアムの収蔵資料の大部分が含まれています。祭礼等の行事に使用する道具等を有形民俗、行事やそれにとまなう芸能等については無形民俗としています。

[文化庁による分類と本計画における未指定文化財の分類の対応表]

文化庁による文化財の分類			本計画における文化財の分類		
類型	分類		大分類	小分類	内容
有形文化財	建造物		建造物	建物	神社、寺院、近代建築、民家 等
				土木建造物	ダム、橋梁、溜池、堤防 等
			石造物	記念碑	顕彰碑、災害碑、産業碑 等
				民間信仰碑	地藏菩薩、阿弥陀如来、馬頭観音、庚申塔、水神 等
				道標	みちしるべ
				文学碑	句碑、歌碑、川柳碑 等
				墓碑	五輪塔、宝篋印塔 等
			美術工芸品	文化的資料	絵画
	彫刻	彫刻・彫塑			木彫、石彫 等
	工芸品	工芸品			陶磁、金工、木工 等
	書跡・典籍	書跡・典籍			墨跡、古筆 等
	古文書	古文書			記録、書状 等
	考古資料	考古資料			出土遺物 等
	歴史資料	歴史資料	文献資料、写真・映像 等		
無形文化財		無形文化財			音楽、方言に関するもの 等
民俗文化財	有形の民俗文化財	有形民俗	日常	生活や生業に関する資料 等	
	非日常		冠婚葬祭や祭礼に関わる道具 等		
	無形の民俗文化財	無形民俗	日常	年中行事、日常の暮らしの様子	
			非日常	冠婚葬祭や祭礼 等	
	食文化		郷土食及び郷土食に関する記録映像 等		
記念物	遺跡	遺跡	史跡	発掘調査などにより先人の営みが分かる場所	
			伝承地	歴史的ことがらにまつわる伝承のある場所 等	
	名勝地	景勝地		自然的景勝、人工的景勝 等	
	動物・植物・地質鉱物	自然史資料	地質	岩石標本及び地層露頭 等	
動植物			動植物標本及び生息地 等		
文化的景観		景観		風景、景色	
伝統的建造物群＊					

*美濃加茂市でまだ確認されていないもの

5 計画作成の体制と経緯

5-1 実施体制

平成30(2018)年の文化財保護法の改正(平成31(2019)年4月1日施行)を踏まえ、美濃加茂市では本計画の作成に関する事項について審議する美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会*を令和4(2022)年に設置し、全5回の審議を行い、意見聴取を行いました。

また、美濃加茂市文化財保護審議会※において協議や意見聴取を行ったほか、市民へのアンケート調査、各種団体へのアンケート調査やヒアリング等の実施、市民向け催事の開催などにより、市民からの直接聴取を行いながら、計画を作成しました。

*美濃加茂市文化財保護条例 第7章 文化財保存活用地域計画協議会 に基づく。

※美濃加茂市文化財保護条例 第6章 美濃加茂市文化財保護審議会 に基づく。

[美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会 委員名簿]

役職等は、令和6(2024)年4月時点のもの

No.	氏名(敬称略)	職名	区分	所属等	専門分野等
1	秋山 晶則	会長	学識経験を有する者	岐阜聖徳学園大学教授	歴史学
2	渡邊 博人		学識経験を有する者	美濃加茂市文化財保護審議会	考古、文化財全般
3	尾崎 宗範		文化財関係団体の者	瑞林寺 代表	文化財所有者
4	渡邊 博栄		観光関係団体の者	美濃加茂市観光協会	観光業、企業家
5	早川 港		観光関係団体の者	美濃加茂商工会議所	観光、飲食
6	安藤 摩里		その他	美濃加茂フリーペーパー 歩好里人 編集長	情報発信、企画
7	吉村 晶		関係行政機関の職員	岐阜県文化伝承課	
8	日下部 達也		関係行政機関の職員	美濃加茂市商工観光課	
9	山田 夕紀		関係行政機関の職員	美濃加茂市まちづくり課	
10	渡辺 明美		関係行政機関の職員	美濃加茂市教育総務課	

[美濃加茂市文化財保護審議会 委員名簿]

役職等は、令和6(2024)年4月時点のもの

No.	氏名(敬称略)	職名	所属等
1	渡邊 育也	会長	元 岐阜県博物館学芸員(歴史)
2	渡邊 博人	副会長	元 各務原市埋蔵文化財調査センター所長(考古)
3	安藤 志郎		元 岐阜県博物館学芸員(自然・植物)
4	可児 光生		美濃加茂市民ミュージアム館長
5	木嶋 紗智恵		学識経験者
6	鹿野 勘次		元 岐阜県博物館学芸員(自然・地質)
7	鈴木 重喜		正眼短期大学教授(歴史)
8	中西 東峰		学識経験者

5-2 作成の経緯

本計画作成の経過（概要）は、以下のとおりになります。

期日等		実施した内容
令和4 (2022) 年度	4月1日	美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会の設置
	7月12日	美濃加茂市文化財保護審議会での報告、説明
	7月15日	第1回美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	2月28日	美濃加茂市文化財保護審議会での報告、意見聴取
	3月19日	市民向け催事「私たちが誇れる、美濃加茂の歴史と文化」の開催
	通年	これまでの調査資料を踏まえた文化財の把握調査結果のとりまとめを実施
令和5 (2023) 年度	4月7日	第2回美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	8月25日	美濃加茂市文化財保護審議会での報告、意見聴取
	10月21日	市民向け催事「地域の宝物を「見つけ、考える」、そして「つながる」へ」の開催
	12月27日	第3回美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	1月23日	第4回美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	3月1日	美濃加茂市文化財保護審議会での報告、意見聴取
	3月26日	第5回美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会の開催
	通年	これまでの調査資料を踏まえた文化財の把握調査結果のとりまとめを実施
令和6 (2024) 年度	6月18日～ 7月9日	パブリックコメントの実施

第1章 美濃加茂市の概要

1 自然的・地理的環境

1-1 美濃加茂市の位置・面積

美濃加茂市は、日本のほぼ中央に位置する内陸県である岐阜県の南端に位置し、西濃・岐阜・中濃・東濃、そして飛騨からなる5つの圏域のうち、美濃地方の中央にあたる中濃です。また緯度、経度は、北緯35度26分、東経137度1分です。東は加茂郡川辺町・八百津町、南は可児市、西は加茂郡坂祝町・富加町および関市、北は関市・加茂郡七宗町に接しています。市域は、南北に13.75km、東西11.63kmに広がり、面積は74.81km²です。北は飛騨や奥美濃の山間部に連なり、南は木曽川沿いの肥沃な低地である濃尾平野に面しています。美濃加茂市の最高地点は御殿山山頂で海拔559.2m、最低地点は、草笛町四丁目で海拔59.1mです。

[美濃加茂市の位置と8つの地区区分]

8つの地区区分は、昭和29(1954)年の市制施行に伴い、合併した旧町村が基礎となっています。現在では、小学校の校区が主に該当しており、地縁のつながりがあります。(1章 2-4)



(参考)『みのかも時間』美濃加茂市ホームページ

1-2 地形・地質

市域北部の三和地区や伊深地区は美濃山地の南端に位置して山地が発達し、一部地域では比較的急峻な地形も見られます。その山頂の高さは、南西に向かって次第に低くなっています。最高地点は、市の最北端部にあります。この一帯は「美濃帯」と呼ばれる地質で、海底で形成された泥岩・砂岩・チャート(放散虫などの生物の殻が堆積した岩石)などで構成されています。これらは、プレートの境界線で海底がはぎ取られた付加体が隆起したものです。

市域中部の山之上地区や蜂屋地区は丘陵地が広がり、それは南西に向かって低くなります。丘陵地には、複数の小さな谷があります。この丘陵地は、主に安山岩などの火成岩で構成されています。

市域東部の下米田地区から市域南部の古井地区・太田地区・加茂野地区にかけては、平坦な地形が広がり、飛騨川や木曽川に沿って数段の河岸段丘が発達しています。地質は、砂質土などの河川堆積物で構成されています。市域南部に広がるこの平坦部は、可児市などに続く美濃加茂盆地です。

[地形図]



美濃加茂盆地を望む(南西から)

(参考)『国土数値情報「地形区分」「国土基盤情報」』国土交通省 を用いて作成

1-3 水系

河川の水系は、市域北部の川浦川、廿屋川、大洞川や中部の蜂屋川が長良川水系に属し、市域南部の飛驒川・木曽川や市域中部の加茂川が木曽川水系に属します。

[水系図]



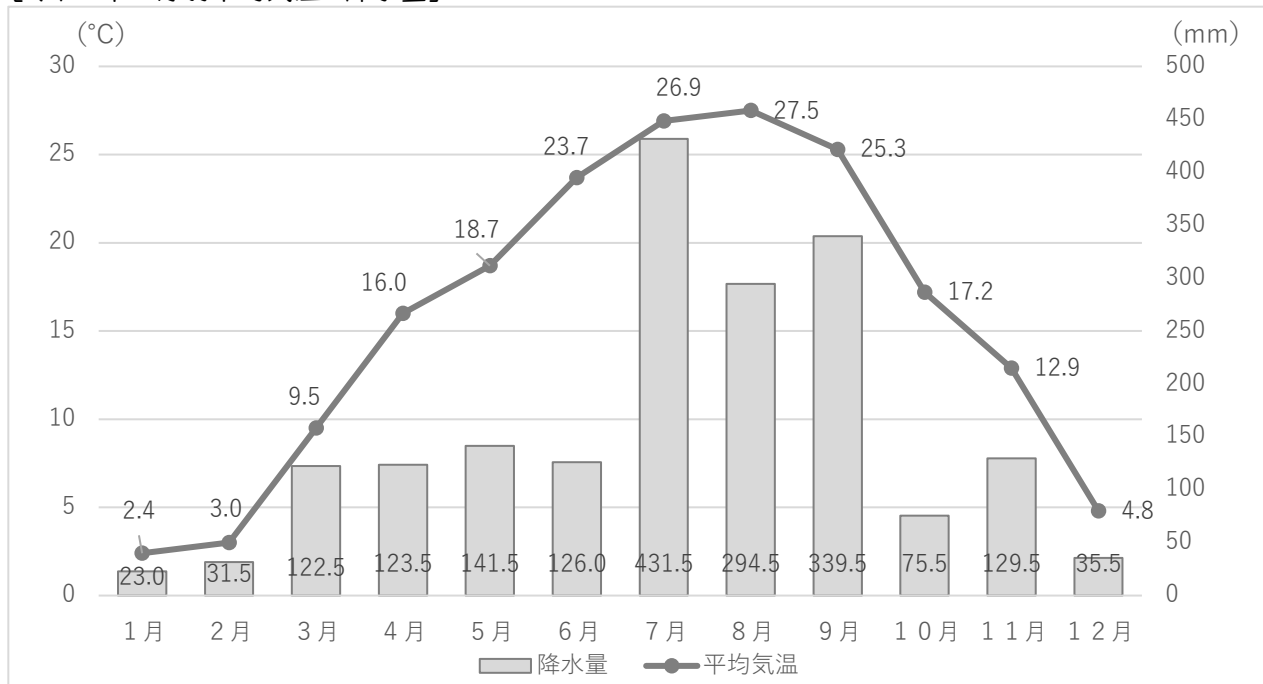
(参考)『国土数値情報「流域メッシュ」「国土基盤情報」』国土交通省 を用いて作成

1-4 気候

岐阜県の南部に位置する美濃加茂市は、太平洋側の気候区に属し、盆地型の気候要素をわずかに示します。冬は朝晩の冷え込みが見られますが、比較的温暖で、降雪がほとんどなく、日照時間も比較的多く、過ごしやすい気候です。夏は日中かなり高温になりますが、市街地以外では夜間、比較的過ごしやすくなります。西濃地域のような冬の強い季節風は少なく、飛騨地域のような降雪や東濃地域のような冷え込みも見られません。

1年を通した気候をみると、最も平均気温が高いのは8月で27.5℃、最も平均気温が低いのは1月で2.4℃となっています。降水量については、梅雨前線などの影響を受ける7月が最も多くなっています。

[令和4年の月別平均気温と降水量]



(参考) 『令和4年度美濃加茂市統計書』美濃加茂市

1-5 植生

市域には、気候と密接な関わりをもつ植物と、日本列島ができた時代の地史的な関わりをもつ植物とが分布しています。

市域南部を中心に、伊勢湾から暖かい空気が木曾川を伝わり流れ込むことで、暖かい地方に生育する植物が多く見られます。ヤブツバキ、シキミ、ソヨゴなどの暖帯性常緑広葉樹です。なかでもツブラジイは、市域の社寺や市域北部の二次林のなかに見ることができ、このあたりから加茂郡七宗町にかけてが、内陸分布の北限とも言えます。一方で、日本海側の積雪の多い地域に分布するタニウツギ、ショウジョウバカマ、ミヤマウメモドキなどは、主に市域北部で生育しています。

このように、太平洋側の気候区と日本海側の気候区のそれぞれの要素をもつ植物を同じ場所で見ることができるのは、注目すべき点です。

また、西日本を中心に分布するモチツツジ、イワナンテン、東日本を中心に分布するミツバツツジ、ヤマユリなど、分布の中心が西日本あるいは東日本にある植物についても、同様に市域で見ることができます。

さらに市域南部は、歴史的に市街化が進んできたため（第1章3、第2章4 参照）、多くの人の手が加わり、自然の人為的变化を余儀なくされています。かつて残されていた湿地性の土地も、開発により現在は見ることができなくなっていました。また河川敷や新たに大規模な工事が行われた場所などでは、さまざまな外来植物が侵入してきています。

その一方で、市域中部から北部にかけては、かつて里山として機能していた山林が残されています。しかし、その多くは人の手が加わらなくなったことにより荒廃し、かつては里山の植物として親しまれてきたカタクリ、ハルリンドウ、キキョウなど、貴重な植物の存続が危ぶまれています。



[左：市内で咲くカタクリの花 中：里山の風景 右：文化の森のツブラジイ]

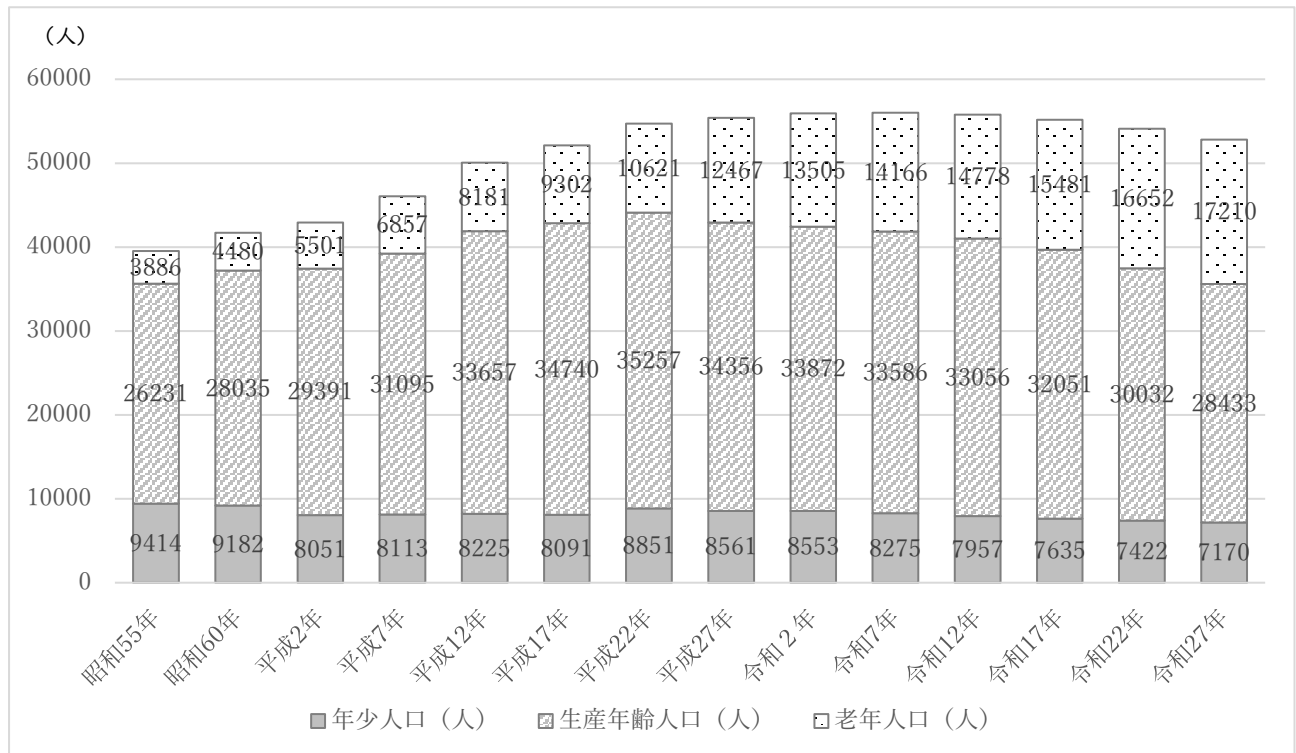
(写真出典) 左・右：市民ミュージアムホームページ 中：『里山千年構想』美濃加茂市ホームページ

2 社会的状況

2-1 人口動態

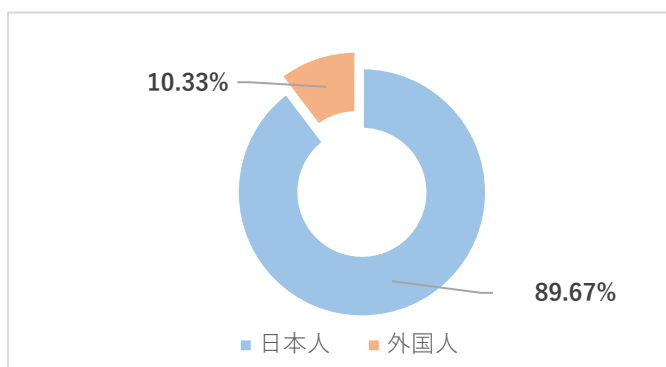
美濃加茂市の人口は、昭和35（1960）年以降、増加傾向が続いており、令和6年（2024）年8月時点で57,520人です。年齢別人口については全国的な傾向と同じく、老年人口が増加し、年少人口と生産年齢人口が減少する少子高齢化が進行しており、令和12（2030）年以降、人口減少が始まっていくと推計されています。そのため人口は、令和27（2045）年には52,813人になると推定されています。また、美濃加茂市は、工場が多いことなどを理由に、外国人居住者の数も多く、人口の1割を占めています。

[美濃加茂市の総人口推移と将来推計]



(参考)『国勢調査1980～2020』、『人口問題研究所2025～』

[美濃加茂市の人口割合(令和6年1月10日現在)]



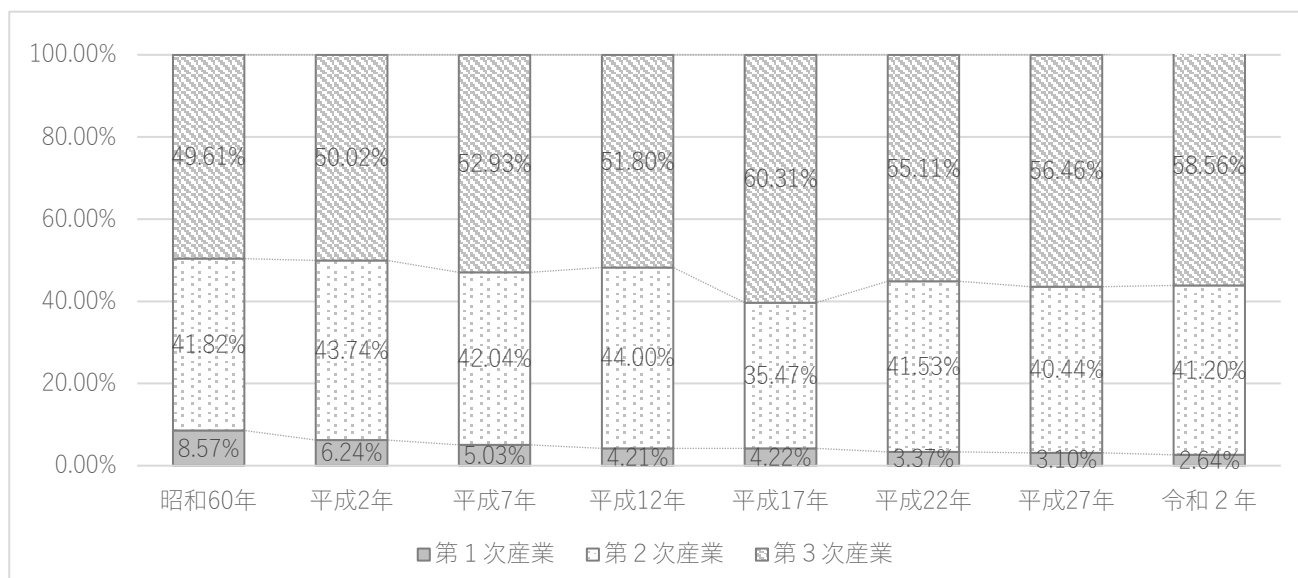
(参考)『美濃加茂市の人口』美濃加茂市ホームページ

2-2 産業

美濃加茂市の産業分類別従事者数は、第1次産業が2.6%、第2次産業が41.2%、第3次産業が58.6%となっており、半数以上を第3次産業が占めています。

第1次産業については、昭和60(1985)年以降減少傾向が続いており、第3次産業については多少の増減はあるものの、割合は増加傾向にあります。

〔産業分類別従事者数の割合〕



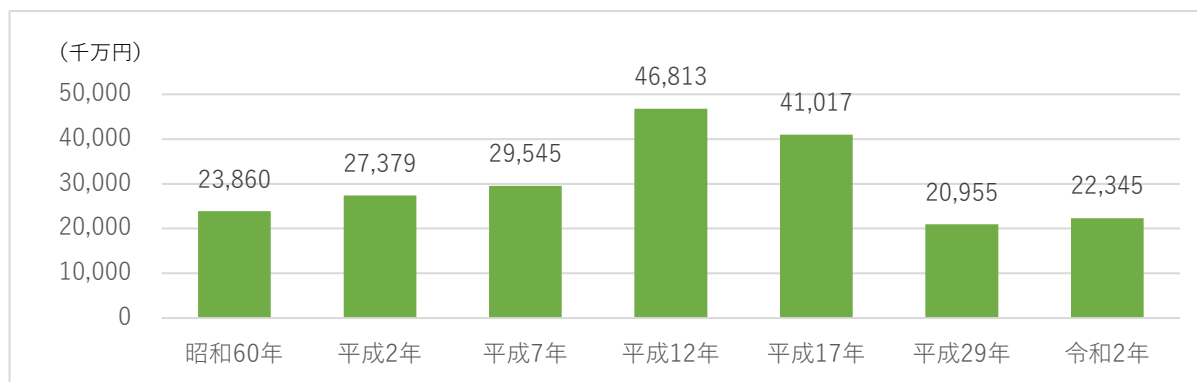
(参考)『令和3年度 美濃加茂市の統計』美濃加茂市

①製造業

美濃加茂市の製造品出荷額は、平成12(2000)年から平成29(2017)年まで、減少傾向が続いていましたが、令和2(2022)年に増加の兆しが見られ、2,234億5千万円でした。ただし、ピークの平成12(2000)年の半分以下にとどまっています。事業所数の内訳では、金属製品が25事業所、生産用機械器具が24事業所、輸送用機械器具が13事業所と続きます。

また、市内には、あじさいヶ丘と蜂屋台に工業団地があり、企業誘致が推進されています。

〔製造品出荷額の推移〕

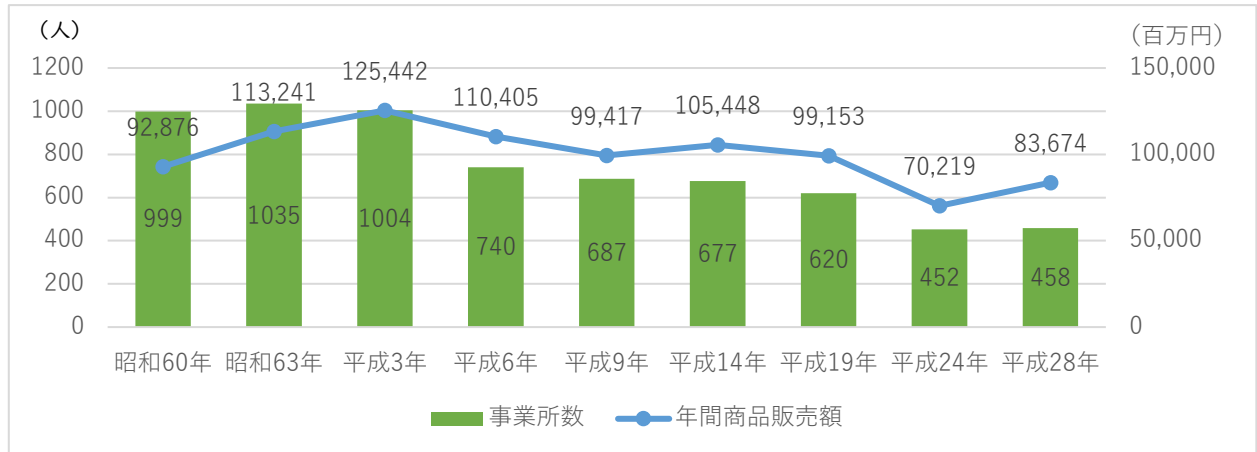


(参考)『令和3年度 美濃加茂市の統計』美濃加茂市

②商業

美濃加茂市の事業所数は、昭和63(1988)年以降、減少傾向が続いており、458事業所です。また、年間商品販売額は、8,367億4千万円であり、平成3(1991)年以降続いていた減少傾向から転じて、増加傾向が見られます。ただし、その額は、ピークであった平成3(1991)年の7割弱にとどまっています。

[事業者数と年間商品販売額の推移]



1)昭和60年、63年、平成3年の総計は、翌年調査の飲食店分を含んだ数値である。

2)平成6年以降は、飲食店を含まない。

3)平成19年以前は、商業統計(調査時期各年不定)の数値である。

4)平成21年、26年は経済センサス基礎調査(7月1日現在)が実施された。

5)平成24年と28年は、管理、補助的経済活動のみを行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所は含まない。

(参考)『令和3年度 美濃加茂市の統計』美濃加茂市

③農業

美濃加茂市は中山間地域として知られ、その経営耕地面積と農家数は、昭和60(1985)年以降、減少傾向が続いています。令和2(2020)年には、経営耕地面積は、556haと昭和60(1985)年の3分の1の規模に、また、農家数は1,287件と約半数まで減少しています。

[経営耕地面積と農家数の推移]



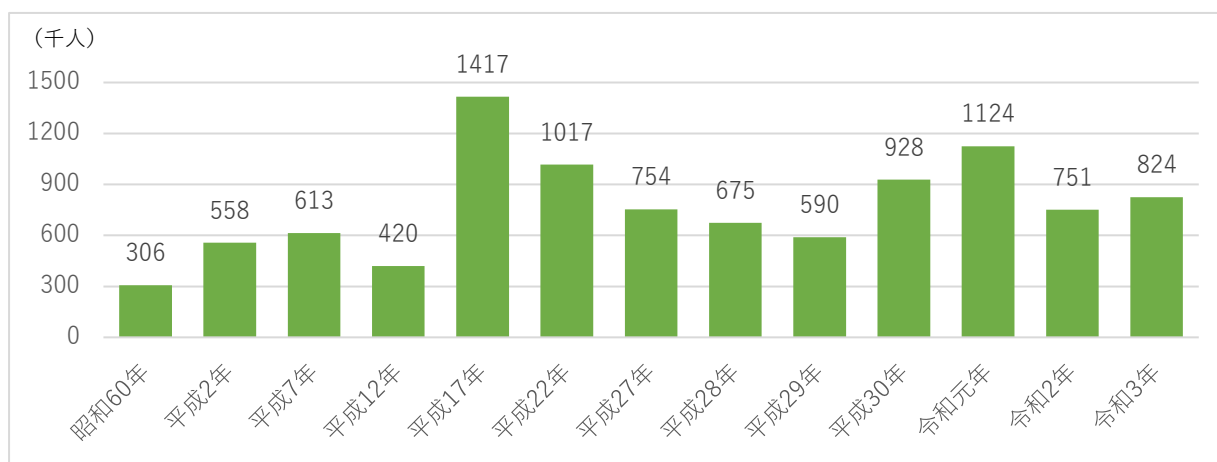
(参考)『農林業センサス』農林水産省

④観光業

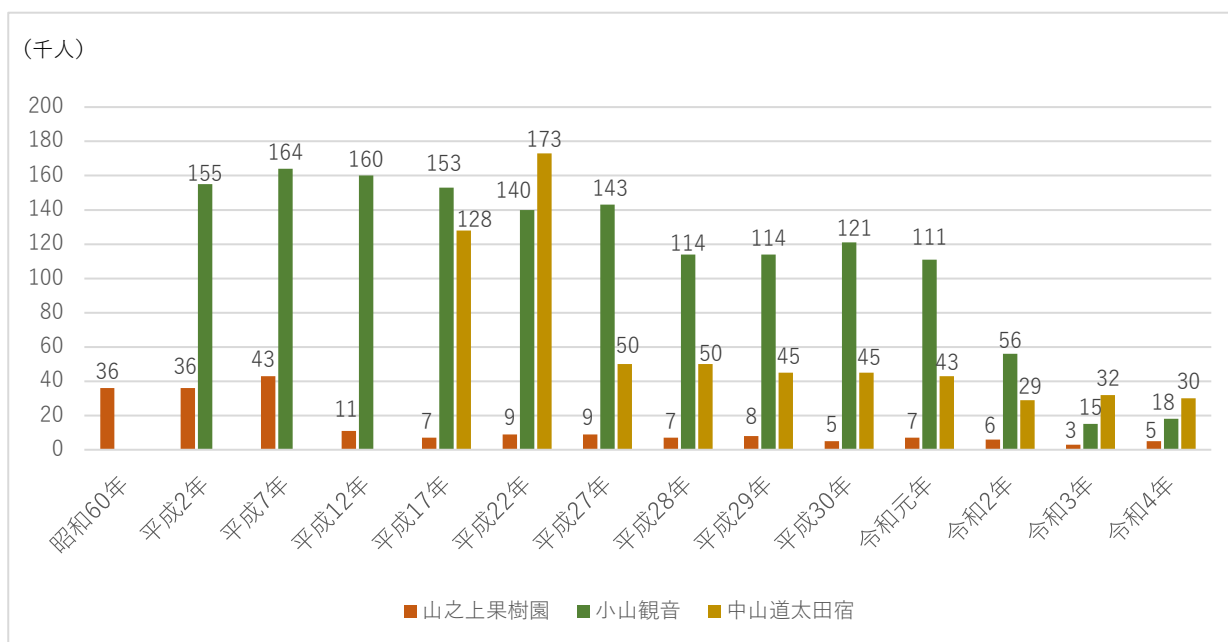
美濃加茂市の主要観光地の入場者数は、平成17(2005)年から平成29(2017)年にかけて減少傾向にあり、その後、令和元(2019)年までは増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス等の影響を受けて、令和2(2020)年には前年の7割弱まで落ち込みました。その後、令和3(2021)年にかけて、若干の増加傾向にあります。

歴史文化に関する主な施設の入場者数の推移を見ると、「中山道太田宿」の傾向は、観光地入場者数総数と違いはありません。一方、「山之上果樹園」では、平成17(2005)年以降、入園者数は1万人を切っており、「小山観音」では、令和元(2019)年の11万1千人から令和4年の3万2千人にまで、急激に落ち込んでいます。

[主要観光地入場者数総数の推移]



[歴史文化に関する主な施設の入場者数の推移]



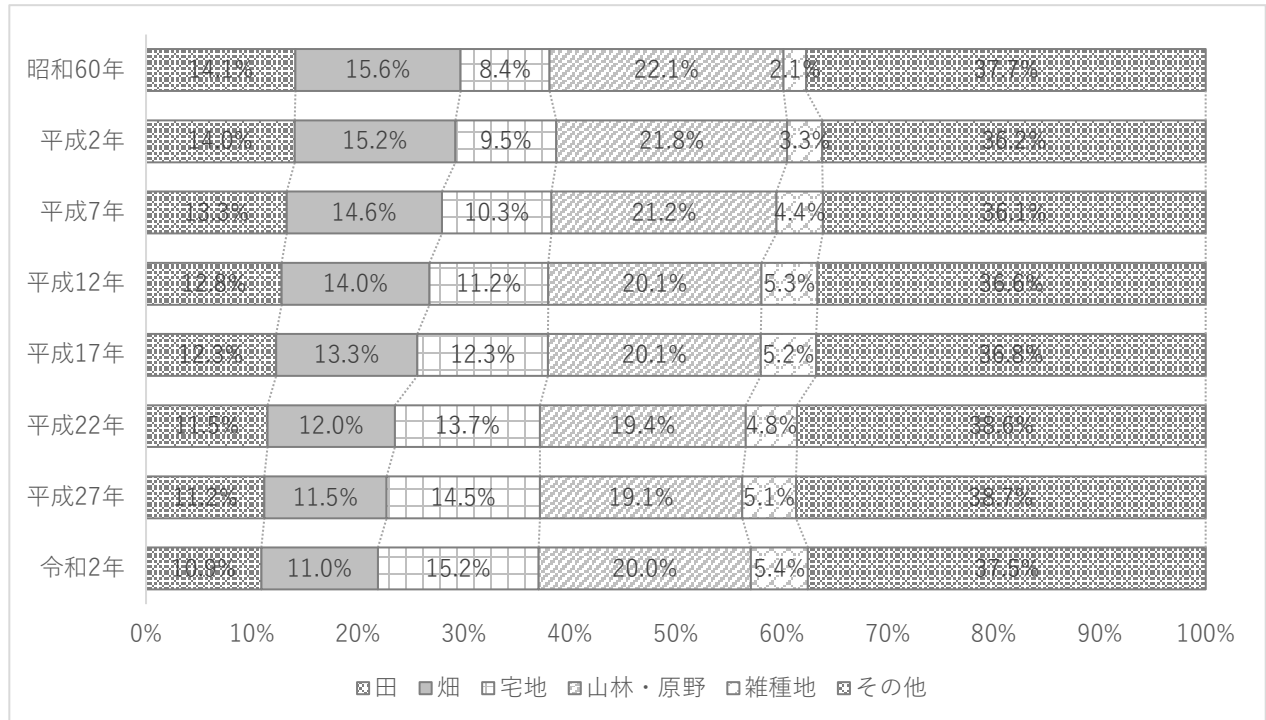
- 1) 「中山道太田宿」での集計は平成17年以降
 2) 「小山観音」での集計は平成2年以降

(参考)『令和4年度 美濃加茂市の統計』美濃加茂市

2-3 土地利用

美濃加茂市の地目別土地利用面積について、田畑は減少傾向が続いている一方で、宅地の割合は昭和60（1985）年と比較して約2倍に増加しており、農地が減少し、宅地開発が進んでいます。

[地目別土地利用面積の推移]



(参考)『令和4年度 美濃加茂市の統計』美濃加茂市

2-4 地域の拠点

①8つの地区とまちづくり協議会

美濃加茂市は、合併した旧町村をもとに大きく8つの地区に分けることができ、美濃加茂市のまちづくりは8つの地区をもとに進められています。

また、地域と市が協働して持続可能なまちづくりの推進を図ることを目的として、まちづくり協議会が設立されました。それぞれが地域の特性を活かし、地域住民主体でまちづくり活動が行われています。令和6(2024)年2月現在、まちづくり協議会は、三和地区、伊深地区、加茂野地区、山之上地区、下米田地区、古井地区の計6地区で設立されています。

②まちづくりや文化活動の拠点

市内でまちづくりや文化活動の拠点となる場所は、①のまちづくり協議会のほか、教育施設として9つの小学校(太田小学校、古井小学校、山之上小学校、蜂屋小学校、加茂野小学校、伊深小学校、三和小学校、下米田小学校、山手小学校)、2つの中学校(西中学校、東中学校)があります。

[8つの地区とまちづくりや文化活動の拠点の位置図]



(参考)『美濃加茂市ホームページ「まちづくり協議会」』美濃加茂市

2-5 交通網

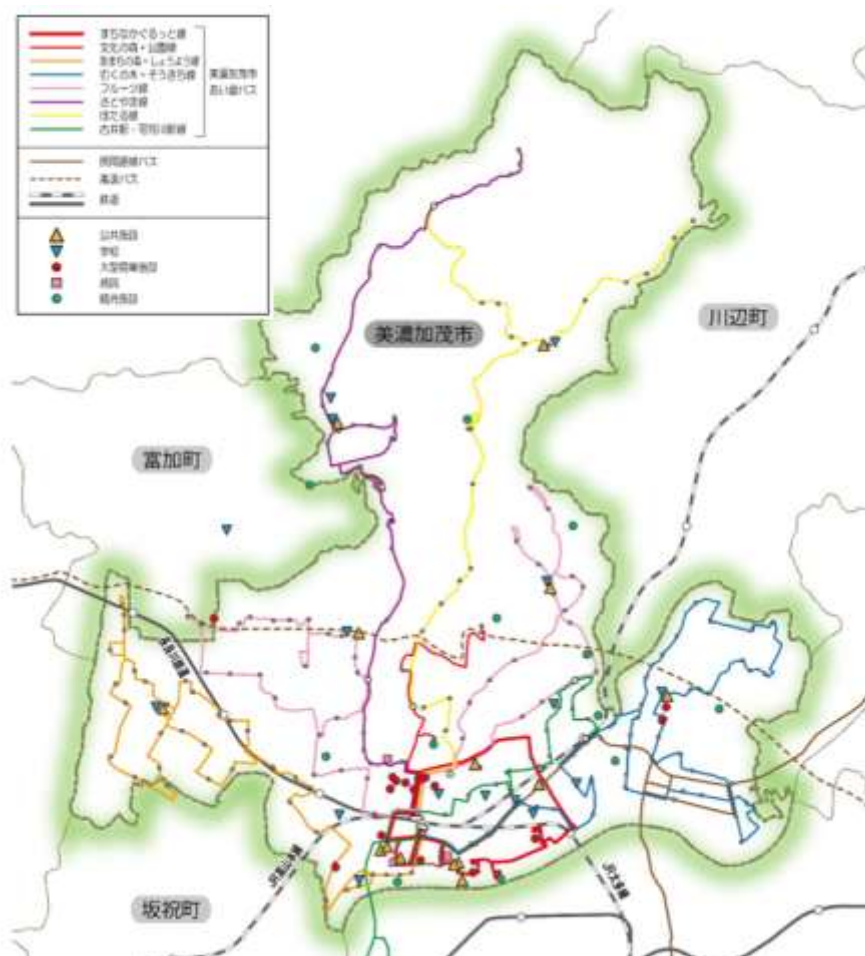
美濃加茂市の交通網は、道路のほか、公共交通網として鉄道と路線バスで構成されています。

鉄道路線網は、美濃太田駅を中心に形成されています。市域南部を東西に横断する形で JR 高山本線が整備され、中部地方と北陸地方を結んでいます。また、JR 太多線が可児市、多治見市をつなぐように整備されています。加えて、富加町、関市、美濃市、郡上市を結ぶ長良川鉄道があり、これらの3つの路線が美濃太田駅で交差しています。路線バスは、美濃太田駅から市内の各地域へコミュニティバス（あい愛バス）を運行しており、市民の日常生活を支えています。また、八百津町へは、民間の路線バス（東濃鉄道バス八百津線）が市域を越える路線として運行されています。

市内の公共交通圏域（鉄道駅から 1km 及びバス停から 500m）には、居住地の大半が含まれており、公共交通圏域の人口カバー率は約95%となっています。

また、道路については、国道21号、国道41号、国道248号、国道418号等が走り、東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジもあり、広域的にも利便性の高い地域となっています。

[地域公共交通網]



(参考)『第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画』美濃加茂市

3 歴史的背景

3-1 原始

市域の旧石器時代の遺跡は、長良川水系の加茂野地区と加茂郡富加町にまたがる北野遺跡が知られています。遺跡は津保川左岸の恵日山丘陵南斜面から台地上にかけて広がり、約3万～1万5千年前のナイフ形石器をはじめさまざまな形式の、数百点に及ぶ石器が採集されています。中濃地域における後期旧石器時代を代表する遺跡として著名です。

縄文時代には木曽川・飛騨川が合流する市域南部の下米田地区に神明遺跡・牧野小山遺跡があります。発掘調査では、神明遺跡から縄文時代中期(約5千年前)の竪穴建物4軒が見つかり、中から土器や石器、耳飾り、首飾りなどが出土しました。また牧野小山遺跡では、縄文時代のほぼ全期間、弥生時代、古墳時代、飛鳥・奈良時代までの竪穴建物が120軒以上確認され、建て替えが行われた可能性のある柱穴が出土しました。このことから、とても長期間にわたって集落が継続し、木曽川流域の拠点になっていたことがわかります。また市域北部の三和町廿屋地内にある三和洞窟遺跡は、石灰岩の鍾乳洞から縄文土器が数十点出土しており、縄文時代中期に人々が狩猟や移動の途中に立ち寄ったことがわかる希少な遺跡です。

美濃加茂地域をはじめ木曽川・飛騨川流域に所在する縄文時代の遺跡からは、飛騨川上流の下呂市湯ヶ峰に露頭する通称「下呂石」と呼ばれるガラス質の岩石が多く出土しています。飛騨川を流れ下った下呂石が流域の各地で石器に加工され使用されましたが、その分布は岐阜・愛知・富山・長野から三重・滋賀・石川・新潟の各県まで及び、縄文時代の人や物の交流を示すものとして注目されています。

弥生時代には前期～中期初頭の遠賀川系土器が太田町後田遺跡・古井地区の野笹遺跡から出土しており、比較的早い段階で美濃加茂地域に、九州地方から弥生文化が到達してきたことが知られます。野笹遺跡は木曽川に面する遺跡であり、このあとの古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけて集落が継続することから、牧野小山遺跡と同じく木曽川の拠点集落であったと考えられます。弥生時代中期から後期にかけては、下米田・古井・太田・加茂野・蜂屋地区など、市域南部で多くの遺跡が見つかっています。そのなかで下米田地区の為岡遺跡や蜂屋地区の伊瀬栗地遺跡では、弥生時代の集団の墓や有力者の墓が発見されました。為岡遺跡では狭小な範囲に、14基の方形周溝墓が隣接しながら密集する姿が昭和54(1979)年に発掘調査され、岐阜県下の初例となりました。付近の集落に暮らした人々の墓だと考えられます。伊瀬栗地遺跡では周辺の集落や集団の墓とは隔絶した立地(丘陵上)に築かれた方形墳丘墓が1基発掘されました。その副葬品に、鉄剣や銅鏃があることから、有力者の墓であると考えられます。いずれも美濃加茂地域の弥生時代から古墳時代へ移行する墳墓のあり方を知るうえで重要な遺跡です。



北野遺跡石器類



伊瀬栗地遺跡(中央)

3-2 古代

古墳時代前期(4世紀)になると、下米田地区の牧野小山遺跡・古井地区の野笹遺跡・蜂屋地区の尾崎遺跡・加茂野地区の南野遺跡など、各地区に拠点となるような集落が現れました。また地域の有力者の墳墓である古墳も下米田地区の稲荷塚古墳(円墳・直径約27m)・太田地区の大塚古墳(円墳・直径約30m)・加茂野地区の鷹之巣大塚古墳(墳形・規模不明)などが古墳時代前期から中期(5世紀)にかけて出現しています。そしてこの時期の重要な遺物として、蜂屋地区の大仲寺から古墳時代中期に祭祀に用いられた勾玉の一種である子持勾玉が出土しています。山地丘陵部では集落遺跡の発見は少ないのですが、神聖な川の水源地などを祭った遺跡なのかもしれません。

古墳時代後期(6世紀)になると、市域の各所に横穴式石室を持つ古墳が築かれるようになりました。その多くは人家の整備や田畑の開墾で消滅していますが、太田地区のトドメキ古墳(市指定史跡、草笛町)、古井地区の赤池古墳(川合町)など100余りの古墳が記録に残されています。そのような古墳を築いた有力者や有力集団の居住地の1つとして、市民ミュージアムが所在する尾崎遺跡は6世紀から7世紀にかけて須恵器や鉄製武器・馬具を使った大規模な祭祀や鍛冶の跡が発見されています。古代の精神文化、鉄の武器や道具を生産した跡が1か所の遺跡として知られる例は全国的にも貴重であり、古代の美濃加茂地域の社会を考えるうえで重要です。

飛鳥・奈良時代(7~8世紀)には、太田地区を中心に古代寺院が建立されました。太田地区の矢田廃寺・元薬師寺廃寺・元万尺寺廃寺はこの時代に建てられたもので、加茂郡坂祝町の北野廃寺、関市の大杉廃寺を合わせて、古代の加茂郡に建立された寺院として5か寺を数えます。古代の美濃国では西隣の各務郡(現各務原市)の6か寺に次ぐ数であり、当時の日本が仏教による国づくりを推進したことの反映と考えられます。そしてこの時期には下米田地区の為岡遺跡・今遺跡・牧野小山遺跡・針田遺跡、山之上地区の佐口遺跡・蜂屋地区の尾崎遺跡、そして加茂郡富加町の東山浦遺跡・羽生遺跡、関市の大杉遺跡など多くの集落遺跡がみられます。特に尾崎遺跡から出土した羊をかたどった硯(羊形硯)は全国でも奈良平城宮跡や伊勢斎宮跡、備前及び三河国府跡などから9例が出土するのみの貴重なものです。当時の仏教の興隆と中央との強い文化的交流は、飛鳥・奈良時代における美濃加茂地域の地理的重要性を表すものといえます。

市域に隣接する加茂郡富加町の「半布里戸籍」(大宝2(702)年)は日本最古の戸籍として有名ですが、戸籍に基づく管理のために田地を整然と区画する条里制が敷かれました。市域西部の伊深地区や蜂屋地区には最近までその跡が残っていました。平安時代には、市域に蜂屋荘、揖深荘、米田荘、山上荘の荘園が成立します。その後、荘園内部では、武力を蓄えた武士団が出現します。美濃国では、源常基を祖とする清和源氏の勢力が優勢で「美濃源氏」と呼ばれ、その後いくつかの流派に分かれて土着化しました。のち鎌倉・室町時代に活躍する蜂屋氏は蜂屋荘を本拠にしていたと考えられます。



尾崎遺跡(竪穴建物群)



トドメキ古墳



矢田廃寺出土軒丸瓦

3-3 中世

承久3(1221)年の承久の乱で、美濃国の武士の多くは、上皇軍(西軍)に加わり、その中には、平安後期から蜂屋地区に住み着いた美濃源氏の一族である蜂屋入道父子がいました。現在の中濃大橋の辺りの大井戸の渡や、鵜沼の渡など木曽川の渡河点で戦いがあり、上皇軍は幕府軍(東軍)に敗れました。

承久の乱後、土岐郡を治めていた土岐氏は、土岐頼貞の代に美濃守護職に任じられ、それ以降、土岐氏の守護職は、12代にわたりました。15世紀後半、7代土岐持益の養子である成頼が応仁の乱で戦う間、斎藤妙椿は守護代の地位を確立し、加茂・可児両郡に勢力を浸透させました。16世紀半ばには、斎藤道三が美濃の主となりました。その後、尾張の平定を進め、美濃を攻めようとする織田信長が、蜂屋の堂洞城を攻め落として、永禄10(1567)年に美濃を平定しました。

中世は、現在の美濃加茂市の宗教や文化に引き継がれる礎が築かれた時代でもありました。土岐氏は臨済宗に帰依して、臨済宗妙心寺派を保護し、土岐義行は、至徳元(1384)年に揖深庄永安寺に梵鐘を寄進しています。同派の始祖関山は暦応5(1342)年に京都に妙心寺を開創するまで、現伊深地区の正眼寺で修行したと言われます。また、仁済宗恕は永正元(1504)年に瑞林寺を創建しました。



大井戸の渡付近



梵鐘(銘鴻鐘)

3-4 近世

関ヶ原の戦いののち、美濃国の軍事的、経済的要衝は幕府領となり、その後、市域は尾張藩領に編入されました。幕府により江戸を中心とする五街道が整備されると、中山道は、参勤交代による大名通行のほか、伏見宮の比宮が9代將軍家重の夫人になるために江戸に向かったように、多くの姫が大行列をなして中山道を通りました。普段は、社寺参詣の道筋等として庶民の通行にも多く利用され、中山道の三大難所の太田渡を控えて、太田宿が置かれ、太田と牧野に川並番所が置かれて木曽川の水運を監視しました。また、近世には水運が活躍します。材木を名古屋の白鳥や桑名まで流送する筏流しのほか、市域やその周辺で生産された米などの農林水産物が、笠松、白鳥、桑名まで運ばれました。

農業では、幕末から明治時代はじめに、太田宿本陣を務めた福田太郎八(3代目)が、太田地区の北に連なる河岸段丘上に、太郎洞池などいくつもの溜池を作り、灌漑用水を確保するとともに、太田新田を開発しました。また、特産物に蜂屋柿があり、尾張藩を通じて毎年將軍家に上納されました。

近世の宗教と文化について、臨済宗妙心寺派は江戸時代に入ると



福田太郎八肖像画(部分)



瑞林寺

さらに発展し、その系統は美濃加茂市の寺院の7割にまで達しました。その中心が蜂屋地区の瑞林寺でした。臨済宗中興の祖と言われる白隠は、若いころ、山之上地区の岩滝山で修行し、近在の村々に布教もしました。弘化4(1847)年には雪潭紹璞が正眼寺に入山し、修行のための設備を整え、現在の専門道場としての正眼寺を完成させました。庶民信仰では、大和国大峰山に参詣する講と、木曾御岳で修行する信者の講がありました。寛永9(1632)年に美濃国に生まれた円空は、生涯で12万体の木像を彫ったことで知られていますが、寛文11(1671)年、三和地区で修行した跡が仏像とともに残っています。

3-5 近代

廃藩置県により、明治4(1871)年7月、名古屋藩は名古屋県となり、同年11月岐阜県が置かれ、美濃国にある土地全てが岐阜県に引き渡されました。

近代の美濃加茂市の主な産業として、蚕糸業があげられます。土地柄、桑の葉の栽培に適していたこと、また明治時代以降、機械製糸が発展したことが蚕糸業の発展に大きく影響しており、美濃加茂市合併時の市内最大の工場は製糸業の郡是製糸美濃工場でした。大正時代には、市内全戸数の6割が桑畑を作っていましたが、化学繊維の登場によって蚕糸の需要が減ったことで、郡是製糸美濃工場は昭和46(1971)年に操業を停止し、養蚕農家は少なくなっていました。また、養蚕と共に市内の農業で重要だったものが茶の栽培と製茶業でしたが、明治20(1887)年代の輸出不良に伴って縮小し、自家用生産程度になりました。そのほか、明治維新により、蜂屋柿の上納がなくなったことで、蜂屋柿の生産は衰微しましたが、昭和時代初期から山之上地区の果樹栽培と三和地区の椎茸栽培が盛んになりました。

また、明治10(1877)年代から大正時代にかけて、伊深地区と三和地区では、石灰岩を採掘して窯で焼き、石灰肥料として近隣に出荷しました。薪炭は、三和地区、山之上地区、蜂屋地区、加茂野地区、下米田地区で薪が生産され、陸路・水運で出荷されました。特に、三和地区では「甘屋炭」として白炭の製造が盛んで、品質の良さで知られました。最盛期には山中に200を超える窯があったとされています。

これまでに栄えていた水運は、明治20(1887)年代以降徐々に道路の改修が進み、生活物資の輸送は次第に減少しました。



郡是製糸美濃工場正門



水運(青柳橋と筏の乗り下げ)

3-6 現代

昭和28(1953)年の「町村合併促進法」の施行に伴い、太田町を中心とする古井・山之上・蜂屋・加茂野・伊深・下米田の各町村に、和知村の大字牧野、三和村大字甘屋・川浦、坂祝村の大字深田が最終的に加わって、昭和29(1954)年4月1日、美濃加茂市が誕生しました。

その前後における地域の変化は大きく、まず「交通」にみることでできます。鉄道や道路の整備・舗装以前には、徒歩や馬を使って移動し、物資を運んでいました。また、橋が架かるまでは渡船が使われました。昭和になると、道路が改良されるとともに鉄橋の建設が進みます。太田橋・青柳橋（共に昭和2（1927）年）をはじめ、馬車やトラックの往来が活発になり、昭和40（1965）年代以降は、自家用車の保有者が増し、道路の拡幅や舗装化の進展がさらに進みました。その結果、国道41号、21号、248号、418号、東海環状自動車道と美濃加茂ICが通り、市内各地区を結ぶための道路や橋、トンネルの建設や改修が行われています。

このように、街道や川を用いた人や物資の流通が盛んに行われてきたことで、周辺から人が集まり、「商業」も発達しました。中山道と美濃太田駅から発展した太田地区の商店街、飛騨と八百津への分岐点として栄えた古井・森山の商店街などがあり、交通網の整備は近郊や遠隔地からの「観光」促進にも役立ちました。地理学者の志賀重昂が名づけ親である「日本ライン」の遊船事業は、昭和2（1927）年に始まり、多くの観光客で賑わいました。

産業は、昭和40（1965）年代に、電気・機械・金属に関わる工場が増えました。市内でも、当時の日立製作所・山崎鉄工所をはじめ、工場誘致と稼働が進みました。そしてこの頃、団地や住宅地の開発も進み、古井地区の新池団地や森山団地が分譲を開始しました。

これらの近代から現代につながる交通網の整備、そして産業の発展に伴い、今の美濃加茂市の礎が形成されています。



美濃加茂市誕生（「広報美濃加茂市」第1号）

（参考文献）『市民のための美濃加茂の歴史』美濃加茂市教育委員会、1995年

第2章 「みのかも地域文化資源」の概要

本計画における文化財の定義（序章4）で示した通り、本計画においては、美濃加茂市の「歴史文化」を象徴する「文化財」の総体を「みのかも地域文化資源」として捉えて、その保存と活用を図ります。

この「みのかも地域文化資源」は文化財保護法に基づく「指定等文化財」と「未指定文化財」に分けられることから、本章では、それぞれについて、概要と特徴を記載します。

I 文化財保護法に基づく「指定等文化財」の概要と特徴

I-1 文化財保護法に基づく「指定等文化財」の件数

美濃加茂市の指定等文化財は、国指定文化財が4件、県指定文化財が9件、市指定文化財が38件、国登録文化財が2件です。なお、選定等を受けた文化財の保存技術はありません。以下、件数の一覧とともに、指定分類ごとに文化財を示します。（令和6（2024）年10月18日現在）

[指定等文化財件数]

種別			国指定・選定	県指定	市指定	国登録	計	
有形文化財	建造物		1	0	6	2	9	
	美術工芸品	絵画	0	2	3	0	5	27
		彫刻	0	3	6	0	9	
		工芸品	0	1	4	0	5	
		書跡・典籍	0	1	4	0	5	
		古文書	0	0	0	0	0	
		考古資料	0	0	1	0	1	
		歴史資料	0	0	2	0	2	
無形文化財			0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財		0	0	2	0	2	
記念物	遺跡		0	0	4	0	4	
	名勝地		0	0	1	0	1	
	動物・植物・地質鉱物		3	2	5	0	10	
文化的景観			0	—	—	—	0	
伝統的建造物群			0	—	—	—	0	
合計			4	9	38	2	53	

（令和6（2024）年10月18日現在）

[文化財保護法に基づく「文化財」(指定等文化財)の一覧]

■国指定

No.	区分	種別	名称	所有者・ 管理者	時代	指定年月日
1	国重要 文化財	建造物	旧太田脇本陣林家住 宅	個人	明和6 (1769)年	1971年 (昭和46年12月28日) 2000年 (平成12年5月25日) (隠居家追加指定)

■県指定

No.	区分	種別	名称	所有者・ 管理者	時代	指定年月日
1	県重要 文化財	絵画	絹本著色涅槃図	瑞林寺	室町時代 後期	1974年 (昭和49年3月6日)
2	県重要 文化財	絵画	紙本著色釈迦十六善 神図	瑞林寺	室町時代	1974年 (昭和49年3月6日)
3	県重要 文化財	彫刻	木造十一面観世音立 像	宝積寺	鎌倉時代	1962年 (昭和37年10月19日)
4	県重要 文化財	彫刻	木造聖観音坐像 附胎 内仏	瑞林寺	室町時代 中期	1974年 (昭和49年3月6日)
5	県重要 文化財	彫刻	木造弥勒仏坐像	瑞林寺	室町時代	1974年 (昭和49年6月12日)
6	県重要 文化財	工芸品	梵鐘(銘鴻鐘)	龍安寺	至徳元 (1384)年	1962年 (昭和37年10月19日)
7	県重要 文化財	書跡	白隠筆書跡(紙本墨 書)	賑濟寺	江戸時代 中期	1973年 (昭和48年11月14日)
8	県記念物	天然 記念物	メタセコイア珪化木	美濃加 茂市	約2100万 年前	1970年 (昭和45年1月20日)
9	県記念物	天然 記念物	山ノ上のサクラ	山之上 財産区	樹齡 約400年	1974年 (昭和49年11月13日)

■市指定

No.	区分	種別	名称	所有者・管理者	時代	指定年月日
1	市指定有形文化財	建造物	鐘楼門	龍安寺	江戸時代	1960年 (昭和35年3月15日)
2	市指定有形文化財	建造物	無銘宝篋印塔	瑞林寺	南北朝～室町時代初期	1960年 (昭和35年3月15日)
3	市指定有形文化財	建造物	伝若名御前宝篋印塔	山本区自治会	南北朝時代初期	1976年 (昭和51年3月18日)
4	市指定有形文化財	建造物	太寧寺本堂	太寧寺	天和2 (1682)年	1982年 (昭和57年4月15日)
5	市指定有形文化財	建造物	旧太田宿本陣門	個人	文久元 (1861)年	1993年 (平成5年8月17日)
6	市指定有形文化財	建造物	瑞林寺弥勒堂	瑞林寺	江戸時代中期	2019年 (平成31年3月25日)
7	市指定有形文化財	絵画	雪潭壁画	瑞林寺	江戸時代後期	1973年 (昭和48年3月16日)
8	市指定有形文化財	絵画	絹本著色仁済和尚像	瑞林寺	室町時代後期	2011年 (平成23年3月18日)
9	市指定有形文化財	絵画	絹本著色十六善神図	瑞林寺	室町時代後期	2011年 (平成23年3月18日)
10	市指定有形文化財	彫刻	瑠璃光薬師如来坐像	光徳寺	平安時代後期	1960年 (昭和35年3月15日)
11	市指定有形文化財	彫刻	円空作木造薬師三尊像	広橋組	江戸時代中期	1976年 (昭和51年3月18日)
12	市指定有形文化財	彫刻	円空作木造十一面観音菩薩立像 他二体	同保存会	元禄4 (1691)年	1986年 (昭和61年12月25日)
13	市指定有形文化財	彫刻	円空作木造馬頭観音菩薩立像	個人	寛文11 (1671)年	1989年 (平成元年9月14日)
14	市指定有形文化財	彫刻	深田の石造庚申像	深田庚申講	寛文10 (1670)年	1999年 (平成11年3月23日)
15	市指定有形文化財	彫刻	木造如来坐像	瑞林寺	12世紀頃	2009年 (平成21年7月21日)
16	市指定有形文化財	工芸品	佐藤家甲冑	正眼寺	室町時代末期～戦国時代	1975年 (昭和50年3月22日)
17	市指定有形文化財	工芸品	箱笈と護持仏	禅徳寺	室町時代	1979年 (昭和54年5月21日)
18	市指定有形文化財	工芸品	天神神社の獅子頭	天神神社	長享2 (1488)年、安土桃山時代	1995年 (平成7年4月11日)
19	市指定有形文化財	工芸品	天神神社の狛犬	天神神社	安土桃山時代	1995年 (平成7年4月11日)

No.	区分	種別	名称	所有者・ 管理者	時代	指定年月日
20	市指定有形文化財	書跡	藤原利隆禁制	瑞林寺	室町時代	1973 年 (昭和 48 年 3 月 16 日)
21	市指定有形文化財	書跡	白隠筆濃陽富士山記	個人	正徳 6 (1716) 年	1991 年 (平成 3 年 7 月 14 日)
22	市指定有形文化財	書跡	白隠筆濃陽富士山記草稿	個人	正徳 6 (1716) 年	1992 年 (平成 4 年 4 月 17 日)
23	市指定有形文化財	典籍	大般若經写經本	法幢寺	南北朝時代	1981 年 (昭和 56 年 7 月 13 日)
24	市指定有形文化財	考古資料	伊瀬栗地遺跡出土品	美濃加茂市	弥生～ 平安時代	2015 年 (平成 27 年 3 月 26 日)
25	市指定有形文化財	歴史資料	高橋余一画生活絵巻	個人	明治・大正・ 昭和時代	1993 年 (平成 5 年 8 月 17 日)
26	市指定有形文化財	歴史資料	十二社神社の陶製経筒	十二社神社	文治 3 (1187) 年	1999 年 (平成 11 年 3 月 23 日)
27	市指定無形民俗文化財	—	山之上的獅子芝居	同保存会	江戸時代 初期	1973 年 (昭和 48 年 3 月 16 日)
28	市指定無形民俗文化財	—	米田の祭りばやし	同保存会	江戸時代	1973 年 (昭和 48 年 3 月 17 日)
29	市指定記念物	史跡	トドメキ古墳	美濃加茂市	古墳時代 後期	1960 年 (昭和 35 年 3 月 15 日)
30	市指定記念物	史跡	白隠禅師遺跡	賑濟寺	江戸時代 中期	1960 年 (昭和 35 年 3 月 15 日)
31	市指定記念物	史跡	観音洞円空窟	個人	江戸時代 中期	1989 年 (平成 1 年 9 月 14 日)
32	市指定記念物	史跡	旧太田宿本陣跡	美濃加茂市、 個人	江戸時代	2015 年 (平成 27 年 8 月 21 日)
33	市指定記念物	名勝	小山観音	小山寺	—	1975 年 (昭和 50 年 3 月 22 日)
34	市指定記念物	天然記念物	白山神社の大杉	白山神社	樹齢 約 700 年	1960 年 (昭和 35 年 3 月 15 日)
35	市指定記念物	天然記念物	正眼寺のしだれ桜	正眼寺	樹齢 約 300 年	1971 年 (昭和 46 年 8 月 27 日)
36	市指定記念物	天然記念物	諏訪神社の大杉	諏訪神社	樹齢 約 400 年	1975 年 (昭和 50 年 3 月 22 日)
37	市指定記念物	天然記念物	三和のゲンジボタル	同保存会	—	1989 年 (平成 1 年 9 月 14 日)
38	市指定記念物	天然記念物	山之上的ヒカゲツツジ群落	山之上財産区	—	1995 年 (平成 7 年 4 月 11 日)

■国登録

No.	区分	種別	名称	所有者・ 管理者	時代	登録年月日
1	国登録 有形文化財	建造物	吉田家住宅主屋	個人	幕末	2014 年 (平成 26 年 12 月 19 日)
2	国登録 有形文化財	建造物	旧伊深村役場庁舎	美濃加 茂市	昭和 11 (1936) 年	2016 年 (平成 28 年 11 月 29 日)

■国(種指定)

No.	区分	種別	名称	指定年月日
1	国記念物(種指定)	特別天然記念物	オオサンショウウオ	1952 年 (昭和 27 年 3 月 29 日)
2	国記念物(種指定)	特別天然記念物	ニホンカモシカ	1955 年 (昭和 30 年 2 月 15 日)
3	国記念物(種指定)	天然記念物	ネコギギ	1977 年 (昭和 52 年 7 月 2 日)

1-2 文化財保護法に基づく「指定等文化財」の特徴

ここでは、美濃加茂市で指定等されている文化財について、種別ごとに説明します。

①有形文化財

■建造物

建造物は9件です。国指定重要文化財に「旧太田脇本陣林家住宅」1件があります。市指定は6件で、宿場町に由来する「旧太田宿本陣門」のほかは、龍安寺の「鐘楼門」や「太寧寺本堂」など、寺院の建物です。国登録文化財は「吉田家住宅主屋」と「旧伊深村役場庁舎」の2件です。

中山道太田宿に関連する建造物も見られますが、その数は少なく、その他の指定は寺院関連や旧家の住宅、近代の建物です。

■美術工芸品

美術工芸品は、国指定重要文化財はなく、県指定7件、市指定20件の計27件があります。仏像や仏画、狛犬など寺社に由来する文化財が多数を占めており、一方で、考古資料は「伊瀬栗地遺跡出土品」のみです。なお、古文書の指定等はありません。

特に、瑞林寺には、県指定の「絹本着色涅槃図」や「木造弥勒仏坐像」など4件、市指定の「絹本着色仁済和尚像」「絹本着色十六善神図」など5件の計9件があります。その他の寺社が所有する文化財はそれぞれ1～2件で大きな差があります。また、「円空作木造薬師三尊像」や「白隠筆濃陽富士山記」など市指定の文化財の内 10 件が個人所蔵あるいは団体に依っています。寺社など特定の施設による管理よりも、市民一人ひとりが文化財を大切にしている、地域で文化財を継承しているという傾向があります。

②無形文化財

美濃加茂市において指定はありません。

③民俗文化財

■有形の民俗文化財

美濃加茂市において指定はありません。

■無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として市指定の「山之上の獅子芝居」「米田の祭りばやし」の2件があります。神社における祭礼が該当します。寺院に関わる芸能等が指定されていないことは、寺院関連の美術工芸品の多さとは対照的です。

④記念物

■遺跡

市指定が4件あります。近世以前の遺跡が少なく、「トドメキ古墳」以外は「白隠禅師遺跡」「観音洞円空窟」「旧太田宿本陣跡」といずれも江戸時代です。

■名勝地

市指定が1件あります。「小山観音」は下米田地区、飛騨川の中の島にある堂宇を含む景観として指定されています。

■動物・植物・地質鉱物

国指定の特別天然記念物「オオサンショウウオ」「ニホンカモシカ」の2件および天然記念物「ネコギギ」1件の計3件があります。県指定には「メタセコイア珪化木」など2件、市指定は「白山神社の大杉」など5件で、計11件があります。

県、市で指定されているものとしては、サクラやスギといった植物が多く見られ、国の天然記念物には「オオサンショウウオ」などの動物が登録されています。貴重な動物や植物が生息していることは、自然の豊かさを示しています。樹齢年数の長い植物が見られる点は、この地域全体の自然が長い間守られ続けてきたことを示しています。

文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術は、美濃加茂市において選定はありません。

2 「未指定文化財」の概要と特徴

2-1 「未指定文化財」の概要

本計画の作成にあたり、既存の文献や調査、市民へのアンケート調査や催事の結果をもとに、美濃加茂市の暮らしに基づく「文化財」（未指定文化財）として、20,187件を抽出しました。（令和6（2024）年4月1日現在）

美濃加茂市で独自に設定する類型ごとの件数は下記の通りです。

[未指定文化財の件数一覧]

大分類	小分類	合計
建造物	建物	131
	土木建造物	11
石造物	記念碑	235
	民間信仰碑	1,641
	道標	73
	文学碑	38
	墓碑	547
文化的資料	絵画	12
	彫塑	98
	工芸品	7
	書跡・典籍	15
	古文書	416
	考古資料	6,746
	歴史資料	1,423
無形文化財	音楽、言葉の由来に関するものなど	25
有形民俗	日常	4,521
	非日常	450
無形民俗	日常	1,244
	非日常	208
	食文化	309
遺跡	史跡	150
	伝承地	10
景勝地		3
自然史資料	地質	500
	動植物	1,341
景観		33
合計		20,187

（令和6（2024）年4月1日現在）

2-2 「未指定文化財」の特徴

①建造物

■建物

建物は、神社、寺院、近代建築、民家等を分類しており、131件確認しています。ほとんどが寺社ですが、旧十六銀行太田支店、旧太田郵便局など近代の社屋も見られます。

[主なもの]

瑞林寺本堂、旧中山道旧太田本陣門（中山道会館内に移築）、旧中山道則竹家住宅、旧中山道土屋家住宅、旧中山道野口家住宅、旧太田警察署、旧十六銀行太田支店、旧太田郵便局、伊深町桜井家住宅、津田左右吉生家、岡本一平旧家（糸遊庵）

■土木建造物

土木建造物は、ダム、橋梁、溜池、堤防等を分類しており、11件確認しています。江戸時代以降、近代に建設されたものを多く含んでおり、天明の飢饉の際に水不足となり掘られた天乳池や、明治時代の農業用水の確保のため造られた今泉池など、水にまつわるものが多く見られます。

[主なもの]

太田渡船場石畳、太田橋、今渡発電所、加茂野町百間土居、箱井の清水

②石造物

■記念碑

記念碑は、顕彰碑、災害碑、産業碑等を分類しており、235件確認しています。寺社内の石灯籠が多くを占めます。その他、坪内逍遙顕彰碑などの人物顕彰碑や忠魂碑や平和塔といった戦争関連のもの、土地改良碑や溜池記念碑といった土木開発に関連するものが見られます。

[主なもの]

溜池記念碑、修道之碑、征清従軍碑

■民間信仰碑

民間信仰は地蔵菩薩、馬頭観音、阿弥陀如来、庚申塔、水神等を分類しており、1,641件確認しています。『美濃加茂の石仏』のなかで調査されているものが大半を占め、寺社や街中には地蔵菩薩や馬頭観音が見られます。

[主なもの]

地蔵菩薩、馬頭観音、阿弥陀如来、キリシタン石仏、六地藏

■道標

道標は、街道沿いに見られ、目的地や方向等を示す道案内のための石造物で、73件確認しています。民間信仰碑同様に『美濃加茂の石仏』のなかで調査されているものが大半を占めています。それらは、市内の地名や場所ばかりでなく、現在の愛知県名古屋市をはじめとする市外の地名もみられます。

[主なもの]

虚空蔵堂の道しるべ、森山の道しるべ、水市の道しるべ

■文学碑

文学碑は句碑、歌碑、川柳碑等を分類しており、38件確認しています。坪内逍遙や岡本一平といった美濃加茂市にゆかりのある人物の碑が見られます。

[主なもの]

播隆歌碑、蜂屋元禄俳人之碑、武田耕雲斎歌

■墓碑

墓碑は五輪塔、宝篋印塔等を分類しており、547件確認しています。所在地は寺院や墓地にあるものがほとんどですが、神社や住宅敷地内にもあります。

[主なもの]

播隆の墓碑、兼松嘯風の墓、志賀重昂墓碑、檀道圓極の墓碑

③文化的資料

■絵画

絵画は日本画、油彩画、水墨画等を分類しており、12件確認しています。個人所蔵または寺社が所有する資料が多く、山之上村（現・美濃加茂市山之上町）で修行したとされる江戸時代の僧侶白隠筆の書画も複数確認しています。

[主なもの]

白隠筆「人丸図」、白隠筆「鑑子の図」

■彫塑

彫塑は木彫、石彫等を分類しており、98件確認しています。ここには寺社の所有する観音像や釈迦如来等の仏像のほかに、市内に点在する現代アート作品も含まれています。

[主なもの]

円空作釈迦如来、円空作大日如来、円空作韋駄天、円空作地藏菩薩

■工芸品

工芸品は陶磁、金工、木工等を分類しており、7件確認しています。鰐口、梵鐘、竹布袈裟、武具（兜・刀・槍）等があります。

[主なもの]

鰐口、武田耕雲斎兜、武具（刀、槍）

■書跡・典籍

書跡・典籍は墨蹟、古筆等を分類しており、15件確認しています。寺社で所有する名号軸や扁額、書跡が含まれています。

[主なもの]

大般若經写經本、白隠筆「碧巖録」書跡

■古文書

古文書は記録、書状等を分類しており、416 件確認しています。市民ミュージアム保管の資料のほか、個人所蔵の資料があります。資料の内容としては書状の他に中山道太田宿の関連の絵図や役場文書が見られます。

[主なもの]

織田信長朱印状（猪飼野佐渡守・猪飼野孫右衛門尉宛、永禄 12 年）、羽柴秀吉朱印状（荒尾次郎作宛、天正 13 年）、豊臣秀吉朱印状（寺西筑後守宛、天正 19 年）、明智光秀書状（土橋平尉(重治)宛、天正 10 年）、大久保長安書状（慶長 15 年）

■考古資料

考古資料は出土遺物等を分類しており、6,746 件を確認しています。そのすべてを市民ミュージアムで保管しています。

[主なもの]

縄文土器、弥生土器、土師器、須恵器、ナイフ形石器、細石核、石鏃、打・磨製石斧

■歴史資料

歴史資料は文献資料、写真・映像等を分類しており、1,423 件確認しています。神社の棟札や古写真が多く見られます。また、坪内逍遙や津田左右吉といった美濃加茂市にゆかりのある人物に関する資料もあります。

[主なもの]

旧伊深村役場文書、市合併前旧役場文書、佐野一彦「伊深日記」、坪内逍遙関係資料、津田左右吉関連資料、高島庄治郎関連資料、坂井範一関連資料

④無形文化財

無形文化財は上記分類には属しない、言葉の由来に関するものなどを分類しており、25件確認しています。

[主なもの]

「カモ」の由来、「洞」の由来

⑤有形民俗

■日常

日常は生活や生業に関する資料等を分類しており、4,521件確認しています。市民ミュージアムで保管しており、農耕具や養蚕用品、漁具といった生業に関連する資料や、さまざまな日用品などが見られます。食文化に関する資料として、道具や記録映像、レシピ等が含まれています。

[主なもの]

農耕道具、食器、養蚕用具、染色用具、食文化資料

■非日常

非日常は冠婚葬祭や祭礼に関わる道具等を分類しており、450件確認しています。市民ミュージアムに保管されているひな人形を中心とし、その他祭礼共有具などが含まれています。

[主なもの]

ひな人形、土びな、葬祭用具

⑥無形民俗

■日常

日常は日常の暮らしの様子を分類しており、農作業や家内作業、子どもの遊びを含んでいます。方言808件を含めて、1,244件確認しています。

[主なもの]

伊深町の佐野一彦氏が記録したスライド資料、方言

■非日常

非日常は冠婚葬祭や祭礼等を分類しており、208件確認しています。盆踊りや音頭などの地域での祭りや、嫁入り、正月といったハレの行事が含まれています。

[主なもの]

盆踊り、日本ライン音頭、美濃加茂音頭、オオメシマツリ、相撲、湯立て行事、諏訪神社の祭礼、古井神社の祭礼

■食文化

食文化には郷土食を分類しており、309件確認しています。えんねパンや蜂屋柿をはじめ、美濃加茂伝承料理の会によって作り方や材料などが調査されたもの（美濃加茂市でハレの日のごちそうとして伝承された等）があります。

[主なもの]

蜂屋柿(堂上柿)、朴葉餅、みょうが寿司、すいとん、五平餅、ひなあられ、山菜ごはん、粕汁、わらび餅、みょうがぼち

⑦遺跡

■史跡

史跡は、発掘調査などによって判明した古墳、城跡をはじめ、旧宅その他の遺跡といった、先人の営みがわかる資料を分類しており、150件確認しています。

[主なもの]

北野遺跡、神明遺跡・牧野小山遺跡、為岡遺跡・野笹遺跡、矢田廃寺、坪内逍遙生誕地、林魁一生誕地

■伝承地

伝承地は歴史的事柄にまつわる伝承のある場所等を分類しており、10件確認しています。戦地や戦いの伝承地が含まれるほか、近現代の地域の伝承にまつわる場所が含まれています。

[主なもの]

堂洞合戦地、大井戸の戦い伝承地

⑧景勝地

景勝地は自然的景勝、人工的景勝等を分類しており、3件確認しています。正眼寺庭園や瑞林寺の庭園といった人工的な庭園があります。

[主なもの]

正眼寺庭園、瑞林寺の庭園、日本奥ライン

⑨自然史資料

■地質

市民ミュージアムが保管する化石や岩石・鉱物標本490件の他に、市内の露頭や化石産出地を含み、500件確認しています。

[主なもの]

カニサイ化石、凝灰角礫岩、化石林など中村累層化石産出地

■動植物

動植物は、動植物標本及び生息地等を分類しており、1,341件確認しています。特に標本は、市内で採集、発見されたものから製作されており、市内に数多く生息する動植物の実物として知ることができます。

[主なもの]

スマレ、ツブラジイ、オシドリ、オオムラサキ、ニホンリス

⑩景観

景観は風景、景色を分類しており、33件確認しています。『美濃加茂新24景』として取り上げられているもののほか、市民へのアンケート調査にて、後世に残していきたいものとしてあげられた、牛牧の桜の見える景観等が含まれています。

[主なもの]

古井の天狗山、岩滝山(鬼飛山)、山畑のある風景

コラム3 美濃加茂市の先人

美濃加茂市の歴史を紐解くと、さまざまな分野で名を成した先人がいたことがわかります。

日本初の近代的文学論『小説神髓』を著し、シェイクスピアの作品を全訳するなど、日本近代文学や近代演劇の発展に大きな影響を与えた坪内逍遙（安政6（1859）～昭和10（1935）年）や、考古学者の林魁一（明治8（1875）～昭和36（1961）年）、洋画家の坂井範一（明治32（1899）年～昭和56（1981）年）などは美濃加茂市の出身です。

また、日本を代表する芸術家岡本太郎の父で漫画家の岡本一平（明治19（1886）～昭和23（1948）年）は、東京から白川町に疎開、戦後は美濃加茂市に移り住みました。哲学者だった佐野一彦（明治36（1903）年～平成9（1997）年）はえんね夫人ら家族と共に伊深村（現 美濃加茂市伊深町）に移り住み、地域の民俗を調査し『美濃加茂市史』の編纂にも携わりました。なお、二女の佐野綾目（昭和11（1936）年～令和5（2023）年）が母えんねから教わったお菓子が「えんねのお菓子（えんねパン）」です。

市内には、このような先人にまつわる資料も多く残されています。美濃加茂市で生まれた人、美濃加茂市に移り住んだ人などさまざまですが、彼らが取り組んできた活動が歴史文化を育み、今もその功績が語り継がれているのです。

3 関連する制度

3-1 「100年フード」及び「食文化ミュージアム」（文化庁）

文化庁では、我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を、100年続く食文化「100年フード」と名付け、継承していくことを目指す取組みを推進しています。美濃加茂市においても、「大歳のごつつお」が令和4（2022）年度に「100年フード」（近代～明治・大正に生み出された食文化～）に認定され、その伝承のための取組を進めています。

また、文化庁では、食文化への学びや体験の提供に取り組む博物館、施設等に関する情報をウェブ上の仮想ミュージアム「食文化ミュージアム」で一体的に発信する取組を実施しています。令和4（2022）年度に、市民ミュージアムは、関西中部エリアにおける、食の体験・情報発信施設として認定されました。

〔大歳のごつつお〕

美濃加茂市では12月31日を“大歳（オオトシ）”と呼び、大晦日には“大歳のごつつお”（大歳のごちそう）が、必ず食卓にあがりました。大きな鍋に切った大根、ごぼう、にんじん、こんにゃく、里芋を順に入れ、上に煮干しをのせ水を注ぎ煮ます。堅い野菜に火が通ったらしょうゆで味付けし、豆腐、油揚げ、糸昆布をのせ、弱火でじっくり煮ます。大晦日はこの煮物とお頭つきの魚としてメザシ（鰯の干したもの）がつけました。山に囲まれた岐阜県では、畑で野菜は採れますが、新鮮な魚は手に入らず、海の幸は定期的にやってくる行商人から買うのが普通だった時代があります。当時、メザシもたいそうなごちそうでした。大鍋で煮た“大歳のごつつお”は正月三が日の間、何度も温め直して食べられ、忙しい主婦を助けました。今でも、正月の定番料理として食べる家庭も少なくありません。



〔大歳のごつつお〕

（写真出典）『ある日の伊深のお膳Ⅱ』

3-2 景観重要建造物・景観重要樹木（都市計画課）

美濃加茂市では、良好な景観を守り育て、いつまでも美しい風景を残すことを目的に、景観法（平成16（2004）年6月18日法律第110号）第8条の規定に基づき「美濃加茂市景観計画」（平成22（2010）年）を策定しました。そこで定めた以下の指定の方針に基づき、美濃加茂市では、地域の歴史、文化等とともに景観上重要な要素となっている建造物、樹木は、次の方針に基づき指定することで、景観上重要な建造物や樹木の現状変更等に対する制限が可能になるとともに、所有者等の適正な管理義務、景観行政団体と所有者が提携する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。令和6（2024）年6月現在、景観重要建造物、景観重要樹木の指定はありません。

[景観重要建造物の指定の方針]

- ・優れたデザインを持ち、シンボリックな景観となっているもの
- ・地域の歴史・文化、暮らしを感じさせる、又は創出していくことができるもの
- ・地域住民に親しまれているもの

[景観重要樹木の指定の方針]

- ・アイストップとなり、地域のシンボリックな景観となっているもの
- ・地域の歴史・文化、暮らしを感じさせるもの
- ・地域住民に親しまれているもの

3-3 保存樹(都市計画課)

美濃加茂市では、樹木、樹林、並木、草地、水辺、湿原、生け垣、花、芝等又はその生育地区を保存樹又は保護地区として指定するために必要な事項を「美濃加茂市保存樹等の指定等に関する要綱」に定めています(平成30(2018)年3月30日付、告示第25号)。

保存樹に関わる取組では、緑豊かな自然環境の保全及び美観風致の維持に寄与することを目的に、指定、公表、助成金の交付等を進めています。令和6(2024)年6月現在、保存樹は以下の通り14件指定されています。

[保存樹の一覧]

指定番号	指定年月日	所在地	樹種	規格
第1号	平成16(2004)年 8月5日	太田本町5丁目 (太田小学校)	銀杏	高さ 18.4m、幹 3.5m
第2号	平成16(2004)年 8月5日	太田本町5丁目 (虚空蔵堂)	棕	高さ 18m、幹 4.88m
第3号	平成16(2004)年 8月5日	本郷町2丁目 (加茂高校東側道路)	樺	高さ 14.5m、幹 3.12m
第5号	平成16(2004)年 8月5日	山之上町上野 (ライン農園)	ヒトツバタゴ	高さ 株9.8m、株 1.48m
第6号	平成16(2004)年 8月5日	山之上町中之番 (山之上小学校)	樺	高さ 16.4m、幹 3.6m
第7号	平成16(2004)年 8月5日	三和町上川浦 (若宮八幡神社)	榎	高さ 27.9m、幹 2.91m
第8号	令和4(2022)年 6月9日	三和町上川浦 (若宮八幡神社)	檜	高さ 22.8m、幹 2.9m 高さ 9.0m、幹 2.65m
第10号	平成16(2004)年 8月5日	蜂屋町中蜂屋広橋 (法仙坊GC横)	杉	高さ 21.5m、幹 4.3m
第11号	平成30(2018)年 3月31日	太田本町3丁目 (中山道会館周辺)	榎とその宿木	高さ 16.3m、幹 3.46m 高さ 12.8m、幹 3.09m
第12号	平成16(2004)年 8月5日	太田本町5丁目 (太田小学校)	ヒトツバタゴ	高さ 9.19m、幹 1.44m
第13号	平成16(2004)年 8月5日	清水町1丁目 (JR線踏切南西側)	樺	高さ 17.3m、幹 3.18m
第14号	平成16(2004)年 8月5日	蜂屋町下蜂屋下東 (天神神社)	山桜	高さ 20m、幹 6.27m
第15号	平成16(2004)年 8月5日	加茂野町市橋 (法幢寺)	モチノキ	高さ 5.0m、幹 2.08m
第16号	平成16(2004)年 8月5日	蜂屋町上蜂屋 (文化の森南駐車場)	しい	高さ 15.3m、幹 1.87m

*単位や表記は「様式第3号の2(第6条関係)保存樹等台帳」に準ずる

3-4 味の箱舟=ARK OF TASTE (国際スローフード協会)

平成19(2008)年、イタリア・トリノで開催された、国際スローフード協会による第三回テッラ・マードレにおいて、「堂上蜂屋柿」が認定されました。これは、各地方の伝統的かつ固有な在来品種や加工食品、伝統漁法による魚介類などの希少な食材を対象としたもので、世界共通のガイドラインで選定し、さまざまな支援策によって、その生産や消費を守り、地域における食の多様性を守ろうという取り組みです。平成8(1996)年に設立され、現在世界中で5,000を越える動物、果物、野菜の品種と加工食品などが「味の箱船=ARK OF TASTE (通称アルカ)」として登録され、良質な食材の調達、販売促進に興味のある人への情報提供などに繋がっています。

[堂上蜂屋柿]

美濃加茂市蜂屋町原産の渋柿です。江戸時代、尾張藩献上品としてその地位を確立しました。蜂屋柿を藩へ献上することにより、蜂屋村は諸役免除の特権を得たとされています。寛文年間が生産の最盛期で年間10万個前後が生産されるなど、蜂屋柿は美濃の名物として全国に知られる存在であり、江戸時代の各種道中記や絵図などでの紹介、伊藤圭介の『日本産物志』、田中芳男『有用植物図説』などにも紹介されています。また、明治33(1900)年のパリ万国博と明治37(1904)年のセントルイス万国博に出品されて賞を受けるなど海外でも評価されています。戦中・戦後間もなくは生産が減少しましたが、地元の熱意で生産が復活され、現在は「美濃加茂市堂上蜂屋柿振興会」が伝統を守って生産が継承、登録商標「堂上蜂屋柿」の地域ブランドとして販売されています。



[堂上蜂屋柿]

(写真出典)『美濃加茂市ホームページ』

4 地区ごとの「みのかも地域文化資源」の特徴

地域の北側は山が多く、長良川水系の川が巡り、南側には、飛騨川や木曽川が流れています。「川」と「山」に抱かれ、合併した旧町村をもとに大きく分けられる8つの地区それぞれで歴史文化が育まれ、その証としての「みのかも地域文化資源」が残っています。

4-1 太田地区

太田地区は木曽川が形成した平野部に位置しています。

近世に中山道が整備され、太田宿と太田の渡が置かれたことで、地域の政治・経済の中心地として発展してきました。昭和初期「日本八景」に「木曽川」が選出されたこともきっかけとなり、遊船の「日本ライン下り」が観光として発展しました。

中山道太田宿の宿場町の名残を残す建造物として、旧中山道沿いに「旧太田脇本陣林家住宅（国重要文化財）」や「旧太田宿本陣門（市指定有形文化財）」などがあります。また、木曽川河畔の生活文化、石造物が町並みに残っているほか、水害が多かったこの地域の記憶を伝える資料もあります。本地区は、坪内逍遙を輩出したゆかりの地でもあります。また、祐泉寺は槍ヶ岳を開山した播隆上人などのゆかりのある寺です。



〔旧太田脇本陣林家住宅〕

（写真出典）『市民ミュージアムホームページ』

4-2 古井地区

古井地区は木曽川と飛騨川の合流部に位置する平坦部です。この地理的条件から、大きく4つの小地区（森山・川合・本郷・下古井）に区分することができ、小地区ごとに特徴が見られます。

本地区内で飛騨川の最も上流部に位置する森山地区は、北や東とつながる交通の要衝として栄え、飛騨川には青柳橋がかけられました。南側の川合地区は、舟運、筏、玉石とり、漁業など、木曽川に関わる生業で栄えました。川合地区から本郷地区にかけては、砂地の多い土地であったため、桑の栽培に適し、養蚕業が発展しました。中山道から太田地区につながる下古井地区には、古井神社があり、ハイボウ（蠅追）がササラと呼ばれる棒で参拝者の頭をポンポンと軽く叩いて厄払いをする「古井神社春の例祭」が、現在まで続いています。



〔古井神社の風景〕

（写真出典）『美濃加茂新24景』

4-3 山之上地区

山之上地区は、美濃加茂市のほぼ中央の山間部に位置しています。

豊かな自然に抱かれて、「山之上のヒカゲツツジ群落（市記念物）」「山ノ上のサクラ（県記念物）」などの天然記念物が見られるほか、「メタセコイア珪化木（県記念物）」が残っています。

本地区の北東端にある「富士山（山之上富士）」には、山頂に富士山神社があります。

また、地区の南東部は、もともと痩せた水の便も悪い土地でしたが、大正時代から昭和時代のはじめにかけて柿の生産に成功し、梨やぶどうの栽培が始まって、果樹園が広がっています。また、白隠ゆかりの地でもあり、「白隠筆濃陽富士記（市指定有形文化財）」「白隠禅師遺跡（市指定史跡）」があります。



〔梨畑のある風景（山之上）〕

（写真出典）『美濃加茂新24景』

4-4 蜂屋地区

蜂屋地区は、市域北部に低い山々を抱き、南側に平野が開ける場所に位置しています。

本地区は、中世以降の有力者が支配していた地区です。中世城館として、「堂洞城跡」が近隣の加茂郡富加町との境にあります。

室町時代後期に創建された「瑞林寺」には「絹本著色涅槃図（県重要文化財）」、蜂屋大仏と呼ばれる「木造弥勒仏坐像（県重要文化財）」をはじめ11点もの指定文化財があります。また、本地区は、室町時代以降に将軍家に献上したとされる高級柿「堂上蜂屋柿」の産地で、瑞林寺は“柿寺”とも呼ばれます。



〔木造弥勒仏坐像（瑞林寺）〕

（写真出典）『市民ミュージアムホームページ』

4-5 加茂野地区

加茂野地区は、大きな川がない台地上に位置しています。

灌漑に関するもの、水の恵みを受け取るためのものとして、田に水を引くためのため池が掘られました。「大池」では弁財天が祀られ、今でも「加茂野大池弁財天祭り」が行われています。水の被害を防ぐものとして、地区の人々が悩まされてきた蜂屋川による氾濫から土地を守るために、18世紀に総延長100mを超える「百間土居」が築かれました。



〔加茂野大池弁財天祭り〕

（写真出典）『市民ミュージアムホームページ』

4-6 伊深地区

伊深地区は美濃加茂市の北西部に位置しており、山間の集落で構成されています。

本地区は、奈良時代の古文書にも存在が記されている歴史ある集落で、田園と家並みが一体となった景観に特徴があります。里山の暮らしの記録として、佐野一彦による写真や日記が残っています。

豊かな自然を象徴するものとして、2億年前にプランクトンの死骸が堆積してできたチャートで構成される「岩山」があります。特に江戸時代以来、水不足に悩まされてきた本地区では、岩山に総延長約550mのトンネル「天王用水」を掘削して灌漑用水としました。その灌漑面積は、約65ha に及びます。現代の里山景観をつくりあげる要因となりました。そのほか、近代の伊深村を象徴する「旧伊深村役場庁舎（国登録有形文化財）」があります。信仰としては、臨済宗妙心寺派の修行道場である正眼寺があります。正眼寺には、樹齢300年の「正眼寺のしだれ桜（市指定記念物）」や「佐藤家甲冑（市指定有形文化財）」があります。



〔稲田のある風景〕

（写真出典）『美濃加茂新24景』

4-7 三和地区

三和地区は美濃加茂市の北東部に位置し、山に囲まれ、川が流れ、農地が広がる自然あふれる地区です。

この地区では、自然に関するものとそこでの暮らしで生まれた信仰に関するものが数多く残されています。

地区内の川浦川や廿屋川には「三和のゲンジボタル（市指定記念物）」が、川浦川には「ネコギギ（国記念物（種指定））」も生息しています。白山神社には、樹齢 700 年の「白山神社の大杉（市指定記念物）」があります。



〔三和のゲンジボタル〕

（写真出典）『美濃加茂新24景』

生涯に12万体の仏像をつくったとされる円空がこの地で修行したといわれる遺跡があり、「円空作木造馬頭観音菩薩立像（市指定文化財）」があります。

4-8 下米田地区

下米田地区は木曽川と飛騨川、2つの川に囲まれる地理的環境を有しています。

信仰については、小山寺の堂宇として、飛騨川の浮島には、養蚕の守護仏として崇敬を集める「小山観音（市指定記念物）」があります。諏訪神社には、樹齢400年の「諏訪神社の大杉（市指定記念物）」があるほか、「米田の祭りばやし（市指定文化財）」が伝わります。また、田園風景の向こうに「米田富士（愛宕山）」が望め、16.2mの巨岩である「箱岩」があるなど、多くの「みのかも地域文化資源」が見られます。

下米田地区は、歴史学者である津田左右吉が生まれた地でもあり、「津田左右吉博士生家」や数々の資料が残されています。



〔米田富士から見下ろす〕

（写真出典）『美濃加茂新24景』

第3章 美濃加茂市の歴史文化の特性

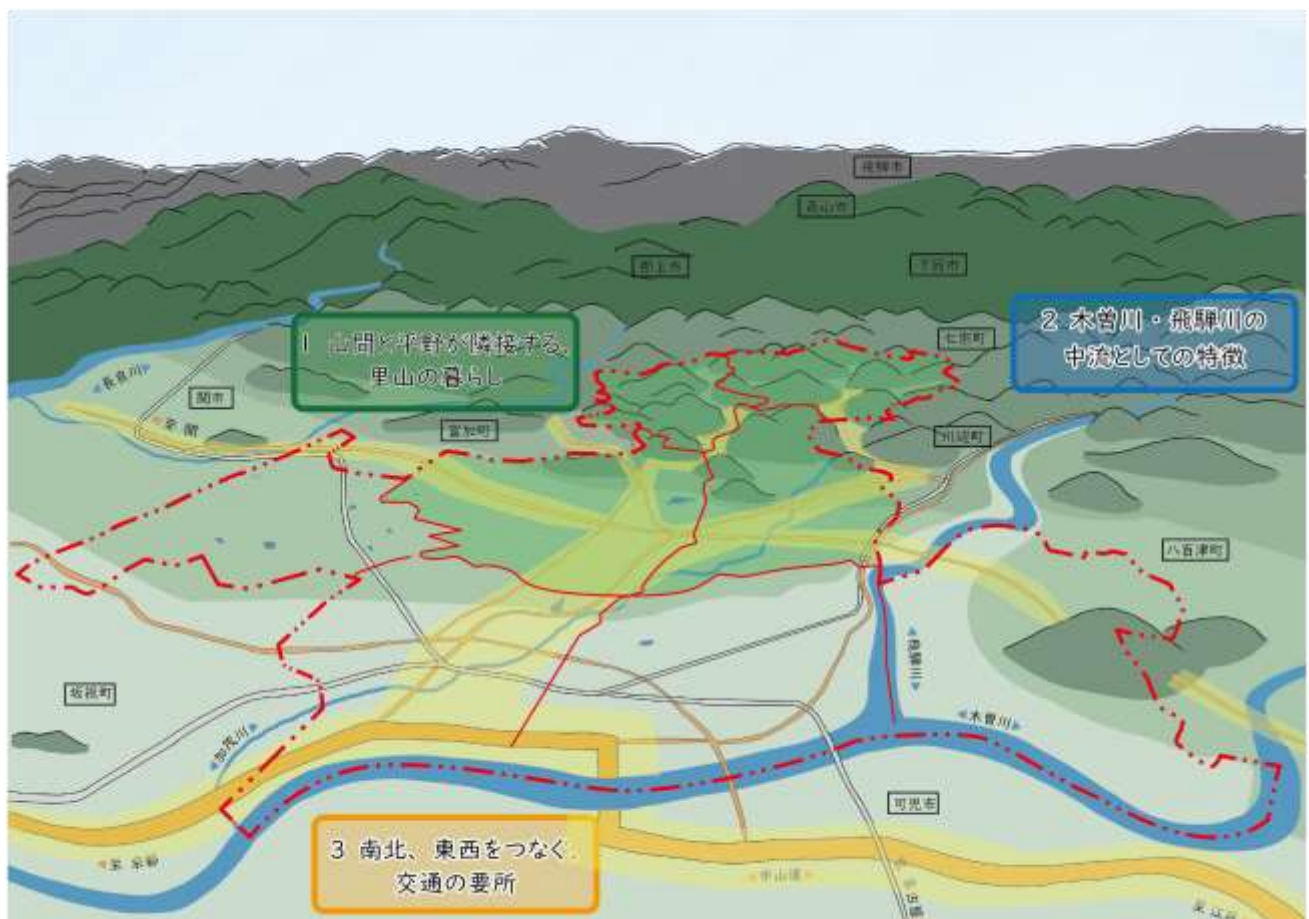
美濃加茂市の歴史文化は、市域北部、西部を流れる長良川水系の川浦川や蜂屋川、市域南部を流れる木曽川水系の飛騨川と木曽川からの恵みと、平野を囲む山々の恵みにより、生まれ、息づいてきた、「山の里」と「川のまち」の歴史文化です。

「山の里」として、市域北部は、山からの恵みを大切にしながら自然と共存してきました。主に山地、丘陵地、中・高位段丘からなるこの地域は、市域南部の外縁に位置することで、「中山間地域」の特徴があらわれています。そのため、いわゆる里山での生活を通して紡がれてきた自然に関する信仰や、生活の知恵、伝承などが存在しています。

「川のまち」として、長良川水系に属し、中位段丘の平坦部が西につらなる市域北部、西部は、現在の岐阜県岐阜市・関市方面へとつながる関文化圏の一部として発展しました。また、木曽川水系に属する市域南部、東部では、筏の流送など、川を使った流通の中継地点として、江戸と京都を結ぶ中山道の宿場として、さらに、飛騨街道をはじめとする県内各地との結節点として栄えていき、現在の美濃加茂市に至ります。

以上を踏まえて、歴史文化（序章4-2）の特性は下記の3つのように表現できます。

[歴史文化の特性のダイアグラム]



— — — 美濃加茂市域

やまあい Ⅰ 山間と平野が隣接する、里山の暮らし

美濃加茂市の北部、西部には里山が広がり、特有の植物の生息・生育環境となっています。かねてより人々は、身近な里山から日々の食料、燃料などを得て暮らしてきました。その暮らしは、四季と共にあり、自然に対して調和のとれたもの（持続可能な社会）となりました。

「木曽は、空が狭い。」

これは、岐阜県と長野県境に近い、木曽谷に生まれ育った郷土史家の言葉です。旧中山道は太田宿を過ぎると、木曽川に沿いながらも険しい峠をいくつも越え、深い谷を抜け、山の底を縫うようにしながら街道を進むことになります。

一方、美濃加茂市の地形（第Ⅰ章Ⅰ-2）は、濃尾平野の最北端にあたり、山地と平野が接するところです。そのため、市域の南半にあたる緩やかな盆地地形は周囲が開け、遠く北西には白山（石川県・岐阜県にまたがる）、西に金華山（岐阜県岐阜市）、東には恵那山（岐阜県中津川市）、北東には御嶽山（長野県王滝村）を望むことができます。

市域北部、西部には山地の広がりと共に、複雑に入り組んだ小さな谷（洞）が多く生まれました。人々は、身近な里山から野草や魚などの日々の食料を手に入れ、森で入手した燃料や、暮らしの中で生まれる肥料を用いて生活していました。人々の暮らしは四季と共にあり、自然に対して無理のない、調和のとれたものでした。まさに、持続可能な社会の構築がありました。



左：[柿をとる子ども（昭和38（1963）年9月11日）]

中：[盆のお花とり（昭和40（1965）年8月20日）]

右：[稲田のある風景（伊深町）]

（写真出典）左・中：『ていねいな暮らしのあったころ』 右：『美濃加茂新24景』

2 木曽川・飛騨川の中流としての特徴

美濃加茂市が木曽川の中流域で、木曽川と飛騨川の合流点に位置することは、歴史文化の大きな特徴をもつことになりました。木材をはじめとする大量の物資を輸送する、上流と下流をつなぐ中継地として、人々の生活を支えてきました。さらに、川の流れに変化がある中流の環境は、観光資源や川を活かしたアクティビティを楽しめる空間になりました。

木曽川は、鉢盛山（長野県木曽郡木祖村）を水源とし、三重県桑名市で伊勢湾へ注ぎます。総延長は229kmです。美濃加茂市が木曽川の中流域で、木曽川と飛騨川の合流点に位置していることは美濃加茂市の歴史文化に大きな影響を与えています。

自動車や鉄道のない江戸時代には、大量の物資を運搬する手段として、木曽川は「つなぐ川」となり、この地の人々の生活を支えていました。特に、木曽や飛騨の山々で伐採された、建築・土木に使われる木材を運搬していました。これらは最初、上流から一本ずつ流され、途中の綱場（頑丈な縄で、流れてくる木材をせき止めて集めた場所）で、筏に組まれた後、下流の名古屋や河口の桑名などの目的地へ流送され、この地はその中継地でした。また、薪や木炭、さまざまな生活物資の輸送に木曽川が利用され、各所に川湊が設けられました。

また、木曽川・飛騨川水系は、明治時代末から工業の発展や生活の近代化を支える電源開発のエリアとして注目され、多くのダムが建設されました。それらは、下流域の農業用水に大きな影響を与えました。その解決策として昭和14（1939）年に建設されたのが、今渡ダムでした。

さらに、昭和時代中期には、木曽川は美濃加茂市の観光資源にもなります。地理学者の志賀重昂が、木曽川の景観をドイツのライン川に似ていると言ったことから「ライン」と名付けられました。美濃加茂市から犬山までの舟下り「日本ライン下り」が多くの観光客を呼び込み、昭和48（1973）年にはその数は年間50万人にもなりました。その後は、観光スタイルの変化等によって平成25（2013）年に休止となりましたが、現在ではライン下りの乗船場は「リバーポートパーク」として生まれ変わり、身近に川のアウトドアや食事を楽しめる空間となっています。このような川を生かしたアクティビティが行われているのも、川の流れに変化がある中流の環境を持つ美濃加茂市の特徴です。



中：[今渡ダムのダム湖と箱井の清水]

右：[玉石垣のある風景]

（参考文献）『みのかものうつりかわり』市民ミュージアム、2022年

（写真出典）中：『バス停からの小さな旅』 右：『美濃加茂新24景』

3 南北、東西をつなぐ、交通の要所

美濃加茂市は、美濃地方の中央部にあたり、木曽川の流れが変化する中流域に位置しています。

中山道の宿場町や水運の中継地として整備され、さまざまな街道が設けられてきたことで、南北、東西、上流や下流をつなぐ結節点となり、現在でも、交通の要所となっています。

江戸時代に中山道六十九次のうち51番目の宿場として整備されたのが、中山道太田宿でした。ここには、本陣と脇本陣が置かれ、脇本陣は国重要文化財として現在も保全されています。その前後には、伏見宿（岐阜県可児郡御嵩町）、鵜沼宿（岐阜県各務原市）があります。中山道太田宿の東には中山道の難所と言われた「太田の渡」があり、渡し船が兩岸をつないでいました。増水で渡ることができないと、人々は中山道太田宿に滞留しました。渡し場の位置は時とともに変遷し、それにあわせて中山道太田宿は発展し、町並みが現在の祐泉寺（現太田本町二丁目）より東へ徐々に延びていきました（現 太田本町一、二丁目）。そして、中山道太田宿には、宿駅（交通の要所）に課せられた重要な任務があり、そのための施設や体制が整えられて、近隣の村々の中心として発展していきました。

さらに、市域には73の道標があることから、地形を巧みに利用しながら、遠方の飛騨・名古屋をはじめ、関・八百津などの各地を繋ぐ街道が設けられていました。これらのことから、歴史的に結節点であり、現在もなお、交通の要所です。



上段左：[安藤広重「木曽街道六十九次」]
上段右：[段差のある町並み]
下段左：[山之上街道と旧古井郵便局]
下段中：[森山の道しるべ]
下段右：[稲辺のやまのこさま]

(写真出典) 上段左：『太田宿中山道会館ホームページ』 上段右：『美濃加茂新24景』 下段全体：『辻の風景』

コラム4 「ヨソモノ」から見た、みのかもの姿

美濃加茂市には、他から移り住んだ人が根付いていきました。例えば、岡本一平（明治19（1886）～昭和23（1948）年）は、大正時代から昭和時代にかけて活躍した人物で、漫画のパイオニアとも呼ばれています。小説家・歌人として知られる岡本かの子は妻で、芸術家の岡本太郎は息子です。

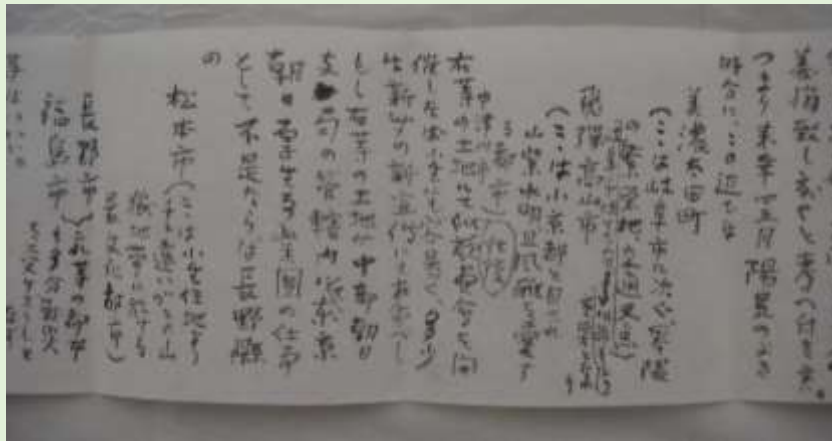
太平洋戦争中の昭和20（1945）年3月、加茂郡西白川村（現 白川町）に家族と疎開し、翌年に加茂郡古井町（現 美濃加茂市）に転居し、最晩年を過ごしました。一平はこの間、当時盛んだった文芸活動の狂俳に強く関心を寄せ、新たに「漫俳」を提唱、この地でその普及に努めつつ、地方文化人とも積極的な交流を持ちました。その活動はさまざまに芽吹いていくことになりましたが、一平が移住先のこの場所をどのように捉えていたのかがわかる資料が残されています。

そこからは、

① 絵画のモチーフになるような「立派なモデル」の風景が広がる土地

② 岐阜市、飛騨高山、松本市（長野県）と同列に扱い、地方文化の豊かな「都市」

という、主に二点を読み取ることができます。また、さまざまな文化人や文芸に関わる人々も多くの刺激を受けたようで、多くの作品に、この土地を登場させています。一平をはじめとする人々「ヨソモノ」の鋭いまなざしは、現在の私たちに、この場所のすばらしさ、多くの気づきを与えてくれます。



〔手紙（部分）〕

右半に「美濃太田町…（略）…岐阜市に次ぐ、界隈の繁栄地…（略）」とある。

コラム5 五感で捉える、みのかもの姿

豊かな自然のもとで生まれた美濃加茂市の歴史文化の特性は、五感で感じとることができます。そこに注目した人々もあり、以下のようなこれまでの記録に残されたものが確認されます。

〇鮎のにおい／太田本町在住(昭和10(1935)年頃)への聞き書き

(木曽川のほとりである)太田本町は、4月5日過ぎから鮎漁をはじめました。寝ていると、川風が吹いてきて、鮎のにおい(キュウリやスイカのような)がします。川を鮎が上がってきたのが、それでわかるのです。

〇鐘の鳴りかた／伊深町在住、佐野えんね『日本に住むと日本のくらし』、昭和63(1988)年より

寺院の鐘も日本では、ただ1つの音が深く響き渡るのです。そしてその余韻がほとんど消えたときにはじめて、次の音が鳴り始めます。私たちヨーロッパの寺院の鐘は(略)たがいに入りまじって響き合うのを喜びとするのですが。

〇ふるさとに讀す／現 蜂屋町在住、坂井範一『随想』、昭和54(1979)年より

小川の水もたっぷりと流れ、瀬の音が山や林にこだました。ニワトリが鳴いた。お寺の鐘がモクモクと渡った。月の夜は笛の音もうるんで人の世の静かな営みがあり、日月の豊かなふるさとであった。

私はふるさとの山と川と木と草と季節と仏の教えのうちに育てられた。

木陰の小川に夏の日を遊んでも、殺生することはゆるされなかった。秋のたそがれはなんとなく心にしみて悲しく子供心に泣いた。やせこけた赤松と雑木の枯草山にホウジロがチンと鳴いた。雪の夜は竹がキーとすれ合って折れた。水底に春を知った。自然の秩序と宿命のうちに明けくれた。私は山の向こうが知りたかった。

ほかにも、民謡やわらべ歌、学校で歌い継がれる校歌などからも、美濃加茂市の姿を捉えるさまざまなヒントを得ることができます。

第4章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する現状

Ⅰ 「みのかも地域文化資源」の調査実績

Ⅰ-Ⅰ 岐阜県による調査

岐阜県による「みのかも地域文化資源」に関する主な調査は下記の通りです。

[岐阜県による調査報告書一覧]

調査報告書名	発行年
『岐阜県遺跡目録』	昭和37(1962)年
『岐阜県無形民俗資料記録作成報告書』第1～6輯	昭和39(1964)年～昭和53(1978)年
『岐阜県民家緊急調査報告書』	昭和46(1971)年
『歴史の道 中山道調査報告書』	昭和54(1979)年
『岐阜県民俗分布図』	昭和55(1980)年
『岐阜県天然記念物カモシカ緊急調査報告書』	昭和56(1981)年
『岐阜県の近世社寺建築緊急調査報告書』	昭和56(1981)年
『岐阜県の諸職岐阜県諸職関係民俗文化財調査報告書』	平成元(1989)年
『歴史の道調査報告書』第1集～第5集	平成元(1989)年～平成5(1993)年
『岐阜県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書』	平成8(1996)年
『岐阜県の民俗芸能-岐阜県民俗芸能緊急調査報告書-』	平成11(1999)年
『岐阜県中世城館跡総合調査報告書』	平成17(2005)年
『岐阜県指定文化財調査報告書』	平成23(2011)年
『岐阜県近代和風建築総合調査報告書』	平成28(2016)年
『岐阜県遺跡地図』	平成29(2017)年
『岐阜県の祭り・行事総合調査報告書』	令和2(2020)年
『特別天然記念物カモシカ食害対策捕獲個体調査』	令和3(2022)年
『岐阜県古代・中世寺院跡総合調査』	令和5(2023)年
『岐阜県の文化財図録』	— (デジタルアーカイブ)
『岐阜県の民謡・民踊』	昭和52(1976)年
『岐阜県の無形民俗文化財』	平成7(1995)年

1-2 美濃加茂市による調査

美濃加茂市による「みのかも地域文化資源」に関する主な調査は下記の通りです。

刊行物、市民ミュージアムのホームページで公開されているデジタルアーカイブがあります。

[美濃加茂市による調査報告書一覧]

調査報告書名	調査主体	発行年
『美濃加茂市史(通史編)』	美濃加茂市教育委員会	昭和52(1977)年
『美濃加茂市史(史料編)』	美濃加茂市教育委員会	昭和53(1978)年
『美濃加茂市史(民俗編)』	美濃加茂市教育委員会	昭和55(1980)年
『 ^{いまいせき} 今遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	昭和54(1979)年
『美濃加茂市の文学碑』	美濃加茂市教育委員会	昭和59(1984)年
『美濃加茂の石仏』	美濃加茂市教育委員会	昭和63(1988)年
『 ^{かわいかわばたいせき} 川合川端遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成3(1991)年
『旧中山道太田宿調査報告書Ⅰ(民家)』	美濃加茂市教育委員会	平成4(1992)年
『旧中山道太田宿調査報告書Ⅱ(町並)』	美濃加茂市教育委員会	平成5(1993)年
『 ^{いぜあわじいせき} 伊瀬菜地遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成6(1994)年
『美濃加茂市文化財調査集録』第1集	美濃加茂市教育委員会	平成6(1994)年
『市民のための美濃加茂の歴史』	美濃加茂市教育委員会	平成7(1995)年
『 ^{なかはざまいせき} 仲迫間遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成7(1995)年
『美濃加茂盆地における中村累層の地層と化石』	美濃加茂市教育委員会	平成7(1995)年
『 ^{ためおかいせき} 為岡遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成7(1995)年
『 ^{いけおくこふんぐん} 池奥古墳群・ ^{なかさかこふん} 仲坂古墳発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成8(1996)年
『美濃加茂市文化財調査集録』第2集	美濃加茂市教育委員会	平成8(1996)年
『 ^{いちはしきたのいせき} 市橋北野遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成9(1997)年
『美濃加茂市文化財調査集録』第3集	美濃加茂市教育委員会	平成10(1998)年
『 ^{きのしたいせき} 木ノ下遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成11(1999)年
『美濃加茂市歴史人名索引』	美濃加茂市教育委員会	平成12(1990)年
『 ^{おざきいせき} 尾崎遺跡発掘調査報告書』	美濃加茂市教育委員会	平成14(2002)年
『おばあちゃんちのおかって』No.1~No.4	美濃加茂市民ミュージアム	平成14(2002)年~ 平成31(2019)年
『写真で見る美濃加茂五〇年』	美濃加茂市民ミュージアム	平成16(2004)年
『昭和前・中期のお手伝い』	美濃加茂市民ミュージアム	平成16(2004)年
『子どもの頃の思い出の味』	美濃加茂市民ミュージアム	平成16(2004)年
『子どもの頃の遊びの思い出』	美濃加茂市民ミュージアム	平成18(2006)年
『故里訛りはあたたかい 美濃加茂地区方言集』	美濃加茂市教育委員会	平成29(2017)年

調査報告書名	調査主体	発行年
『守りたい加茂の豊かな自然』	守りたい加茂の豊かな自然 編集委員会	平成31(2019)年
『わたしたちのまち美濃加茂』	美濃加茂市教育委員会	令和2(2021)年
『みのかものうつりかわり』	美濃加茂市教育委員会	令和4(2022)年
『ふるさとファイル』(forest.minokamo.gifu.jp)	美濃加茂市民ミュージアム	平成2(1990)年～ 令和2(2021)年
『展示図録』(forest.minokamo.gifu.jp)	美濃加茂市民ミュージアム	平成12(2000)年～
『美濃加茂市民ミュージアム紀要』	美濃加茂市民ミュージアム	平成14(2002)年～
『尾崎遺跡ブック』	尾崎遺跡ブック刊行会	令和5(2023)年
『美濃加茂事典』(forest.minokamo.gifu.jp)	美濃加茂市民ミュージアム	— (デジタルアーカイブ)
『これまで調査してきたこと』(forest.minokamo.gifu.jp)	美濃加茂市民ミュージアム	— (デジタルアーカイブ)

I-3 把握調査の状況

令和6(2024)年4月時点での把握調査の実施状況は下記の通りです。

[把握調査の状況]

大分類	小分類	調査状況
建造物	建物	○
	土木建造物	△
石造物	記念碑	○
	民間信仰碑	○
	道標	○
	文学碑	○
	墓碑	○
文化的資料	絵画	△
	彫刻・彫塑	△
	工芸品	△
	書跡・典籍	△
	古文書	△
	考古資料	○
	歴史資料	△

大分類	小分類	調査状況
無形文化財	—	○
有形民俗	日常	○
	非日常	○
無形民俗	日常	○
	非日常	○
	食文化	○
遺跡	史跡	○
	伝承地	△
景勝地	—	△
自然史資料	地質	△
	動植物	○
景観	—	△

(令和6(2024)年4月現在)

○:概ね調査済み、△:今後更に調査、

市民ミュージアムを中心にこれまで調査が重ねられており、石造物や有形民俗、無形民俗については概ね把握調査がなされている一方、文化的資料は考古資料を除き把握調査が不足しています。また、市が所有するさまざまな資料(行政資料等)の把握調査が不十分です。伝承地、景勝地や景観について調査数の偏りが見られるため、今後更に把握調査が必要です。

六類型に分類される文化的資料や自然史資料の中でも、地質について把握が不十分なところが見られるため、今後の調査が必要です。

概ね把握調査済みになっている文化財でも、保存・活用のためには総合調査が行われることが望めます。

2 「みのかも地域文化資源」の保存と活用に関する取組み

2-1 文化財の保護への財政支援

美濃加茂市では、文化財の保護を美濃加茂市文化財保護費補助金交付要綱、美濃加茂市文化振興活動団体補助金交付要綱等に基づいて行っています。

この対象は、文化財保護法(昭和25(1950)年法律第214号)、岐阜県文化財保護条例(昭和29(1954)年岐阜県条例第37号)及び美濃加茂市文化財保護条例(昭和60(1985)年美濃加茂市条例第1号)の規定により指定を受けた文化財の所有者、又は管理責任者(無形文化財にあっては、保持者又は保持団体)です。

主に、

- ① 指定文化財管理謝金
- ② 重要文化財 旧太田脇本陣林家住宅管理補助金
- ③ 民俗芸能保存・活用に関する団体

に対するものがあります。

また、文化振興活動団体となる対象は、美濃加茂市にゆかりのある人物を顕彰するために実施する活動及び事業に要するもの等があります。

2-2 個別の文化財保存活用計画

美濃加茂市の個別の文化財に関する保存活用計画について、作成実績はありません。

2-3 他部局や地域との連携による取組み

庁内の他部局と連携して、下記のような取組みを行っています。そのほか、各地区まちづくり協議会と連携し、市民の生涯学習に資する取組みを行っています。

[他部局連携で実施している主な取組み]

- ・ 国登録有形文化財「旧伊深庁舎」の保存・活用（まちづくり課）
- ・ 里山の保全（さとやまシューレ）（周辺自治体）
- ・ 平成姫街道事業（商工観光課）
- ・ 里山×STEAM MINOKAMO2030 事業（ひとづくり課）

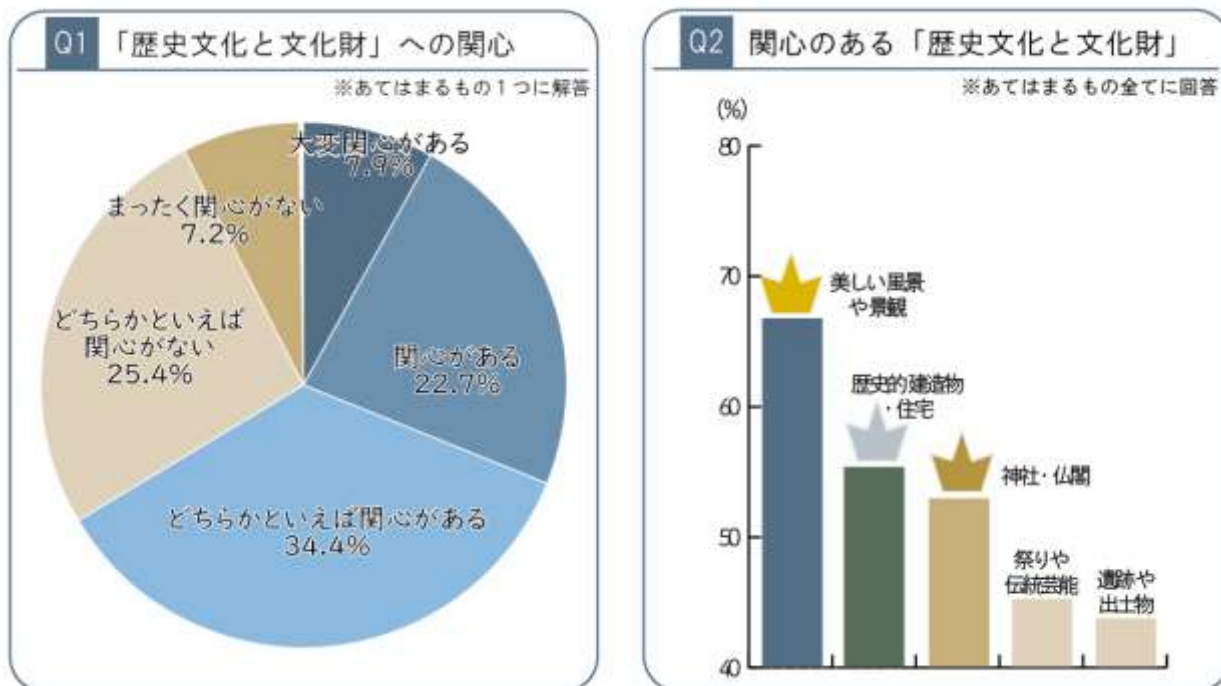
3 市民の「みのかも地域文化資源」に対する意識の現況

美濃加茂市の「歴史文化と文化財」について、市民の意識、評価、要望等の把握を目的として実施しました。

調査方法 ・対象：18歳以上の市民（年代と地区を割付、各世帯1人を無作為抽出）2,016件
・回収状況：580件（回収率 28.7%）

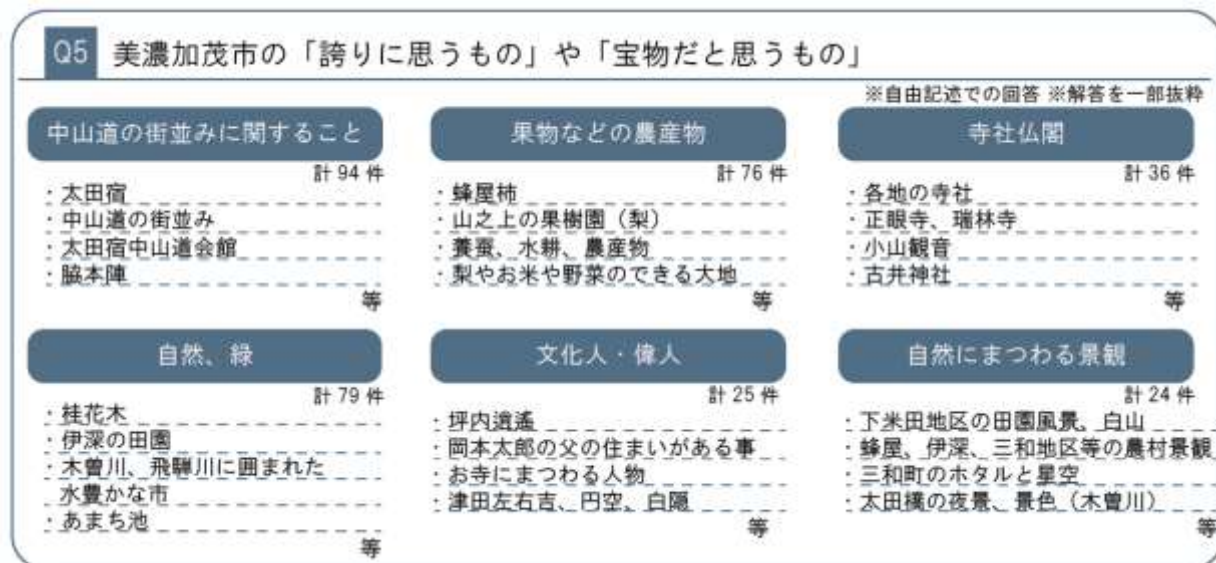
①「歴史文化と文化財」への関心

・市民の65%が「歴史文化と文化財」に関心があり、中でも「美しい風景や景観」への高い関心があります。



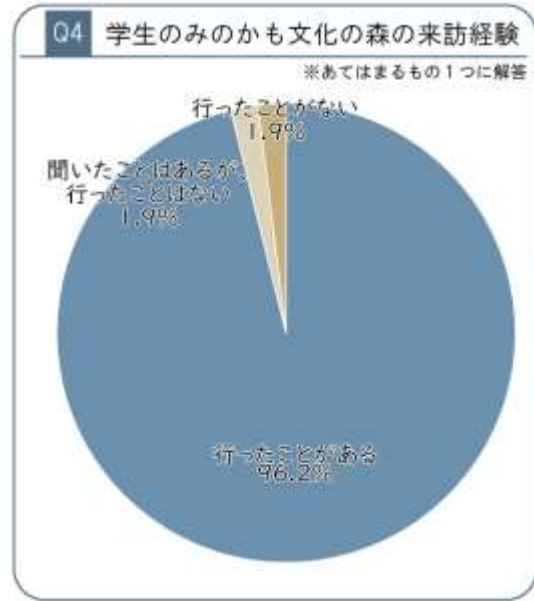
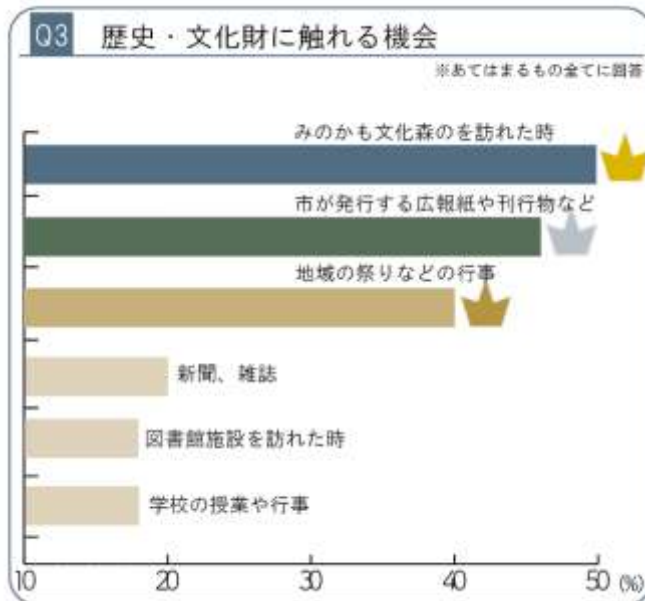
②美濃加茂市民の宝物

- ・中山道の建造物や街並みを多くの人が誇りに思っています。
- ・山や川の自然そのものだけでなく、今までの美濃加茂市が自然と暮らしてきた歴史文化にまつわる景観（畑や田園、ため池）などを宝物と感じている傾向が見られます。



③「歴史文化と文化財」に触れる機会

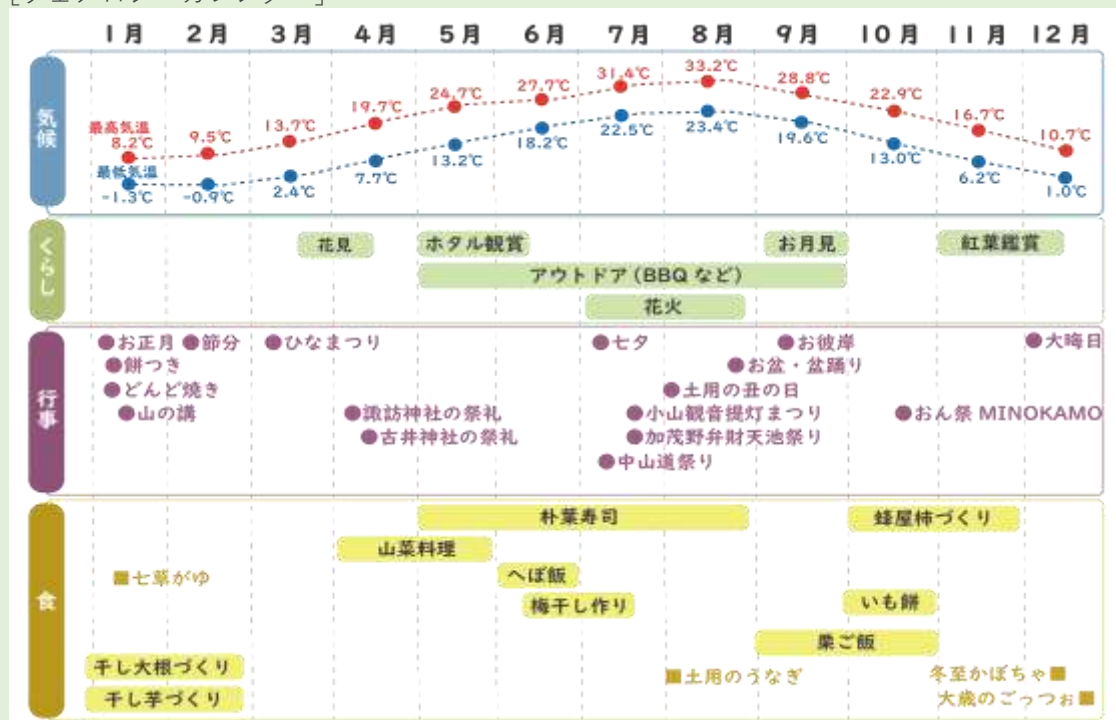
- ・5割近い市民が「歴史文化と文化財」に触れる機会は「みのかも文化の森を訪れた時」と回答しています。
- ・学生は、学校教育を通して来訪することから、96%が市民ミュージアムに来訪経験があります。



コラム6 市民が捉える歴史文化に関する暮らし、行事、食

市民へのアンケート調査にて伺った「季節ごとにお住まいの地域やご家庭で行われている行事・風習」「地域に残る食文化」について、市民の方々から挙がった回答のうち、回答数が多かったものを中心に、季節、美濃加茂市の気候ごとに当てはめて、フェノロジーカレンダーとして整理しました。

[フェノロジーカレンダー]



(参考)『平年値(年・月ごとの値) 美濃加茂』気象庁 1991~2020

第5章 「市民ミュージアム」を中心とした 「みのかも地域文化資源」の保存・活用の取組み

1 市民ミュージアムとは

市民ミュージアムは、博物館・美術館の市民ミュージアムと教育センターの複合施設です。

約9haの敷地には、博物館・美術館・教育センターの本館のほか、生活体験館、民具展示館、実習棟、アトリエ棟等の施設を配置しています。また、市内外からの150人余りのボランティアに活躍していただいております。見るだけでなく、講座やワークショップ、イベントなどを通じて人々との交流を深めていただく場所になっています。施設内の市民ギャラリー、エントランスホール、展示ホール、研修室、会議室、工芸室、陶芸室、緑のホール、情報学習室、生活体験館の貸出しもしています。

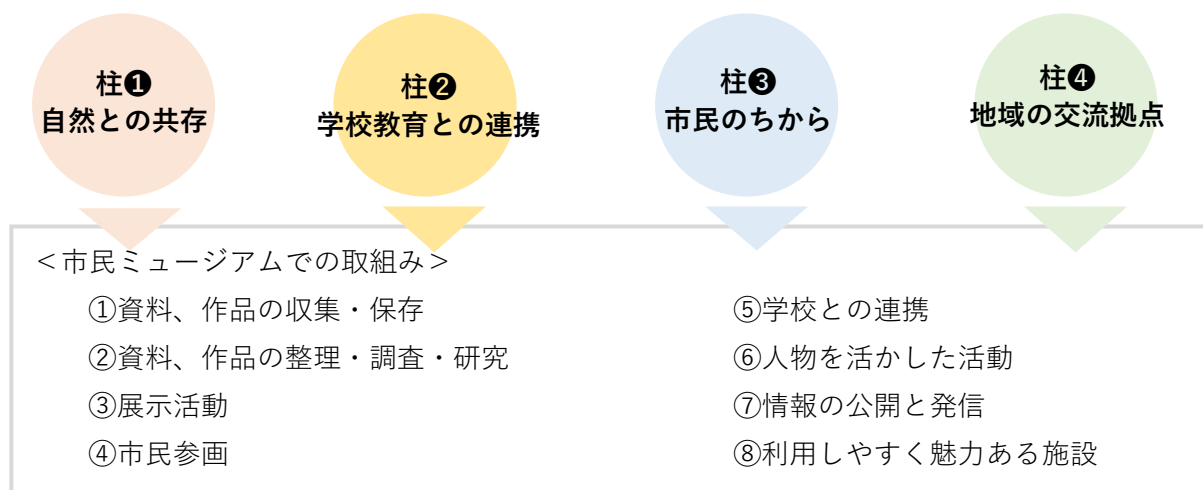


〔市民ミュージアム 外観〕

2 市民ミュージアムでの取組み

市民ミュージアムでは、地域資源を活かした文化活動や多様な交流が生まれる市民の文化施設として、4つの活動の柱の下、博物館の保管する資料及び地域に存在する「みのかも地域文化資源」を包括した地域資源の収集や研究・調査のほか、それらの地域資源に市民が気軽に触れられる機会の提供を行っています。

〔4つの活動の柱と8つの取組み〕



2-1 資料、作品の収集・保存

歴史、民俗、考古、美術、自然等の資料や作品を、博物館資料として収集し保存しています。地域総合博物館としてこれまでに取り組んできた活動を理解していただき、また、収蔵庫等の保存環境や人的体制を整えていることなどから、市内外に限らず想いを持った多くの方々から、貴重な資料や作品を寄贈いただいております。それらの資料や作品は、地域の魅力を高め未来に継承するための貴重な地域資源として、収集・保存しています。

2-2 資料、作品の整理・調査・研究

収集・保存したものを学術的、専門的に調査・研究を行っています。

資料や作品を整理し、データベース化（『美濃加茂事典』など）するなどし、ホームページや印刷物などで公開しています。特徴的な取り組みとして、データを用いて展示を行ったり、市民ミュージアム活動や学校教育に活用したり、大学と連携し調査・研究を共同で行うほか、研究内容等の論文が掲載された「紀要」を毎年発行しており、図録やふるさとファイルなど毎年多くの成果物を発刊しています。

（令和4（2024）年度実施の主な未指定文化財の把握調査）

- ・旧太田本陣福田家所蔵資料（武田耕雲斎ゆかりの兜、文書類ほか）
- ・鹿野勘次コレクション（岩石・鉱物標本を中心に）
- ・仏像（三和町廿屋）、経典（山之上町）

ほか

2-3 展示活動

地域に関わりのある資料を中心に、展示替えを行いながら常設的に公開しています。また、この地域に関わりの深い特定のテーマを設け、企画展などを開催しています。特徴的な取り組みとして、地域の人々と共に研究、調査、発表したり、各分野を横断するテーマを設定し展示したりしています。また、市域に留まらず、岐阜県全体にまで視野を広げ地域文化の調査をするほか、全国的な視野で「芸術と自然」をテーマにしている作家を招聘し、滞在型で作品を制作・展示してもらうことを行っています。展示室では、「イッテミテ」というツールを設けて、「みのかも地域文化資源」の紹介と連動した取り組みを行っています。

（令和4（2024）年度実施の企画展）

- ・「好奇心の向かうところ、林魁一展」 2022.4/23～5/29
- ・「ハコ展」～箱膳から「ハコモノ」まで 2022.7/16～8/28
- ・「墨痕に咲く」展－美濃の禅画の世界 白隠と仙厓と－ 2023.1/8～2/19

2-4 学習機会の提供・団体の支援

市民ミュージアム活動としてさまざまな講座や講演会、フォーラムなどを企画して学習機会の提供を行っています。

生活系として、「ていねいな暮らし講座」「四季と食べる講座」、自然系として、「植物観察会」「自然探検」、アート系として、「アートな一日講座」などがあります。また、子どもを対象にした講座や、子育て世帯を支援するプログラムも実施しています。

2-5 市民参画

市民ミュージアムでは、ボランティアや市民団体の豊富な経験や知識を活かし、協働して講座やイベントなどを行っています。現在、生活体験、イベント、学習支援、展示・資料、アート、伝承料理の会の6つのボランティアがあり、多くの方が登録し活動しています。伝承料理の会では、博物館の外にも出向いて地域のことを調べ、聞き取りを行い、成果を報告する活動も行っています。市民団体としては、美濃加茂自然史研究会やみのかも「声のドラマ」の会などがあり、市民ミュージアムの活動を支えています。

2-6 学校との連携

市民ミュージアムならではの「人・もの・こと・場」を活かしたさまざまな学習を学校とともに立案し、活動を行っています。この活動は、市内小・中学校の年間指導計画に位置付けられ、活動を希望する市外の学校も受け入れ、年間約 8,000 人の来館があります。単なる社会見学ではなく、学校の先生と学習内容を考え、事後も先生と学習内容について振り返ります。小・中学校の9年間かけて博物館で学び積み上げ、博物館を通して学び続ける人を育てる「モデル」活動として注目されています。

2-7 人物を活かした活動

郷土の偉人である坪内逍遙や津田左右吉をはじめ、美濃加茂市に縁のある人物を調査・研究、展示し、顕彰するとともに、偉人に関わるさまざまな取り組みを行い、新たな事業につなげています。特徴的な取り組みとして、坪内逍遙が提唱した朗読に関する活動、早稲田大学と連携した演劇をはじめとした活動を行うなど、これらを通じた文化交流の取り組みを行っています。

2-8 情報の公開と発信

市民ミュージアムのホームページを充実させるとともに、『美濃加茂事典』をキーコンテンツとして、収蔵している資料を整理したものをデータベース化してホームページ上で公開しています。また、ホームページ内にある「森の日記(ブログ)」やInstagram、メール配信サービス(すぐメール)などのさまざまな媒体を活用して、市民ミュージアムで行っている活動や展示会情報、施設内の作品、森の風景、収蔵資料やアートなど、一人でも多くの方に市民ミュージアムの魅力を知っていただくために情報を発信しています。

2-9 利用しやすく魅力ある施設の充実

施設の雰囲気や美観に配慮し、森の整備や良好な環境整備を行っています。特に、施設内にあるカフェと共同して市民ミュージアムにあるものをモチーフにして、ランチやデザートを制作しています。また、市民ミュージアムのキャラクターやロゴ入りグッズ、収蔵品をデザインしたグッズなどミュージアムのグッズを充実させるとともに、ミュージアムグッズ展を開催するなどミュージアムの魅力を発信し、来館者に楽しんでもらう取り組みを行っています。

3 市民ミュージアム来場者へのアンケート

3-1 小学校6年生へのアンケート

平成18(2006)年から市民ミュージアム(アンケート中では「文化の森」と記載)を活用した学習活動について、美濃加茂市の全市立小学校の6年生児童にアンケート調査を実施しています。令和3(2021)年度の結果は以下の通りであり、このことから市民ミュージアムが地域の子どもたちにとって歴史文化に触れるきっかけになっていること、また、市民ミュージアムでの取組みが、子どもたちの経験や記憶に残っていることが明らかになりました。

① 6年間の文化の森における学習で印象に残っている学習(3つ選択)

・歴史文化に関する学習のうち、博物館資料を読み解いたり、実際に体験したりする活動が上位に挙げられています。

[上位に挙げた学習のうち歴史文化に関するもの]

- | |
|---------------------------------|
| 1年生:生活科「むかしあそび」(11.5%) |
| 3年生:社会科「市のうつりかわりと人々のくらし」(25.3%) |
| 4年生:社会科「きょう土の伝統・文化と先人たち」(4.23%) |
| 6年生:社会科「縄文のむらから古墳のくにへ」(18.1%) |
| 総合・社会科「今に伝わる室町文化」(14.8%) |

※単元名は現行のものにあわせました。

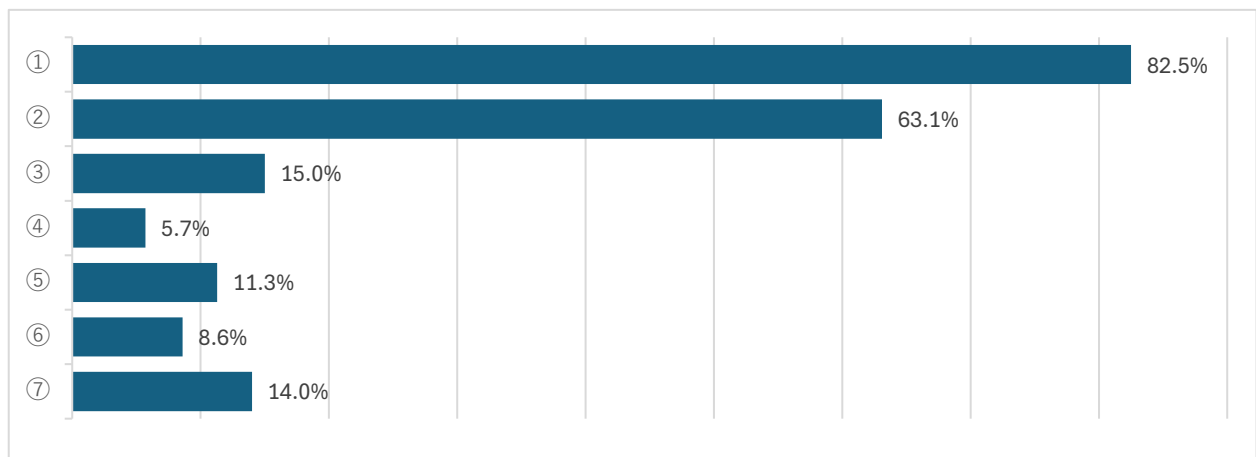
② 「文化の森」での経験

・82.5%の子どもたちが家庭内で「文化の森」のことを話題にしています。

・63.1%の子どもたちが「文化の森」に遊びに来たことがあります。

[具体の回答結果]

- ①文化の森で学習したことを、家族に話したことがある
- ②文化の森に、遊びに行ったことがある
- ③学校の授業以外で確認したいことがあり、文化の森へ行ったり、文化の森の人に質問したり、話を聞きに行ったことがある
- ④文化の森で聞いたことや調べたことを、夏休みの研究などにいかしたことがある
- ⑤化石林公園や木曽川などで学習の後、もう一度家族などでそこを訪れたことがある
- ⑥文化の森での学習をきっかけにして、他の博物館や美術館などに出かけたことがある
- ⑦文化の森のホームページを見たことがある

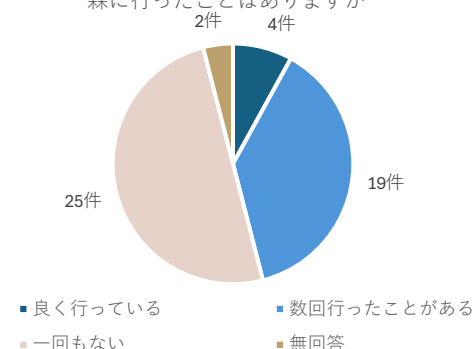


3-2 20歳へのアンケート

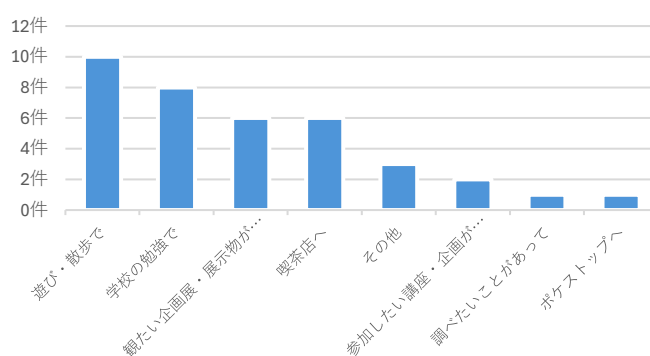
市民ミュージアムを活用した小学校6年間の学習について、20歳になる青少年（学習経験者）の振り返りから調べることを目的として、平成25（2013）年度より、20歳になる市民にアンケートを実施しています。

令和3（2021）年度の結果より、小学校卒業後に数回市民ミュージアムを訪れている方は半数程度おり、市民ミュージアムへ行ってみたいと感じる方は半数以上いることから、回答者が市民ミュージアムに親しみを持つ傾向にあることが明らかになりました。また、市民ミュージアムでの経験が生活や趣味、学業、仕事、進路へ影響を与えたとの回答は4分の1あります。また、約半数の回答者が、文化の森を通して誇りや自慢したいと思うことと出会っていました。このことから、市民ミュージアムが市内の子どもたちにとって「成長の中での学びの場」として機能していることが明らかです。

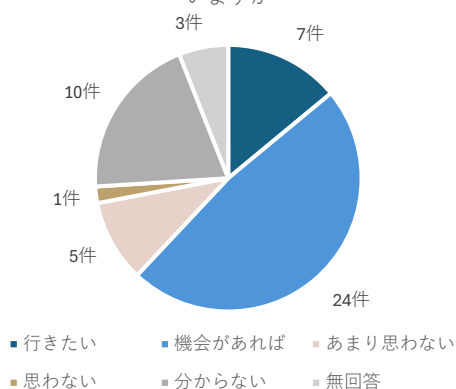
Q1 小学校を卒業してから今までに、文化の森に行ったことはありますか



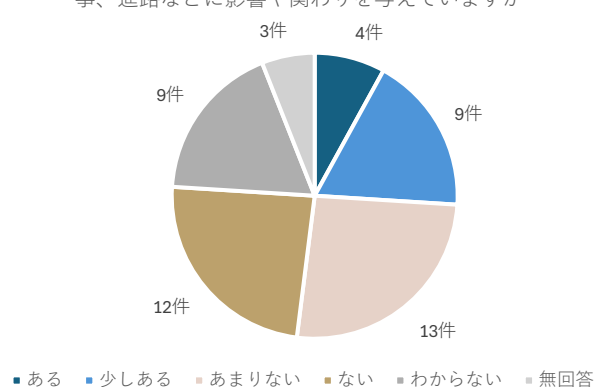
Q2 その際、文化の森へはどんな用事で行きましたか



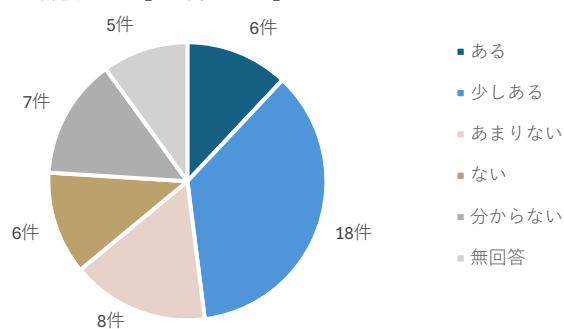
Q3 これからも文化の森へ行ってみたいと思いますか



Q4 文化の森での体験はあなたの生活、趣味、学業、仕事、進路などに影響や関わりを与えていますか



Q5 文化の森での体験、企画、またはその施設そのものについて「よかった」「人に自慢したい」「誇りだな」など思うことはありますか



（参考）

『令和4年度美濃加茂市民ミュージアム活用の手引き・活用実践集』みのかも文化の森

コラム7 外から見た市民ミュージアムの博物館活動

地域全体をミュージアムとして捉える、「エコミュージアム（地域まるごと博物館）」は、従来、特定の建物の中で完結していた地域の博物館活動を、一定の地域に広げ、域内に残る多様な遺産（自然・歴史・文化・産業）を現地で整備保存し、まち全体をミュージアムとして捉えることで、まちの現地に残る文化財の保存と活用につなげるものです。

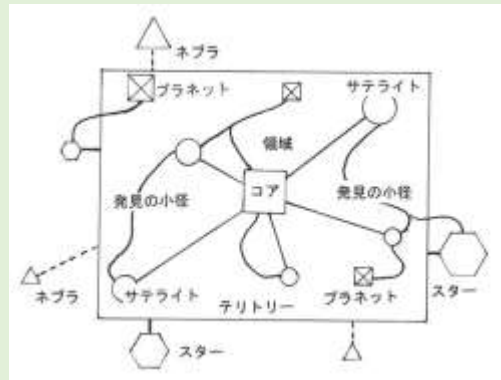
名古屋大学名誉教授の糸魚川淳二により、従来の「エコミュージアム」に加え、領域内の関係機関と綿密な連携を行い、領域外の関連する博物館や機関、市民活動の機関や施設をネットワーク化する「「えこ」ミュージアム構想」により、博物館活動を地域の住民が参加する地域運動として実施することが提唱されています¹⁾。

事例研究として、市民ミュージアムの現在の活動がすでに「「えこ」ミュージアム」の要素を有しているとされています。

〔美濃加茂「えこ」ミュージアム プラン〕



〔「えこ」ミュージアム概念図〕



〔凡例〕

- コア : みのかも文化の森
 - サテライト : 社会施設・公園等の交流拠点
社寺、里山等の「みのかも地域文化資源」
 - ☒プラネット : みのかも文化の森と連携できる機関等
 - *発見の小径 : 自然歩道、公園の道、「逍遙こみち」等。自由に各地のサテライトをつなぐルート
- (参考:「えこ」ミュージアム概念図(糸魚川 2009)より)

1) :『瑞浪市化石博物館研究報告 35「自然史博物館から「えこ」ミュージアムへ」』糸魚川淳二,2009)

第6章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する将来像

Ⅰ 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する将来像

下記の将来像の実現を目指して、本計画を推進します。

想いがつながり、深まりつづけるまち

美濃加茂市の積み重ねを象徴する「みのかも地域文化資源」は、これまでも美濃加茂市で生きる一人ひとりの暮らしを通して、大切に守られ、まちに息づいてきました。

一人ひとりの想いにより、それら「みのかも地域文化資源」が明らかにされ、共有されていくことで、「みのかも地域文化資源」を活かしたまちづくりが進み、自分たちの暮らしている美濃加茂市が“深み”のあるまちとなり、その“深み”が増すほど、より居心地が良く、誇りと感じるまちになります。

本計画では、一人ひとり、そして地域の想いが市民ミュージアムを拠点につながり、さらに磨かれ息づくことで、「みのかも地域文化資源」がより多くの人に共有され、将来に継承され続ける姿を目指します。

2 将来像を達成するための方向性

本計画で目指す将来像に向かうためには、このまちで大切に守られ息づいてきた、美濃加茂市らしさを表す特有のものとして、個人、地域の想いをつなげ、みんなで守り、活かし、後世に継承することが重要です。

この達成のために、地域全体の「エコミュージアム(コラム7)」の核として市民ミュージアムで行っている博物館活動や機能が、大きな役割を果たします。市民ミュージアムを拠点としながら、下記の6つの方向性のもと、「みのかも地域文化資源」を丁寧に調べ、市民へ伝え、市民と共有する活動を行うことで、将来像の達成へとつなげていきます。

[将来像達成のための6つの方向性]

方向性1 「みのかも地域文化資源」を明らかにする

「みのかも地域文化資源」を丁寧に調べ、地域の想いや暮らしを通して大切に守られ、息づいてきた「美濃加茂らしさ」を表すものとして明らかにし、その成果を積み重ねます。

方向性2 「みのかも地域文化資源」を守る

大切にされてきた「みのかも地域文化資源」と、一人ひとりの、そして地域の「みのかも地域文化資源」への想いを将来につなげていくために、適切に守ります。

方向性3 「みのかも地域文化資源」を共有する

「みのかも地域文化資源」がまちのさまざまな場所で活かされ、美濃加茂市を更に“深み”のあるまちにするために、暮らしの中で育まれてきた地域の魅力を多くの人に共有します。

方向性4 「みのかも地域文化資源」を活かす

美濃加茂市が一人ひとりにとって居心地がよく、誇りと感じる“深み”のあるまちとなるために、「みのかも地域文化資源」を社会的課題の解決につなげながら、まちのさまざまな場面で活かします。

方向性5 「みのかも地域文化資源」をみんなで支える

自分たちの暮らす美濃加茂市に“深み”を持たせる「みのかも地域文化資源」を守り、活かす人の輪を広げ、市民一人ひとりの想いをつなげながら、みんなで支えます。

方向性6 「みのかも地域文化資源」をつなぐ

「みのかも地域文化資源」をさらに磨き、まちに地域の想いが息づくものとして大切に後世に継承するために市民ミュージアムを核としながら、「ひとと暮らし」「ひとと地域」をつなげます。

コラム8 「逍遙こみち 遊歩道おさんぽマップ」

「逍遙」とは、気ままにあちこち歩き回ること、日本近代を代表する劇作家、小説家、教育者である坪内逍遙（安政6（1859）～昭和10（1935）年）の筆名にも、この言葉が使われています。このマップは、市民ミュージアムを出発地として、3つのコース（3種の「みのかも地域文化資源」）を巡るルートを案内するものです。

【1】自然を感じてミテコース

森の新鮮な空気を胸いっぱい吸い込みながら8か所を巡るコース。しっかりウォーキングを楽しみたい方にオススメです。

【2】歴史を遡ってミテコース

森の中にある、古代の遺跡や歴史ある神社などの8か所を巡るコース。地域の歴史を知りたい方、知的好奇心を満たしたい方にオススメです。

【3】アートを楽しんでミテコース

森の中にある、現代アート作品（9か所）を鑑賞しながら歩くコース。気軽な散歩を楽しみたい方にオススメです。



コラム9 「坪内逍遙からの広がり（交流）」

坪内逍遙は、美濃加茂市出身です。それにちなんで、本人が愛した古典芸能を「木立に響く逍遙」として、市民ミュージアムで、定期的に公演しています。

また、市民による現代の創作・表現活動として、朗読に関する講座や発表の場（朗読フェスティバル）に加え、演劇の上演もあります。

観光庁では、「ユニークベニュー」として、「バ：場所や空間」の開発・利用促進を図っていますが、美濃加茂市では「コト：逍遙の事績」に基づいた特別な体験や地域の特性を演出し、多様な活動・交流の場となるような事業を進めています。



第7章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する課題

第6章で掲げた将来像「想いがつながり、深まりつづけるまち」に向けた保存・活用の取組みを進めるため、これまでの「みのかも地域文化資源」の保存・活用の取組みを振り返る調査（市民へのアンケート調査、文化財所有者アンケート調査、催事、保存・活用の取組みに関する調査、「みのかも地域文化資源」の把握状況の整理など）を行いました。その結果、下記に掲げる課題が明らかになりました。

1 「みのかも地域文化資源」を明らかにするための課題

①「みのかも地域文化資源」の洗い出しが不十分である

美濃加茂市の地域ごとの特色や良さを表象する「みのかも地域文化資源」は、市民の目に触れやすい“もの”や“形”として表れているもの以外にも、多様な「みのかも地域文化資源」があります。それらは、形に残っていないもの・記憶にしか残せないものが多く、調査が不十分であるため、市民が大切にしたいものが十分に把握できていません。

②「みのかも地域文化資源」の継続的な調査・研究が求められている

美濃加茂市の地域ごとの特色や良さを表象する「みのかも地域文化資源」は、一定の状況把握ができていますが、土木建造物、考古資料以外の文化的資料、歴史資料、伝承地、景勝地や景観、自然史資料には、十分な把握調査が行えていないものがあります（第4章参照）。

また、既に把握されているものでも、市内全域に分布する埋蔵文化財のように、引き続き所在や範囲を明らかにする必要があるもの、名称のみが把握されており、内容や由縁、位置情報などが明らかでない「みのかも地域文化資源」があります。

これまでに把握した「みのかも地域文化資源」は、市民ミュージアムのホームページで公開している『美濃加茂事典』で整理を進めており、今後も、その内容を深める調査・研究を行うことが求められています。

③明らかになった「みのかも地域文化資源」の記録・アーカイブ化が求められている

明らかになった「みのかも地域文化資源」の保存・活用の取組みを行うために、既存のアーカイブシステムである『美濃加茂事典』や『地域の文化資源』などのコンテンツを通して、引き続き、系統的な整理とアーカイブ化を行うことが必要です。

『美濃加茂事典』市民ミュージアム (http://www.forest.minokamo.gifu.jp/m_dictionary/index.cfm)

『地域の文化資源』市民ミュージアム (http://www.forest.minokamo.gifu.jp/sub_menu/menu6.cfm)

2 「みのかも地域文化資源」を守るための課題

①「みのかも地域文化資源」の適切な評価による保存と維持管理が求められている

「みのかも地域文化資源」のうち、美濃加茂市の歴史文化を表す核となる価値あるものは、国・県・市の指定等文化財制度や関係部署の制度を活用し、適切な評価と維持管理を行い、保存していく必要があります。

②地域で大切にされる「みのかも地域文化資源」の適切な評価が不十分である

市内には、地域や個人などの小さな単位で守られている大切な「みのかも地域文化資源」が多くあります。それらを適切に守るために、価値を評価する制度は、既存の指定等文化財制度のみでは十分ではありません。

③文化財所有者を支える仕組みが不十分である

所有者の高齢化、後継者がいないなどによる適切な保存が難しい場合や、所有者による保存が困難になった際に指定等文化財が滅失（滅んでなくなる）する可能性があります。しかし、指定等文化財所有者が気軽に維持管理方法や保存について問い合わせできる相談窓口がありません。

地域の指定等文化財所有者による適切な保存を図ることが難しい場合や、適切な保存方法がわからない場合がありますが、指定等文化財の維持管理方法や管理手順がわかるマニュアルがありません。

④「みのかも地域文化資源」を地域で守る仕組みが不足

地域には多様な「みのかも地域文化資源」があり、市内体制のみで全ての現状把握、維持管理を行うことは困難です。また、それらを解説するための案内板やサインの点検についても、美濃加茂市が多くを設置したものの、十分に行うことができていません。これらの把握、維持管理には、地域住民の協力が必要不可欠ですが、そのような仕組みが不足しています。

⑤「みのかも地域文化資源」の防災対策が十分でない

市内には、ハザードマップで示された警戒区域等に「みのかも地域文化資源」が多くあり、災害による消滅や滅失の可能性があるものがあります。そのため、災害の発生を未然に防ぐための消防設備の点検や防災訓練を引き続き行う必要があります。また、万が一、災害が発生した際に、文化財への被害を最小限に抑えるための対応方法を関連課や関係団体と共に十分に検討することができていません。

⑥「みのかも地域文化資源」の防犯対策が十分でない

「みのかも地域文化資源」は、滅失や毀損（壊す・壊れること）の危機にさらされていますが、それらの防犯対策が十分に行えていないものがあります。適切な防犯対策のためには所有者の協力が必要不可欠ですが、効果的な対策について文化財所有者に周知できていません。

⑦「みのかも地域文化資源」をとりまく自然や町並みが保全できていない

美濃加茂市の歴史文化（第3章）は、豊かな自然環境のもと紡がれてきましたが、これらを象徴する農地や里山などの自然環境が、荒廃、宅地開発等により失われつつあります。また、往時の人々の賑わいの面影を感じさせる中山道太田宿についても、空き家の増加や時代の変化により、景観が損なわれつつあります。

⑧市民ミュージアムでの適切な資料保存が引き続き求められている

「みのかも地域文化資源」の保存・活用の拠点として、引き続き、市民ミュージアム収蔵資料の保存を適切に行う必要があります。また、市役所には現在、美濃加茂市の近現代のできごとを示す資料が保管されているため、適切な保存環境を有する市民ミュージアムでの保護が求められます。

3 「みのかも地域文化資源」を共有するための課題

①学校教育を通した「みのかも地域文化資源」の次世代への継承が引き続き求められている

「みのかも地域文化資源」を後世に伝えていくためには、保存・活用の「未来の担い手」となる子どもたちが、その価値や魅力を知り、興味を持つことが必要です。これまでも、市民ミュージアムでは、さまざまな取り組みを行っていますが、今後も引き続き、学校教育を通して、子どもたちに「みのかも地域文化資源」を共有するこ

とが必要です。

②生涯学習を通した「みのかも地域文化資源」の地域での継承が引き続き求められている

「みのかも地域文化資源」の多くは、地域で大切にされてきたものです。これまでに、市民ミュージアムでは、市民をターゲットとして生涯学習の取組を多く実施してきましたが、今後も引き続き、現在実施している取組を実施することが必要です。

③案内板やパンフレットを活用した情報発信が不足している

「みのかも地域文化資源」の保存・活用には魅力や価値を市内外に広く PR することが必要です。しかし、既存の案内板やパンフレット、ホームページを活用した情報発信が十分に行えていません。

④多様な人々に向けた「みのかも地域文化資源」の情報発信が不足している

美濃加茂市では人口の1割ほどを外国籍の方が占めています。そのため、美濃加茂市が第二のふるさととなる外国の方に向けた「みのかも地域文化資源」の発信を行うことで、担い手の広がりや多文化共生の推進への寄与が考えられますが、十分な情報発信ができていません。

4 「みのかも地域文化資源」を活かすための課題

①医療・健康・福祉分野における「みのかも地域文化資源」の活用が求められている

少子高齢化が加速する中、健康寿命の延伸への関心が高まっています。その一方で、ICOM（国際博物館会議）では令和2（2022）年、新たな博物館の定義が採択され、「持続可能性」「ウェルビーイング」に寄与することが新たに期待されるようになっており、このような方向性への対応と共に、文化財を活用したフレイル予防などを通して、医療・健康・福祉分野における新たな文化財の価値を創造していく必要があります。

②観光・商業と連携した活用が十分でない

地域の魅力となる観光による賑わいづくりや、美濃加茂市の産業・商業の活性化に「みのかも地域文化資源」や歴史文化の特性を十分に活かすことができていません。

③「みのかも地域文化資源」を活用した地域振興を行うことができていない

市外・国外からの流入による人口の増加、高齢化の進行により、地域内のコミュニティ意識が希薄化していますが、人と人をつなぐ要素となりうる地域の歴史や文化がつながりの強化に十分に活用できていません。

5 「みのかも地域文化資源」をみんなで支えるための課題

①「みのかも地域文化資源」を支える団体等の支援や、活動環境の整備が十分でない

庁内体制のみで「みのかも地域文化資源」を後世に残していくことは難しく、市民の協力が必要不可欠ですが、意欲のある市民や団体等が気軽に保存・活用の取組に参画できる環境が用意できていません。特に、子どもたちに「みのかも地域文化資源」の魅力や価値を伝えるためには、子育て世代の方の参画が求められますが、仕組みが十分に整えられていません。また、市内では、さまざまな団体や所有者等が「みのかも地域文化資源」の保存・活用を行っており、引き続きその活動を支援することが必要です。

6 「みのかも地域文化資源」をつなぐための課題

①「みのかも地域文化資源」を後世につなげるための体制の確立ができていない

庁内では、まちづくり課や商工観光課をはじめ、各課で「みのかも地域文化資源」を活かした取組みが実施されていますが、それぞれの事業が単独で動いていて、連携による相乗効果を生むことができていません。また、本計画の推進により、「みのかも地域文化資源」の保存・活用を推進するためには、文化振興課だけでなく、関係各課や文化財所有者、専門家との連携が必要不可欠であるため、連携を図るための組織体制の構築が必要です。

②「みのかも地域文化資源」を後世につなげるための拠点の強化が求められている

美濃加茂市合併時の市内8つの地区のアイデンティティを尊重しつつ、美濃加茂市としての一体感を高めながら、「みのかも地域文化資源」を後世に継承するためには、「みのかも地域文化資源」に関する活動の拠点となる市民ミュージアムの機能を更に強化し、地域によるさまざまな活動をつなぐ場所として、運営を充実していく必要があります。

第8章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用に関する方針・措置

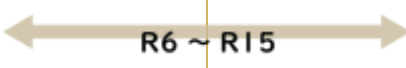
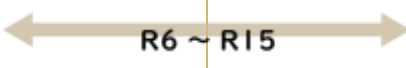
「みのかも地域文化資源」について、第6章で述べた6つの方向性ごとに、第7章で現状の課題を整理しました。本章では課題に対する方針、計画期間中に行う具体的な保存・活用の措置をまとめます。

以下の取組みについては、市費・県費（文化財保存費補助金等）・国費（文化庁補助金・デジタル田園都市国家構想交付金等）・その他民間資金等を活用しながら進めていきます。

I 「みのかも地域文化資源」を明らかにするための方針・措置

方針Iー① 「みのかも地域文化資源」を市民と共に明らかにする

市民から情報提供を受けながら、市内に残る、多様な「みのかも地域文化資源」を明らかにします。それら「みのかも地域文化資源」は、必ずしも、有形であるとは限らないため、オーラルヒストリー（証言や口述の記録）など無形の「みのかも地域文化資源」についても可能な限り、調査し記録を行います。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
1	「みのかも地域文化資源」の情報収集 地域に伝わる「みのかも地域文化資源」や歴史や文化に関する市民の記憶について、市民ミュージアムのホームページを通して、情報収集を行い、必要に応じて追加調査を行う。	・市（文化振興課） ・市民	・市		
2	「みのかも地域文化資源」の発掘 市内の住宅の建替時に見つかる資料について、廃棄前に文化振興課への相談を呼び掛ける。写真、民具、日記、地図のほか、オーラルヒストリーとして市民のさまざまな記憶を可能な限り記録する。	・市（文化振興課） ・市民	・市		

方針Ⅰ-② 継続的な調査・研究により「みのかも地域文化資源」を明らかにする

「みのかも地域文化資源」の調査実績（第4章Ⅰ）を踏まえ、特に美濃加茂市が保管する行政資料の把握調査、埋蔵文化財に関する詳細調査を進めます。また、逸失の可能性の高い、土木建造物、考古資料以外の文化的資料、歴史資料、伝承地、景勝地や景観などの「みのかも地域文化資源」の継続的な把握調査と詳細調査を進めます。また、今までの調査・研究の蓄積である『美濃加茂事典』の内容について、更に掘り下げて調査・研究を行います。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
3	美濃加茂市役所が保管する行政資料の調査 美濃加茂市役所が保管する各種行政資料や新聞記事など現代のできごとを示す資料について、「みのかも地域文化資源」となりうるものを選択し、把握調査を進める。	・市（文化振興課・総務課・秘書広報課）	・市		
4	埋蔵文化財に関する調査 市内の埋蔵文化財の所在・範囲の把握、詳細分布調査や記録保存等を進める。	・市（文化振興課）	・市		
5	「みのかも地域文化資源」の調査・研究 「みのかも地域文化資源」について、調査が不足している類型として土木建造物、考古資料以外の文化的資料、歴史資料、絵画などの逸失の可能性の高い文化的資料、そのほか、伝承地、景勝地や景観、自然史資料などを中心に把握調査や詳細調査を行う。また、地図情報と連動した「みのかも地域文化資源」の位置情報の把握に努め、マッピングの作業を通して充実させる。	・市（文化振興課） ・市民	・市		
6	『美濃加茂事典』の調査・研究 『美濃加茂事典』（「みのかも地域文化資源」を五十音順に並べ、「手引き」「インデックス」「百科」としての役割を持つもの）の各項目の内容について、調査・研究を掘り下げることで知見を更新し、「みのかも地域文化資源」情報の集合知のハブとして機能させる。	・市（文化振興課・ひとづくり課（図書館）） ・市民	・市		

方針Ⅰー③ 明らかになった「みのかも地域文化資源」を記録とアーカイブ化を進める

市民ミュージアムのホームページを通じて公開している、既存のアーカイブシステムである『美濃加茂事典』や「地域の文化資源」などのコンテンツについて、これまでに調査を実施した「みのかも地域文化資源」について、系統的な整理と記録による内容の充実とアーカイブ化の推進を図ります。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
7	市民ミュージアムホームページ『美濃加茂事典』『地域の文化資源』などのデジタルコンテンツの充実 市民ミュージアムのホームページ「美濃加茂事典」「地域の文化資源」などのデジタルコンテンツの充実を図る。	・市（文化振興課）	・市		
8	「みのかも地域文化資源」のアーカイブ化の推進 「みのかも地域文化資源」に関するさまざまな情報を市民への公開、さまざまな分野での活用を念頭に置き、記録、保存、整理し、デジタルアーカイブ化を推進する。	・市（文化振興課）	・市		

2 「みのかも地域文化資源」を守るための方針・措置

方針2-① 「みのかも地域文化資源」の滅失を防ぐために適切な評価と保存を行う

「みのかも地域文化資源」のうち、美濃加茂市の歴史文化を表す核となるものについては、国・県・市の指定文化財制度に加え、関係部署が所管する制度を活かして、適切に評価を行うとともに、適切な維持管理を図り、保存を行います。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
9	指定等文化財の指定・保護・管理・調査 市による未指定の「みのかも地域文化資源」の指定、指定等文化財に関する保護等のため、文化財保護審議会での意見聴取を踏まえて、市指定文化財の維持管理や修繕、指定等文化財の現状調査等を実施する。	・市（文化振興課） ・文化財保護審議会 ・「みのかも地域文化資源」の所有者	・市	← R6 ～ R15 →	
10	指定等文化財所有者に向けた補助金等の交付 指定文化財を維持管理する個人・団体への支援、また、指定文化財の維持管理（防災設備点検保守、小修理、環境整備等）にかかる補助金の交付、また、指定文化財の保存と活用を行う団体に対して補助金交付を行う。	・市（文化振興課） ・「みのかも地域文化資源」の所有者	・市、県、 国	← R6 ～ R15 →	
11	保存樹の指定・助成 「美濃加茂市保存樹等の指定等に関する要綱」に基づき、緑豊かな自然環境の保全と美観風致の維持のため、保存樹を指定。その保存を支援する。	・市（都市計画課） ・市民	・市	← R6 ～ R15 →	

方針2-② 地域で大切にされる「みのかも地域文化資源」の適切な評価を行う

地域で大切にされているものを価値づける制度として、美濃加茂市による登録文化財制度である登録「みのかも地域文化資源」制度(仮称)を新たに設置し、制度に基づいて適切な評価を行います。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
12	美濃加茂市登録「みのかも地域文化資源」制度(仮称)による「みのかも地域文化資源」の登録 美濃加茂市の歴史や文化を色濃く表す「みのかも地域文化資源」について、美濃加茂市登録制度により登録を行い、適切な保存を支援する。	・市（文化振興課）	・市	← R6 ～ R15 →	

方針2-③ 指定文化財を保存する所有者を支える仕組みを整える

文化財所有者による適切な保存が難しい場合や保存が困難になった際に、文化財所有者が文化財の保存について相談できる相談窓口の設置、維持管理方法や管理手順等のマニュアルを整備し、文化財所有者を支える仕組みを整えます。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
13	「みのかも地域文化資源」に関する相談窓口の設置 指定等文化財所有者が維持管理方法や保存手段、寄贈や寄託について気軽に学芸員に「相談できる窓口を設置し、以降、運営する。	・市（文化振興課）	・市		
14	指定等文化財の維持管理マニュアルの作成 指定等文化財所有者が所有する文化財の適切な維持管理方法について知ることができるマニュアルを作成し、周知する。	・市（文化振興課）	・市		

方針2-④ 「みのかも地域文化資源」を地域で守る仕組みを構築する

地域住民が日頃から、自分の身の回りにある「みのかも地域文化資源」の現状確認、また「みのかも地域文化資源」の価値を伝えるために併設された案内板やサインの点検を担うことができる仕組みを構築します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
15	地域によるパトロールの仕組みづくり 市民有志を募り、指定等文化財の現状確認等を行う「みのかも地域文化資源」パトロール員(仮称)を育成する。	・市（文化振興課） ・関係団体・機関（岐阜県文化財保護協会） ・市民	・市		
16	「みのかも地域文化資源」パトロール員(仮称)による「みのかも地域文化資源」の現状確認 「みのかも地域文化資源」パトロール員(仮称)による市内の指定・登録文化財の現状確認、案内板やサインの点検を行う。	・市（文化振興課） ・関係団体・機関（岐阜県文化財保護協会） ・市民	・市		

方針2-⑤ 災害から「みのかも地域文化資源」を守る

災害による被害を未然に防ぐための消防設備の点検等を行います。また、万が一災害が発生した際に、「みのかも地域文化資源」への被害を最小限に抑えるための関係者と連携した発災時のスキームの検討、「みのかも地域文化資源」のレスキューのための関係者との情報交換と連携を強化します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
17	発災時のスキームの検討 「美濃加茂市地域防災計画」と「美濃加茂市地域強靱化計画」の内容を踏まえ、関係課と連携しながら発災時のスキームの検討を行う。	・市（文化振興課・防災安全課） ・「みのかも地域文化資源」の所有者	・市		
18	「みのかも地域文化資源」防災事業 「みのかも地域文化資源」の所蔵先において、消防設備の立ち入り検査を実施、文化財防災デーの際に防災訓練等を実施することで、「みのかも地域文化資源」の保全に万全を尽くす。	・市（文化振興課） ・「みのかも地域文化資源」の所有者	・市		
19	「みのかも地域文化資源」レスキュー事業 発災時、岐阜県文化財保存活用大綱をもとに活動する。また市内外の関連団体や専門性を持つ方、岐阜県博物館協会、岐阜県に所在する文化財保存団体と平時から情報共有を進め、有事の際の「みのかも地域文化資源」のレスキュー活動での連携を強化する。 (関連計画:岐阜県文化財保存活用大綱、美濃加茂市地域防災計画、岐阜県博物館協会 ミュージアムレスキュー活動要綱)	・市（文化振興課・防災安全課） ・市民 ・関係団体・機関（岐阜県博物館協会）	・市 ・岐阜県博物館協会		

方針2-⑥ 犯罪から「みのかも地域文化資源」を守る

いたずらや盗難被害から文化財を守るために、文化財の防犯対策マニュアルを作成し、文化財所有者に周知します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
20	「みのかも地域文化資源」防犯事業 「みのかも地域文化資源」の防犯対策マニュアルを作成し、公表し、その所有者に周知する。	・市（文化振興課） ・「みのかも地域文化資源」の所有者	・市		

方針2-⑦ 他分野と連携して「みのかも地域文化資源」を取り巻く

自然や町並みを保全する

美濃加茂市の歴史文化の舞台である自然環境（農地や里山など）、往時の面影を残す中山道太田宿などのまちなみ景観を関係課と連携しながら、保全します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
21	農地の風景・環境の保全 市内で耕作放棄地となってしまう農地を再生し、次世代に渡って農地という資産として活用されていくよう、農業の担い手の育成支援等を通して、農地の風景や環境を保全する。 (関連計画:みのかも農業ビジョン)	・市(農林課) ・市民	・市		
22	良好な景観形成のための制限 美濃加茂市景観計画区域(市全域)を保全し、さらに育てるために、4ゾーン(山地、丘陵地、段丘、市街地・沿川)の景観特性を勘案して建築等の行為の制限を設ける。また、「伊深地区」「三和地区」「中山道太田宿」を景観形成重点地区とし、重点的な景観形成に努める。 (関連計画:美濃加茂市景観計画)	・市(都市計画課) ・市民	・市 ・国		
23	里山の整備 景観の重要な要素である市内の里山林を計画的に整備する。また、継続的に整備できる人材を育成する。 (関連計画:里山千年構想)	・市(農林課) ・市民	・市		
24	里山×STEAM MINOKAMO2030事業 里山千年構想の推進のために必要な「持続可能な里山整備の仕組みおよび、その担い手の育成」を目的として、10年後の持続可能な美濃加茂の姿をデザインする事業を実施する。	・市(ひとづくり課) ・市民	・市		

方針2ー⑧ 市民ミュージアムを拠点に

「みのかも地域文化資源」を適切に保存する

市民ミュージアムを拠点として、適切な保存環境のもと、博物館の収蔵資料と市内に残る「みのかも地域文化資源」の保護を進めます。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
25	博物館資料を含めたみのかも地域文化資源の保存 市民ミュージアム所蔵資料や指定文化財を含めた「みのかも地域文化資源」の保存及び、博物館及び収蔵庫に対する燻蒸や虫害モニタリング調査を行い、その保存に万全を期す。	・市（文化振興課） ・「みのかも地域文化資源」の所有者	・市		
26	美濃加茂市役所が保管する行政資料の保存 美濃加茂市役所が保管する各種行政資料や新聞記事など現代のできごとを示す資料のうち「みのかも地域文化資源」となりうるものを取捨選択し、保存する。	・市（文化振興課・総務課・秘書広報課）	・市		

3 「みのかも地域文化資源」を共有するための方針・措置

方針3-① 「みのかも地域文化資源」を次世代に共有するための学校教育を推進する

「みのかも地域文化資源」の保存・活用の「未来の担い手」となる、子どもたちに向けた活動（次世代に共有するための学校教育）を更に充実させます。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6~R10 (2024~2028)	R11~R15 (2029~2033)
27	美濃加茂市の地域文化を伝える学校教育活動の実施 市内小・中学校と市民ミュージアム及び関係課と連携して、児童生徒が地域の歴史や文化を学ぶためのフィールドワークや地域学習を実施する。また、高校とは専門性を持つ部活動との連携を深める。市民ミュージアムのレファレンス機能をきっかけにして、「みのかも地域文化資源」の情報提供や調査支援、市民講師の支援等を行う。	・関係団体・機関（市内各小中学校・高校） ・市（関係課）	・市		

方針3-② 「みのかも地域文化資源」を地域で共有するための生涯学習を充実する

「みのかも地域文化資源」への市民の理解と継承を進めるため、「みのかも地域文化資源」の現地ツアーや講座の開催、一般公開を引き続き行います。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6~R10 (2024~2028)	R11~R15 (2029~2033)
28	市民向け活動の実施 市民向けの事業として「みのかも地域文化資源」をめぐる現地ツアーや講座の開講などを地域住民と共に行うほか、「みのかも地域文化資源」の一般公開などを行い、市民が美濃加茂市の歴史や文化、「みのかも地域文化資源」に気軽に接することができる機会を増やす取組を行う。	・市（文化振興課・まちづくり課） ・市民	・市 ・岐阜県博物館協会地域ブロック補助		

方針3-③ 「みのかも地域文化資源」の価値を共有するための情報発信を行う

「みのかも地域文化資源」の魅力や価値を市内外に広く PR するために、市内各部署や周辺町村と連携しながら、案内板やパンフレット、ホームページ等を活用した情報発信を進めます。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6~R10 (2024~2028)	R11~R15 (2029~2033)
29	市民ミュージアムホームページや市広報紙を通じた情報発信 「みのかも地域文化資源」の周知を図るために、市広報紙や市民ミュージアムのホームページや SNS を通して、情報の発信を行う。また、市民や団体が行う展示会等の成果発表を支援する。	・市（文化振興課・秘書広報課・まちづくり課） ・市民	・市 ・県 ・国*	 R6 ~ R15	
30	パンフレット・ガイドブック・看板を通じた情報発信 文化財パンフレット、ガイドブック、案内・説明板の作成、市民ミュージアムの展示品紹介を発展させた「イッテミテ」や ICT を活用した情報発信を行い、共有するための環境整備に取り組む。	・市（文化振興課・商工観光課） ・市民	・市	 R6 ~ R15	
31	「さとやまシュレ」を通じた情報発信 美濃加茂市と加茂郡を拠点に、動植物、自然の恵みを利用した持続可能な暮らしを考える、市民のための学びの場として、地域の里山に関わる情報や読み物を発信するとともに、年数回開催される講座では、参加者と一緒に、学び、発見しながらこれからの「里山まちづくり」を考える。	・市（関係課） ・市民 ・他の自治体（川辺町・白川町・東白川村）	・市 ・町村負担金	 R6 ~ R7	

*：国（地方創生交付金－拠点整備－効果促進事業）

方針3-④ 「みのかも地域文化資源」を多様な人々と共有するための情報発信を行う

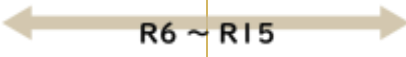
美濃加茂市が第二のふるさととなる外国の方に向け、「みのかも地域文化資源」を共有するための情報発信を進めます。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6~R10 (2024~2028)	R11~R15 (2029~2033)
32	外国人向けの情報発信（美濃加茂市文化財観光推進事業） 文化観光推進事業（文化庁補助事業）を活用して、多文化共生を目的に、海外の方を対象としたコンテンツを作成する。	・市（商工観光課・まちづくり課） ・市民	・市 ・国	 R6	

4 「みのかも地域文化資源」を活かすための方針・措置

方針4ー① 「みのかも地域文化資源」の新たな魅力や価値を関係者と共に創造する

「みのかも地域文化資源」の新たな魅力や価値に触れることで、市民の身体が元気になり、心が豊かになるような取組みを進めます。また、美濃加茂市で活躍した先人の実績や愛したことに触れることで、「みのかも地域文化資源」の新たな魅力を創作・表現する活動を支援します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
33	博物館で市民を元気にする事業 市民一人ひとりの幸福実現に貢献するため、社会的孤立の解消、心的健康の増進、社会的包括性の促進等を進められるよう、市民ミュージアムで所有する「みのかも地域文化資源」を活かしたウォーキングコース（逍遙こみち）の設定、健全な食生活の推進に、郷土料理を提案・展開等を通して支援する。	・市（文化振興課・スポーツ振興課・健康課） ・市民	・市		
34	高齢者を元気にする事業 認知症予防のため、回想法で「自分の過去を話す」際等に、「みのかも地域文化資源」を活用することで、過去の自分の写真や思い出の品物などとともに、自分を見直すための手助けとなるよう支援する。	・市（文化振興課・高齢福祉課） ・関係団体・機関（社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会） ・市民	・市		
35	心を元気にする事業（博物館浴） 市民ミュージアムで、人々が歴史や文化、自然に触れることで、さまざまなストレスを軽減できる場として活用する。	・市（文化振興課） ・関係団体・機関（関係医療機関） ・市民	・市		
36	創作・表現活動の推進 「みのかも地域文化資源」のうち、先人（坪内逍遙等）に関わるものについて、事績や愛した文化活動等を再生したり、新たな性格を付与して創造したりする活動の公演、発表を行う。	・市（文化振興課・ひとづくり課（文化会館）） ・市民	・市		

方針4ー② 「みのかも地域文化資源」を観光・商業振興に活かす

賑わいづくりのために、「みのかも地域文化資源」や歴史文化の特性（第3章）を活かした拠点づくり、イベントの実施を行います。また、かつて賑わいを見せた中山道太田宿の面影が残る空き家をはじめ、「旧吉田家住宅」等を活用し、観光・商業の活性化を図ります。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
37	「太田宿中山道会館」を中心とした中山道太田宿の観光振興 中山道太田宿の歴史文化・江戸時代の宿場や旅の様子などの展示、飲食店舗の運営、イベントの実施を通して中山道太田宿の活性化を図る。	・市（商工観光課） ・関係団体・機関（指定管理者） ・「みのかも地域文化資源」の所有者 ・市民	・市	 R6～R15	
38	国登録有形文化財「旧吉田家住宅」の活用 江戸時代に旅籠を営んでいた「吉田家住宅」を活用した中山道太田宿のお休み処として管理・運営を行う。	・市（商工観光課） ・関係団体・機関（指定管理者） ・市民	・市	 R6～R15	
39	平成姫街道事業 起業や出店を促し、中山道太田宿の空き家等を利用して新たに店及び起業する個人又は法人に対し、予算の範囲内において平成姫街道事業に伴う起業支援補助金を交付する。	・市（商工観光課） ・「みのかも地域文化資源」の所有者 ・市民	・市	 R6～R15	

方針4ー③ 「みのかも地域文化資源」を地域振興やコミュニティ形成に活かす

地域内の人と人をつなぐ要素として、地域の歴史文化が色濃く残る「旧伊深村役場庁舎」をカフェとして利活用し、コミュニティの強化の場として活用します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
40	国登録有形文化財「旧伊深村役場庁舎」の保存・活用 「旧伊深村役場庁舎」（国登録有形文化財）をカフェとして利活用し、コミュニティの場とする。	・市（まちづくり課・文化振興課） ・市民	・市 ・町村負担金	 R6～R15	

5 「みのかも地域文化資源」をみんなで支えるための方針・措置

方針5ー① 「みのかも地域文化資源」を支える団体等を支援する

「みのかも地域文化資源」を支えたいと思う市民や団体等（特に子育て世代の市民）が、保存・活用の取組みに参画しやすい環境を整えます。また、まちづくり協議会をはじめとした、「みのかも地域文化資源」を支えるさまざまな地域団体の連携し、その活動を支援します。さらに、市外からの来訪者に「みのかも地域文化資源」を分かりやすく伝える担い手の育成を支援します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
41	市民ミュージアム活動事業 「みのかも地域文化資源」の調査や保存、記録、催事等について、学芸員や専門家の指導を受けられるような協力を行い、活用をしようとする市民や自主的なサークル、ボランティア団体が主体的に参画できる仕組みを作る。またその参加者が、自分も参画したいという意欲を感じられるようにし、子育て世代の市民も参加しやすい環境を整える。	・市（文化振興課・子育て支援課） ・関係団体・機関 ・市民	・市	R6 ～ R15	
42	「美濃加茂自然史研究会」の支援 美濃加茂市の自然史に関する調査、研究、また自然の豊かさを普及啓発する観察会や講演会等の取組みを行っている「美濃加茂自然史研究会」の活動を支援する。	・市（文化振興課） ・関係団体・機関（美濃加茂自然史研究会） ・市民	・市	R6 ～ R15	
43	「美濃加茂伝承料理の会」の支援 市民ミュージアム生活体験館「まゆの家」を会場にして、この地域に伝わる料理を取り上げ、調べて作る活動をしている「美濃加茂伝承料理の会」の活動を支援する。	・市（文化振興課） ・関係団体・機関（美濃加茂伝承料理の会） ・市民	・市	R6 ～ R15	
44	「きそがわ日和」の支援 中山道太田宿を中心に、「みのかも地域文化資源」を活用し、アートを通じて川・町・人をつなぎ、歴史文化など地域の魅力を発信するプロジェクトを実施する取組みを行うNPO法人きそがわ日和の取組みを支援する。	・市（土木課） ・関係団体・機関（NPO 法人きそがわ日和） ・市民	・市	R6 ～ R15	
45	まちづくり協議会の活動の支援 まちづくり協議会が中心となり、各地域で「みのかも地域文化資源」の保存・活用を行う取組みを支援する。	・市（まちづくり課） ・関係団体・機関（各地区まちづくり協議会） ・市民	・市	R6 ～ R15	

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
46	文化財普及のための人材育成（美濃加茂市文化財観光推進事業） 地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）（文化庁補助事業）を活用して、文化遺産の普及啓発や観光ガイドなどの人材を育成する。	・市（商工観光課・文化振興課） ・市民	・市 ・国	R6	

6 「みのかも地域文化資源」をつなぐための方針・措置

方針6-① 「みのかも地域文化資源」を市域全体で保存・活用するための 各関係者との連携を強化する

「みのかも地域文化資源」を保存・活用する取組みを行うさまざまな関係者との連携を強化して保存・活用を進めます。そのために、行政だけでなく、文化財所有者や専門家と共に組織する「美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会」を立ち上げ、本計画に基づく保存・活用の取組みを推進します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
47	庁内連携の強化のための仕組みづくり 「みのかも地域文化資源」を保存・活用する取組みを全庁で推進していくための、庁内横断的な連携体制を構築する。	・市（文化振興課）	・市		
48	文化財保存活用地域計画協議会の運営 本計画の実施に関する協議や調整、措置の進捗管理を行う機関として、行政、「みのかも地域文化資源」の所有者、専門家などで組織する美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会を運営する。	・市（文化振興課・学校教育課・まちづくり課・商工観光課） ・「みのかも地域文化資源」の所有者 ・美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会	・市		

方針6-② 「みのかも地域文化資源」を博物館を拠点に保存・活用するための 仕組みを強化する

美濃加茂市内8つの地区（1章2-4）のアイデンティティを尊重しつつ、美濃加茂市としての一体感を高めるとともに、「みのかも地域文化資源」の保存と活用の活動を将来につなぐため、市民ミュージアムを拠点に、各地区の歴史や文化を分かりやすく伝え、団体が活動発表をできる場を用意します。また、各地区の住民が「みのかも地域文化資源」を活かした事業を進める場合には相談を受け、実施協力を行います。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
49	市民ミュージアムをハブとした地区とのつながりの強化 市民ミュージアムが中心となり、市内各所の歴史や文化をわかりやすく伝える企画展や事業の実施、各地区で活動する団体の活動発表の場の用意を行う。	・市（文化振興課） ・市民	・市		
50	各地区の住民活動の推進 地域の歴史や文化を活かした事業への相談、協力を行う。	・市（文化振興課・まちづくり課） ・市民	・市		

第9章 「みのかも地域文化資源」の一体的・総合的な保存・活用

Ⅰ 関連文化財群の捉え方

Ⅰ-Ⅰ 関連文化財群とは

文化財保存活用地域計画における「関連文化財群」とは、指定・未指定に関わらず多種多様な文化財を歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉え、総合的・一体的に保存・活用するための枠組みです。

美濃加茂市では、多様な「みのかも地域文化資源」を「まとまり」をもって扱います。地域で大切にされてきた未指定の文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができます。

[本計画の関連文化財群のイメージ]



Ⅰ-2 歴史文化の特性と関連文化財群の関係

文化財保存活用地域計画に基づく関連文化財群については、それぞれのストーリーについて、課題と方針を踏まえた上で、効果的な措置を設定していくことが求められます。

本計画期間では、将来像の達成に向けて、美濃加茂市の歴史文化の特性（第3章）のうち、2つの歴史文化の特性を基に、計4つの関連文化財群を設定し、「みのかも地域文化資源」のつながりを活かした保存・活用の取り組みを行います。

[美濃加茂市の歴史文化の特性と関連文化財群の関係]



2 関連文化財群

2-1 関連文化財群「山の里での暮らし」

「山の里」として、市域北部は、山からの恵みを大切にしながら自然と共存してきました。その暮らしを象徴する「みのかも地域文化資源」をつなげ、ストーリー「山の里での暮らし」とします。

①概要

長良川水系に属し、美濃山地の裾野に位置する自然豊かなこの地域で、人々は山の恵みを受けながら暮らしを営んできました。

伊深地区には、こうした暮らしの舞台となり、人々の心を潤した穏やかな自然を象徴する「岩山の絶景・幻の滝」があります。また、「天王用水」や「新谷の池」などは人々の営みの証です。そのほか、集まり暮らす人々を支えた行政機能として「旧伊深村役場庁舎」、この地で育つ子どもたちへの教育機関として「秀文義校跡」が遺っています。そして、この伊深地区の人々の暮らしを、持ち前の知恵や知識により豊かにしてきた人々のゆかりの地が各所に遺されています。

[山の里での暮らしにまつわる「みのかも地域文化資源」の一覧]

No.	名称	指定種別	分類
1	旧伊深村役場庁舎	国登録有形文化財	建造物
2	秀文義校跡	未指定	遺跡(史跡)
3	天王用水	未指定	有形民俗(日常)
4	天王用水取水口	未指定	有形民俗(日常)
5	新谷の池	未指定	有形民俗(日常)
6	井上太十郎氏頌徳碑	未指定	石造物(記念碑)
7	牛牧の桜並木	未指定	景勝地
8	岩山の絶景・幻の滝	未指定	自然史資料(地質)
9	青木鯉二の墓	未指定	石造物(墓碑)

〔山の里での暮らしにまつわる「みのかも地域文化資源」の分布図〕



〔旧伊深村役場庁舎〕



〔新谷の池〕



〔牛牧の桜並木〕

(写真出典) 中:『バス停からの小さな旅』

右:市民ミュージアムホームページ『森の道草2016/4/7』

②課題

- ・「山の里での暮らし」に関する「みのかも地域文化資源」は、地域住民の手で把握調査が進められています。しかし、学術的な観点での詳細調査を十分に行うことができておらず、美濃加茂市の歴史文化を表す貴重な史料として、十分な価値づけができていません。
- ・「山の里での暮らし」を伝えていくために、伊深地区まちづくり協議会を中心に地域住民による保存・活用が進められています。引き続き、この取組みを支援していくためには、地域住民と更なる連携を行うことが求められます。
- ・「山の里での暮らし」を構成する「みのかも地域文化資源」の中には、山の中に存在し、管理が十分に行き届いていないものがあります。今後、さまざまな人がこれらを訪れ、地域の歴史文化を学ぶためには、十分な安全性の確保ができていません。

③方針

- ・価値を明らかにするための、学術的な調査を進めます。
- ・地域住民による保存・活用の取組みを更に推進するために、引き続き、地域との連携を図ります。
- ・多くの人々が「みのかも地域文化資源」を実際に訪れ、触れられるよう、十分な安全性の確保を図ります。

④措置

③方針を踏まえて、下記の措置を実行します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6~R10 (2024~2028)	R11~R15 (2029~2033)
A	「山の里での暮らし」にまつわる 「みのかも地域文化資源」の詳細 調査 逸失の可能性が高い文化財から 優先的に詳細調査を行う。 【関連措置:No.5】	・市（文化振興課） ・関係団体・機関 （伊深地区まちづ くり協議会）	・市	← R6 ~ R15 →	
B	伊深地区まちづくり協議会の活動 の支援 伊深地区まちづくり協議会が中心 となり行う「みのかも地域文化資 源」の保存・活用の取組みを支援 する。 【関連措置:No.45】	・市（文化振興課・ まちづくり課） ・関係団体・機関 （伊深地区まちづ くり協議会）	・市	← R6 ~ R15 →	
C	「みのかも地域文化資源」の公開 活用のための環境整備 生涯学習や教育での公開活用の 可能性が高い「みのかも地域文化 資源」を中心に、人々が安全に訪 問できるような環境整備を行う。 【関連措置:No.30】	・市（文化振興課） ・市民	・市	← R6 ~ R15 →	

2-2 関連文化財群「山の里での祈りと伝説」

自然と共に生き、自然への感謝や畏敬の念など、さまざまな想いが巡らされたことを象徴する「みのかも地域文化資源」をつなげ、ストーリー「山の里での祈りと伝説」とします。

①概要

山の縁と隣り合い、静かな時間が流れる伊深地区は、禅僧の修行の場には選ばれました。また、自然に囲まれる暮らしの中で、人々がさまざまな想いを馳せたことで、祈りや信仰が生まれました。また、後世まで語り継がれる伝説や民話も遺されています。

伊深町寺洞には、関山無相大師（えげんさん）が伊深地区に庵を結び修行したのがはじまりといわれる「正眼寺」があります。また、地区内には地域の人々の信仰の対象として祀られる神社があります。その1つ、追洞にある「星宮神社」には、伊深町・大洞出身の日本画家・大矢峻嶺が描いた富士の絵が奉納されています。「諏訪神社」や「星宮神社」には、神様が降臨されるときに足を洗われる場所（井戸）である「じよりぬぎ場」があります。そのほか、伝説や民話として、自然と共に生きる中で生まれた言い伝えのある「龍宮の淵」や、えげんさんを慕う気持ちが伝わってくる「別れの涙笹」などが現代まで伝わっています。

[山の里での祈りと伝説にまつわる「みのかも地域文化資源」の一覧]

No.	名称	指定種別	分類
1	正眼寺	未指定	建造物（建物）
2	関山無相大師に関する伝説や民話	未指定	文化的資料（歴史資料）
3	龍安寺	未指定	建造物（建物）
4	龍安寺梵鐘	県重要文化財	工芸品
5	龍安寺鐘楼門	市指定有形文化財	建造物
6	禅徳寺	未指定	建造物（建物）
7	最乗寺	未指定	建造物（建物）
8	星宮神社	未指定	建造物（建物）
9	大矢峻嶺の絵画	未指定	文化的資料（絵画）
10	諏訪神社	未指定	建造物（建物）
11	賀茂神社	未指定	建造物（建物）
12	高倉神社	未指定	建造物（建物）
13	中切弘法堂	未指定	建造物（建物）
14	伊深義民・戦没者の記念碑	未指定	石造物（記念碑）
15	義民供養の石地蔵	未指定	石造物（記念碑）
16	六部の墓	未指定	石造物（墓碑）
17	村井長門守の墓	未指定	石造物（墓碑）
18	星宮神社のじよりぬぎ場	未指定	遺跡（伝承地）
19	龍宮の淵	未指定	遺跡（伝承地）
20	別れの涙笹	未指定	遺跡（伝承地）

（参考）『美濃加茂事典』市民ミュージアムホームページ http://www.forest.minokamo.gifu.jp/m_dictionary/index.cfm
『伊深事典』伊深まちづくり協議会ホームページ
<https://ibukamachi.com/index.php?%E4%BC%8A%E6%B7%B1%E4%BA%8B%E5%85%B8#s07e66a7>

〔山の里での祈りと伝説にまつわる「みのかも地域文化資源」の分布図〕



〔正眼寺〕



〔関山無相大師に関する伝説や民話（絵本『えげんさん』）〕



〔龍安寺 梵鐘〕



〔星宮神社〕

（写真出典）左：『えげんさん』伊深まちづくり協議会発行 右：『バス停からの小さな旅』

②課題

- ・祈りや伝説に関するさまざまな「みのかも地域文化資源」が所在していますが、個々の寺社や言い伝えの関連性が明らかになっていません。
- ・伊深小学校では、絵本『えげんさん』を活用して、子どもたちに地域の歴史文化を伝える取組みを行っています。しかし、その他の祈りや伝説にまつわることに限っては、十分に伝えることができていません。

③方針

- ・個々の寺社や言い伝えの関連性を明らかにするために、学術的な調査を行います。
- ・伊深地区が祈りの里であることを子どもたちに伝えるために、『えげんさん』を核としながら、そのほかの「みのかも地域文化資源」とのつながりを含めて伝える取組みを行います。

④措置

③方針を踏まえて、下記の措置を実行します。

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
D	「山の里での祈りと伝説」にまつわる「みのかも地域文化資源」の詳細調査 本関連文化財群を構成する「みのかも地域文化資源」同士の関係性を明らかにするための詳細調査を実施する。 【関連措置:No.5】	・市（文化振興課） ・関係団体・機関（伊深地区まちづくり協議会）	・市	R6 ～ R15	
E	「山の里での祈りと伝説」の教育での活用 絵本『えげんさん』に加え、本関連文化財群で位置づけた「みのかも地域文化資源」を教育で活用し、子どもたちに歴史文化を伝える取組みを行う。 【関連措置:No.27】	・市（文化振興課） ・関係団体・機関（伊深小学校・伊深地区まちづくり協議会）	・市	R6 ～ R15	

2-3 関連文化財群「川のまちの古い建物」

川を使った流通の中継地点として、江戸と京都を結ぶ中山道の宿場として、さらに、飛騨街道をはじめとする県内各地や県外との結節点として栄えてきた太田のまちの雰囲気を感じることができる、古い建物群をつなげ、ストーリー「川のまちの古い建物」とします。

① 概要

江戸と京都を結ぶ重要な街道のうち、中山道三大難所の1つ「太田の渡し」がある中山道太田宿は、木曾川筋の軍事・政治・経済の重要な拠点として位置づけられました。江戸時代、中山道を往来する人やモノで溢れ、中濃地域の中心地となった中山道太田宿は、その後も賑わいと発展を続けました。

江戸時代に中山道太田宿の脇本陣として機能した、「旧太田脇本陣林家住宅」では、切妻の両端に立派な“うだつ”が設けられ、この家の権威と格式を示しています。また、中山道沿いには、江戸末期から明治初期に建築されたうだつのある町家が遺ります。また、「旧太田警察署（のちの太田町役場庁舎）」や「旧十六銀行太田支店」などの近代の建物も多く遺ります。

[川のまちの古い建物にまつわる「みのかも地域文化資源」の一覧表]

No.	名称	指定種別	分類
1	旧太田宿本陣門	市指定有形文化財	建造物
2	旧太田宿本陣門（中山道会館内に移築）	未指定	建造物（建物）
3	旧太田脇本陣林家住宅（主屋ほか・隠居家）	国重要文化財	建造物
4	渡辺家（御代桜醸造）	未指定	建造物（建物）
5	旧太田警察署	未指定	建造物（建物）
6	則竹家	未指定	建造物（建物）
7	土屋家	未指定	建造物（建物）
8	旧十六銀行太田支店（伴野家）	未指定	建造物（建物）
9	吉田家住宅主屋	国登録有形文化財	建造物
10	旧太田郵便局	未指定	建造物（建物）

（参考）

『岐阜がつながる中山道ぎふ17宿 太田宿～伏見宿』中山道ぎふ17宿歩き旅事務局

『岐阜がつながる中山道ぎふ17宿 太田宿ゆかりの偉人をめぐる』中山道ぎふ17宿歩き旅事務局

『美濃加茂事典』市民ミュージアムホームページ

http://www.forest.minokamo.gifu.jp/m_dictionary/index.cfm

〔川のまちの古い建物にまつわる「みのかも地域文化資源」の分布図〕



〔凡例〕

「みのかも地域文化資源」の位置
(数字は一覧表に準ずる)



〔旧太田宿本陣門(市指定)〕



〔吉田家住宅主屋〕

② 課題

- ・美濃加茂市の中心地であった「川のまち 太田」の建造物について知ることは、美濃加茂市の歴史文化を明らかにするうえで重要です。しかし、一部の「みのかも地域文化資源」をのぞき、十分な調査が行えていないもの（「旧十六銀行太田支店（伴野家）」、「旧太田郵便局」）があります。
- ・建造物に加え、そこにどのような人が暮らしていたかを明らかにすることは、川のまちでの営みの解明につながります。しかし、建造物の改築歴や建造物を所有していた人物・家に関する調査が進んでいません。
- ・「川のまちの古い建物」を構成する「みのかも地域文化資源」は、市内外の人々が太田のまちの賑わいを感じられる場所として、活用していくことが求められますが、文化財所有者との連携が十分に図れていません。
- ・中山道太田宿周辺は、市内でも特に多くの観光客が訪れる場所です。しかし、川のまちのストーリーを伝えることができる観光ガイドが不足しています。

③方針

- ・「旧十六銀行太田支店（伴野家）」、「旧太田郵便局」について、建造物の形態を明らかにするための調査を行います。
- ・太田の川のまちの営みを明らかにするために、建造物の改変歴のほか、建物を所有していた家、人物の来歴に関して調査を進めます。
- ・今後、「川のまちの古い建物」を生涯学習、教育、観光などさまざまな面で活用していくために、所有者との調整を行い、連携を図ります。
- ・「川のまちの古い建物」の魅力を来訪者にわかりやすく伝えるための、観光ガイドの育成を行います。

④措置

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
F	「川のまちの古い建物」の詳細調査 旧十六銀行太田支店（伴野家）、 旧太田郵便局の詳細調査を行う。 <i>【関連措置：No.5】</i>	・市（文化振興課）	・市	R6 ～ R15	
G	「川のまちの古い建物」にまつわる 人物・家に関する調査 建物に残された古文書類を基に、 則竹家をはじめとした建造物を所有 する家・人物に関する調査を行う。 <i>【関連措置：No.5】</i>	・市（文化振興課） ・市民	・市	R6 ～ R15	
H	「川のまちの古い建物」の所有者 との連携 建物所有者と今後の保存・活用に向 けた検討、連携を行う。 <i>【関連措置：No.37】</i>	・市（文化振興課） ・「みのかも地域文化 資源」の所有者	・市	R6 ～ R15	
I	観光ガイドの育成 地域文化財総合活用推進事業を活用 して、関連文化財群の普及啓発や観光 ガイドなどの人材を育成する。 <i>【関連措置：No.46】</i>	・市（商工観光課・ 文化振興課） ・市民	・市 ・国	R6	

2-4 関連文化財群「川のまちの文学碑」

自然的環境、地理的環境に恵まれた美濃加茂市の地は、さまざまな人々が暮らし、訪れ、影響を与えてきました。「川のまち 太田」には、そのような彼らの足跡を示す文学碑が多く残されているため、これらをつなぎ、ストーリー「川のまちの文学碑」とします。

①概要

豊かな自然に抱かれ、ゆったりとした時間が流れる美濃加茂市では、多くの文化人が生まれ、集まり、創作活動の拠点としていました。また、五街道の1つである中山道と飛騨へ向かう飛騨街道、関や郡上へ向かう関街道の分岐点であり、かつ水運の要である木曽川に面している中山道太田宿周辺では特に、さまざまな人が集まり、新しいひらめきが生まれる場所でもありました。

美濃加茂市生まれの文化人として、近代日本を代表する劇作家、小説家、教育者である坪内逍遙、美濃加茂市で創作活動を続けた人物として岡本一平や林魁一、美濃加茂市ゆかりの文化人として、播隆上人、松尾芭蕉や北原白秋などがいます。

[川のまちの文学碑にまつわる「みのかも地域文化資源」の一覧表]

No.	名称	指定種別	分類
1	坪内逍遙顕彰碑	未指定	石造物(記念碑)
2	蘇北吟社句碑	未指定	石造物(文学碑)
3	竹庭句碑	未指定	石造物(文学碑)
4	武田耕雲斎歌碑	未指定	石造物(文学碑)
5	岡本一平句碑	未指定	石造物(文学碑)
6	坪内逍遙歌碑	未指定	石造物(文学碑)
7	北原白秋歌碑	未指定	石造物(文学碑)
8	松尾芭蕉句碑	未指定	石造物(文学碑)
9	播隆上人歌碑	未指定	石造物(文学碑)
10	岡本一平終焉の地 碑	未指定	石造物(記念碑)
11	長尾和男詩碑	未指定	石造物(文学碑)

※順序はおおむね中山道沿いに西からの分布順に準ずる

(参考)

『市民のための美濃加茂の歴史』 市民ミュージアム、1995年

『岐阜県の地名 日本地名体系』第21巻 平凡社、1989年

『みのかもの石碑たち』市民ミュージアムホームページ

<http://www.forest.minokamo.gifu.jp/cultural/sekihi/index.cfm>

[川のまちの文学碑にまつわる「みのかも地域文化資源」の分布図]



【凡例】

no. 「みのかも地域文化資源」の位置
(数字は一覧表に準ずる)



[坪内逍遙顕彰碑]



[蘇北吟社 句碑]



[武田耕雲斎 歌碑]



[北原白秋 歌碑]

②課題

- ・文学碑の歴史的背景やこの地に置かれた意味について知ることは、美濃加茂市の歴史文化を明らかにするうえで重要です。しかし、そのための調査が十分に実施できていません。
- ・「川のまちの文学碑」を構成する「みのかも地域文化資源」は、地域の団体により保存・活用が図られているものがあります。文学碑を通して、歴史文化の特性を市民に伝えていくためには、こうした地域の団体との更なる連携が必要不可欠です。

③方針

- ・各文学碑が持つ歴史的背景を明らかにするために、学術的な詳細調査を行います。
- ・歴史文化の特性を市民に伝えていくために、坪内逍遙博士顕彰会など文学碑を保存・活用している地域の団体との連携を強化します。

④措置

No.	名称・内容	主体	主な 資金源	期間	
				R6～R10 (2024～2028)	R11～R15 (2029～2033)
J	「川のまちの文学碑」にまつわる 「みのかも地域文化資源」の詳細 調査 逸失の可能性が高い文学碑にまつ わる文化財から優先的に詳細調査 を行う。 <i>【関連措置：No.5】</i>	・市（文化振興課）	・市	← R6 ～ R15 →	
K	「川のまちの文学碑」の保存・活用 を担う団体との連携 坪内逍遙博士顕彰会など、関連す る「みのかも地域文化資源」の保 存・活用を担う団体と連携を強化 する。 <i>【関連措置：No.45】</i>	・市（文化振興課） ・関係団体・機関 （坪内逍遙博士 顕彰会）	・市	← R6 ～ R15 →	

第10章 「みのかも地域文化資源」の保存・活用の推進体制

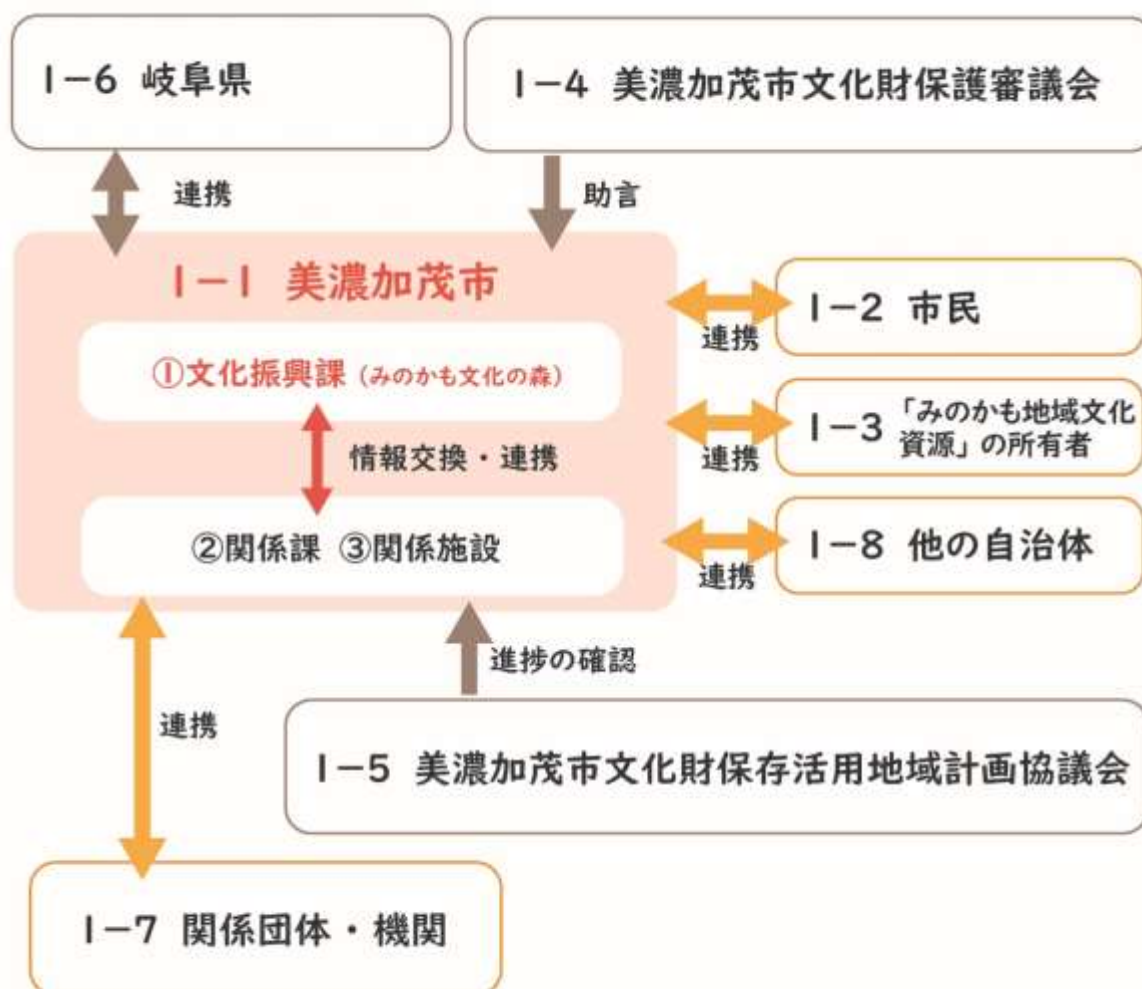
Ⅰ 保存・活用の推進体制

「みのかも地域文化資源」の保存・活用は、市民協働部 文化振興課を中心に、文化財保護・文化振興・博物館運営を軸に、教育、まちづくり、観光等の幅広い分野を所管する庁内の関係部局と連携して推進します。また、市内には「みのかも地域文化資源」に関わる多くの関連団体のほか、美濃加茂市の歴史文化と関連する歴史文化を有する他の市町村など、広域・多様な主体と連携を図ります。また、各関係者と本計画の将来像・方向性・方針を共有し、措置を実施することが重要であるため、継続的な情報交換を行います。

文化庁や岐阜県より、助言・支援を受けながら、美濃加茂市文化財保護審議会と美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会からの助言を踏まえて、計画を推進します。

関係各課の役割と組織体制のあり方については、保存・活用の更なる改善の必要性、方針や措置の多様化が進むことも想定されるため、適宜見直しを図ります。

[推進体制図]



1-1 美濃加茂市

①文化振興課(みのかも文化の森)

本計画の所管課は「市民協働部 文化振興課」で、市民ミュージアム内にあります。概要は、以下の通りです。(令和6(2024)年4月1日現在)

■構成

総務係:3名、学芸学習係:16名/うち、専門職員7名。職員:5名、会計年度任用職員:14名

■業務内容

- ・芸術文化の振興、みのかも文化の森の設置及び管理、その他文化振興に関すること。
- ・文化財の調査、指定、保護、管理、活用に関すること。
- ・地域の自然、歴史及び文化的資料を収集・保存、整理・調査・研究、展示すること。

②関係課

「みのかも地域文化資源」の保存・活用を推進するために、下記に掲げる関係課と連携して措置を実施します。

[関係課一覧表]

課名	主な業務内容
■市民協働部	
まちづくり課	地域活動の推進、多文化共生に関すること 等
ひとづくり課	生涯学習活動の推進、図書館資料の整備、文化団体育成に関すること 等
スポーツ振興課	野外活動及びスポーツフェスティバルに関すること 等
■産業振興部	
農林課	有害鳥獣及び狩猟、里山再生に関すること 等
商工観光課	市内観光、広域圏観光推進、中山道の観光推進、観光施設の整備、地域産業資源の活用に関すること、中山道太田宿建造物の保存と修景等
環境課	環境保全、特定外来種、生物多様性地域連携促進に関すること 等
■建設水道部	
都市計画課	景観計画に関すること、保存樹等の指定、開発・砂利採取の審議、空き家等対策に関すること 等
■総務部	
総務課	文書管理に関すること 等
防災安全課	地域防災計画に関すること、防犯まちづくり推進、消防、防災対策に関すること 等
■経営企画部	
秘書広報課	市報の発行、シティプロモーションに関すること 等
■健康こども部	
健康課	健康づくり事業、食生活改善業務・栄養指導に関すること 等
高齢福祉課	認知症施策総合支援事業に関すること 等
子育て支援課	子育て支援に関すること 等
■教育委員会	
学校教育課	学校教育に関する指導、社会科副読本に関すること 等

③関係施設

「みのかも地域文化資源」の保存・活用を推進するために、下記に掲げる関係施設と連携して措置を実施します。

[関係施設一覧表]

施設名	所在地	施設概要
太田宿中山道会館	太田地区	中山道太田宿散策の拠点施設(情報・飲食・土産)。
ぎふ清流里山公園	山之上地区	里山を楽しむ、あそぶ、体験できる施設。グルメ、買い物もあり。
旧伊深村役場庁舎／いぶカフェ	伊深地区	伊深町で収穫された米や野菜、地域の郷土料理等を提供。美濃加茂市の魅力を発信。

1-2 市民

市民のさまざまな活動により「みのかも地域文化資源」が守られています。本計画に基づき、市民と共に保存・活用の取組みを進めます。

1-3 「みのかも地域文化資源」の所有者

指定・未指定を問わず、「みのかも地域文化資源」の所有者と連携して、保存・活用を進めます。

1-4 美濃加茂市文化財保護審議会

本計画で位置づけた文化財の保存・活用に関わる措置の実施にあたっては、美濃加茂市文化財保護審議会委員の助言を受けて行います。

[文化財保護審議会の概要]

- ・美濃加茂市文化財保護条例の第6章、第26条により設置。教育委員会の附属機関。
- ・審議会は、委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的技術的事項を調査審議し、必要と認める事項を教育委員会に建議する。[27条]
- ・審議会は、委員10名以内で組織する。[29条]

1-5 美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会

本計画で示した措置の進捗について、毎年度末に美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会に報告を行います。また、計画の中間年である令和9(2027)年に見直しを行い、必要に応じて、美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会での助言を踏まえて、事業計画の改訂を行います。

1-6 岐阜県の機関

岐阜県及び岐阜県所管の美術館や博物館、必要に応じて文化庁等の国の機関との連携を図ります。

[岐阜県及び国の機関]

・岐阜県文化伝承課
・岐阜県文化創造課
・岐阜県博物館
・岐阜県文化財保護センター
・岐阜県美術館
・岐阜県現代陶芸美術館
・岐阜県図書館
・文化庁
・国立文化財機構文化財防災センター

1-7 関係団体・機関

「みのかも地域文化資源」の調査・研究、また保存・活用に関わる多くの団体や機関が存在します。これらの機関と綿密な情報交換を行い、連携を図りながら、保存・活用を進めます。

[関係団体・機関]

・各地区まちづくり協議会
・市内小学校、中学校、高校
・美濃加茂自然史研究会
・みのかも文化の森ボランティア
・美濃加茂伝承料理の会
・みのかも「声のドラマ」の会
・坪内逍遙博士顕彰会
・津田左右吉博士顕彰会
・美濃加茂市観光協会
・美濃加茂市観光案内ボランティア
・社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
・JA めぐみの
・美濃加茂商工会議所
・美濃加茂市堂上蜂屋柿振興会
・岐阜県博物館協会
・岐阜県文化財保護協会
・岐阜県郷土資料研究協議会
・岐阜県歴史資料保存協会
・円空連合

・岐阜大学
・岐阜聖徳学園大学
・愛知大学
・早稲田大学
・関係医療機関
・指定管理者
・きそがわ日和

1-8 他の自治体

美濃加茂市の歴史文化は、市域をまたがって広がっているため、「みのかも地域文化資源」の効果的な保存・活用を推進するためには、市外の市町村との連携が必要不可欠です。そのため、関連する自治体間との情報共有や連携を引き続き行います。

〔「みのかも地域文化資源」に関連する他の自治体〕

・みのかも定住自立圏（坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）
・木曽川中流域観光振興協議会（可児市、各務原市、坂祝市、犬山市）
・さとやまシュレ（加茂郡）

2 防災・防犯体制

2-1 防災対策

「みのかも地域文化資源」の防災対策について、重要文化財については、文化庁『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』、『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を踏まえて災害対策を講じます。そのほかの「みのかも地域文化資源」についても、『岐阜県地域防災計画（「一般対策計画」「地震対策計画」）』、『岐阜県文化財保存活用大綱』、『美濃加茂市地域防災計画』、『美濃加茂市地域強靱化計画』に基づき、災害対策を講じます。

また、本計画に位置付けた、「No.17 発災時のスキームの検討」「No.18「みのかも地域文化資源」防災事業」「No.19「みのかも地域文化資源」レスキュー事業」に基づき、防災対策を強化します。

万が一、災害が発生した際には、「岐阜県指定文化財被害発生時の対応について『文化財の防災の手引き』」に基づき、対応します。また、所有者、管理責任者または管理団体は、被害状況を調査し、消防・警察機関に通報します。美濃加茂市は、「みのかも地域文化資源」の被害情報の迅速な把握に努め、文化庁及び岐阜県、岐阜県を通じて国立文化財機構文化財防災センター等の関係機関に被災状況を報告します。また、指導・助言を受けて、文化財所有者、管理責任者または管理団体に必要な指示を伝達します。

2-2 防犯対策

全国各地で、文化財に対する落書き等の毀損被害や盗難被害が生じています。本計画に位置付けた措置により、「みのかも地域文化資源」を市民に共有し、保存への意識を高め、盗難・毀損が生じない環境づくりを進めます。

また、本計画の措置、「No.20「みのかも地域文化資源」の防犯事業」に基づき、防犯対策を強化します。

万が一、盗難等が発生した場合は、文化庁で運用されている所在不明文化財の情報提供サイト「取り戻そう！みんなの文化財」に情報を登録し、早期発見に努めます。

3 計画の進捗管理と自己評価

本計画の推進にあたり、位置付けた措置に基づき、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもと、進捗管理を行います。

3-1 毎年度の進捗管理と自己評価

毎年度末に、進捗状況の自己評価を美濃加茂市文化財保護審議会と美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会へ報告を行い、計画の進捗状況や達成状況を諮ります。

本計画に示した各種取組のうち、重要業績評価指標（KPI）が設定できるものについては、毎年度当初に指標を設定し、翌年度当初に自己評価を実施して、進捗管理を行います。また、他の部署が主体となって進める事業については、各年度に報告される統計書や事務事業評価の結果等を集約し、状況を把握します。

3-2 中間年度（令和12（2030）年度）の進捗管理と自己評価

第7次総合計画の策定が予定される令和12（2030）年度には、美濃加茂市文化財保存活用地域計画協議会で見直しを行います。達成状況と進行における課題を把握し、自己評価を行い、その成果を当該措置の改善及び他の措置や次の展開への反映に努め、必要に応じて事業計画を改訂します。見直しを受けて、次に掲げる変更を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を申請します。

[文化庁長官による認定が必要な変更]

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

上記以外の軽微な変更を行う場合は、岐阜県及び文化庁に情報提供します。

3-3 終了年度（令和15（2033）年度）の進捗管理と自己評価

計画期間終了時には、最終評価を行い、次期計画の作成に向けて、最終的な進捗をとりまとめます。